



2022年9月22日

各 位

会 社 名 株式会社 筑波銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 生田 雅彦  
(コード番号 8338 東証プライム)  
問 合 せ 先 執行役員  
総合企画部長 木幡 浩  
(Tel. 029-859-8111)

### 「経営強化計画」の策定について

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、「経営強化計画」を策定し金融庁に提出しておりましたが、本日、金融庁において計画の承認が決定されましたので、お知らせいたします。

当行は、「経営強化計画」に盛り込んだ具体的方策を着実に実行し、地域の中小企業の事業者に対して、「伴走型支援」に『とことん』取組むとともに、地域経済の持続的発展に努めてまいります。

#### 記

##### 1. 計画期間

2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間

##### 2. 計画の内容

別添資料のとおり。

- (1) 経営強化計画 (ダイジェスト版)
- (2) 経営強化計画 (本文)

以上

# 経営強化計画（ダイジェスト版）

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律第12条）

2022年6月



筑波銀行

# 目次

- 1.前経営強化計画の総括 ..... P1～
- 2.第5次中期経営計画の概要 ..... P11～  
『Rising Innovation 2025』～未来への懸け橋～ 『つながり』
- 3.新経営強化計画の概要 ..... P13～

# 1.前経営強化計画の総括

## 基本方針

筑波銀行は、金融機能強化法（震災特例）の趣旨を踏まえ、導入した公的資金を有効に活用して、

**【基本方針1】 事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大**

**【基本方針2】 企業のライフステージに応じた本業支援**

**【基本方針3】 企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援**

**【基本方針4】 担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給**

に積極的に取り組み、全行員一丸となって、地域経済や地域の面的な復興・振興に貢献してまいります。

## 前計画のテーマ

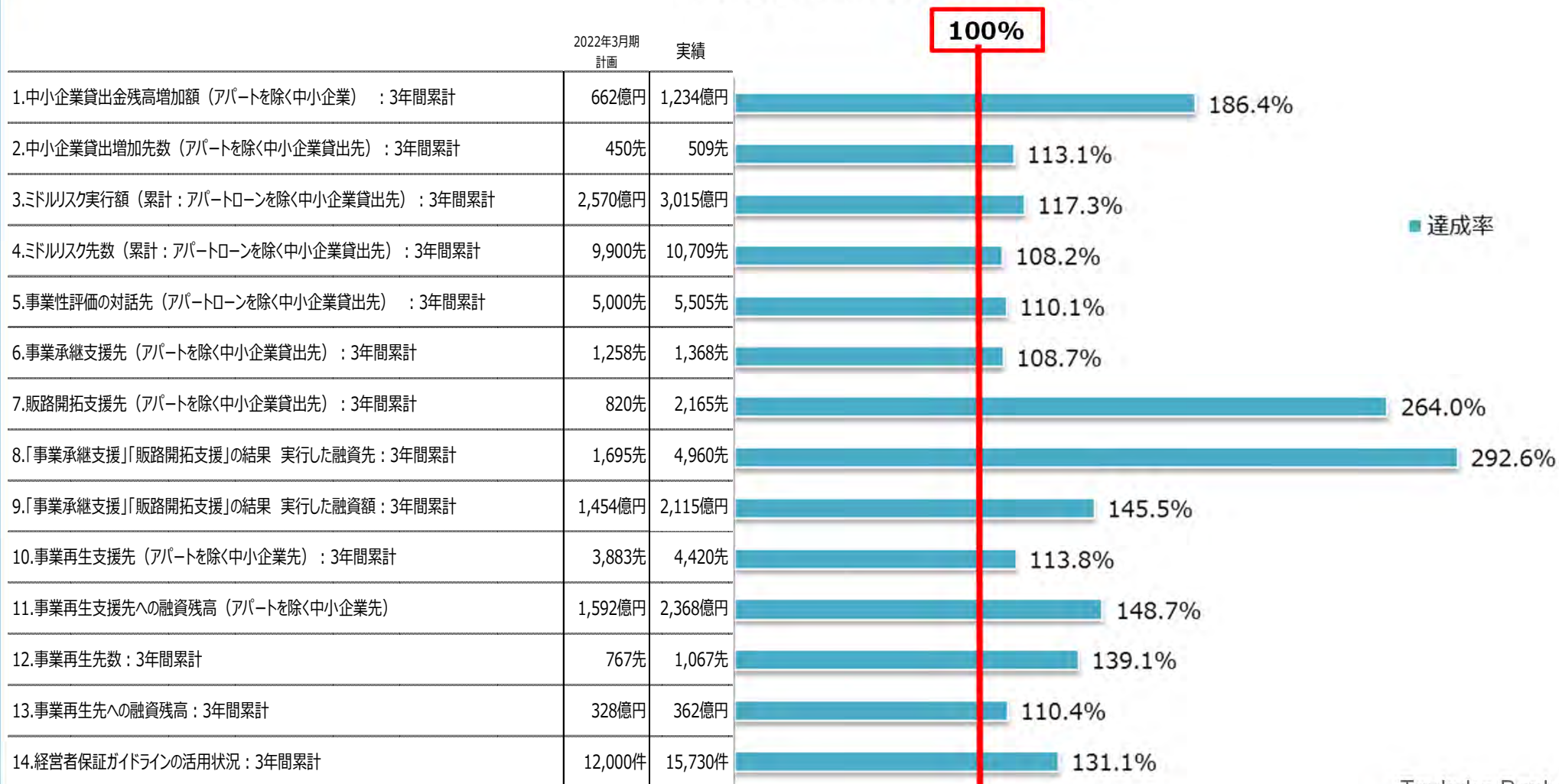
これまでに築き上げた「コンサルティング営業『基盤』」を活かして、お客さまとの信頼関係を深めるための「事業性評価に基づいた活動」を強化し、当行が掲げている4つの基本方針の取り組みを今以上に充実させることで、「コンサルティング営業の『実践強化』」を実現させてまいります。

# 1. 前経営強化計画の総括

## (1) 独自KPIの実績

4つの基本方針に基づき、地域金融機関として、地域の中小規模の事業者に対する安定した資金供給ならびに地域経済の活性化に資する活動を図る指標として14の当行独自KPIを設定いたしました。強化計画3年間に徹底して地元中小企業への支援を行った結果、設定した当行独自KPIについては、すべて達成しております。

### 独自KPI達成状況（達成率%）



# 1.前経営強化計画の総括

「経営強化計画」K P I の達成状況について

KPI	3年後の目標	2018年度	2019年度			2020年度			2021年度			累計	3年後目標に対する進捗率	実績-3年後目標
			計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	実績	②/①	②-①
<b>事業性貸出金利息額</b>	<b>29,259 百万円</b>	<b>9,256</b>	9,380	<b>9,335</b>	▲ 45	9,789	<b>10,089</b>	300	10,090	<b>10,411</b>	321	<b>29,835</b>	101.8%	528
①中小企業貸出金残高増加額（アパートを除く中小企業）（3年間累計）	<b>662 億円</b>		206	230	24	204	834	630	252	170	▲ 82	1,234	186.4%	572
②中小企業貸出増加先数（アパートローンを除く中小企業貸出先）（3年間累計）	<b>450 先</b>		150	▲ 10	▲ 160	150	337	187	150	182	32	509	113.1%	59
③ミドルリスク実行額（アパートローンを除く中小企業貸出先）（3年間累計）	<b>2,570 億円</b>		830	949	119	860	1,233	373	880	833	▲ 47	3,015	117.3%	445
④ミドルリスク先数（アパートローンを除く中小企業貸出先）	<b>9,900 先</b>		9,550	9,690	140	9,700	10,254	554	9,900	10,709	809	10,709	108.2%	809
<b>法人ファイ獲得額</b>	<b>3,150 百万円</b>	<b>681</b>	950	<b>1,068</b>	118	1,050	<b>1,438</b>	388	1,150	<b>1,518</b>	368	<b>4,024</b>	127.7%	874
⑤事業性評価の対話先（アパートローンを除く中小企業貸出先）	<b>5,000 先</b>		3,000	2,996	▲ 4	4,000	4,401	401	5,000	5,505	505	5,505	110.1%	505
⑥事業承継支援先（廃業支援含む、アパートを除く中小企業貸出先）	<b>1,258 先</b>		715	775	60	933	1,029	96	1,258	1,368	110	1,368	108.7%	110
⑦販路開拓支援先（アパートを除く中小企業貸出先）（3年間累計）	<b>820 先</b>		250	312	62	270	938	668	300	915	615	2,165	264.0%	1,345
⑧「事業承継支援」「販路開拓支援」の結果、実行した融資先（3年間累計）	<b>1,695 先</b>		555	674	119	565	1,643	1,078	575	2,643	2,068	4,960	292.6%	3,265
⑨「事業承継支援」「販路開拓支援」の結果、実行した融資額（3年間累計）	<b>1,454 億円</b>		476	442	▲ 34	485	630	145	493	1,043	550	2,115	145.4%	661
<b>事業再生先に関する引当取崩額</b>	<b>/ 百万円</b>	<b>未集計</b>		<b>182</b>			<b>174</b>			<b>623</b>		<b>979</b>		
⑩事業再生支援先数	<b>3,883 先</b>		3,528	3,653	125	3,703	4,065	362	3,883	4,420	537	4,420	113.8%	537
⑪事業再生支援先への融資残高	<b>1,592 億円</b>		1,517	1,698	181	1,555	2,151	596	1,592	2,368	776	2,368	148.7%	776
⑫事業再生先数（3年間累計）	<b>767 先</b>		232	231	▲ 1	256	240	▲ 16	279	596	317	1,067	139.1%	300
⑬事業再生先への融資残高（3年間累計）	<b>328 億円</b>		104	72	▲ 32	110	85	▲ 25	114	205	91	362	110.3%	34
⑭経営者保証ガイドラインの活用状況	<b>12,000 件</b>		3,800	4,348	548	4,000	6,208	2,208	4,200	5,174	974	15,730	131.1%	3,730

# 1. 前経営強化計画の総括

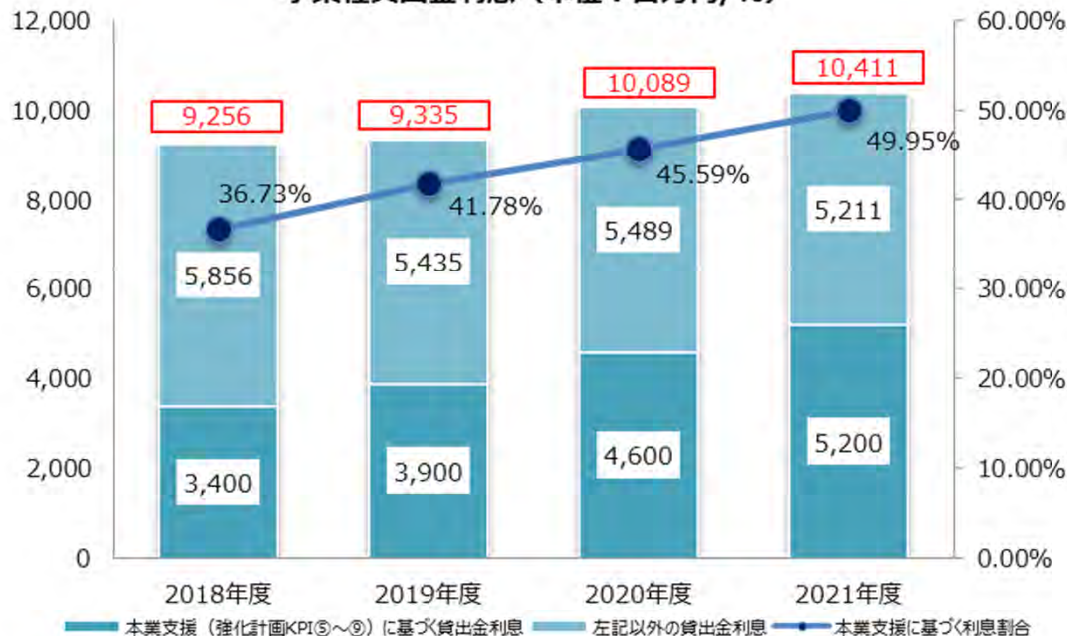
## (2) 金融仲介機能の発揮に向けた取り組みの状況

➤ 前経営強化計画の3年間については、下記の取組方針に基づき金融仲介機能の強化に向けた活動を実施いたしました。

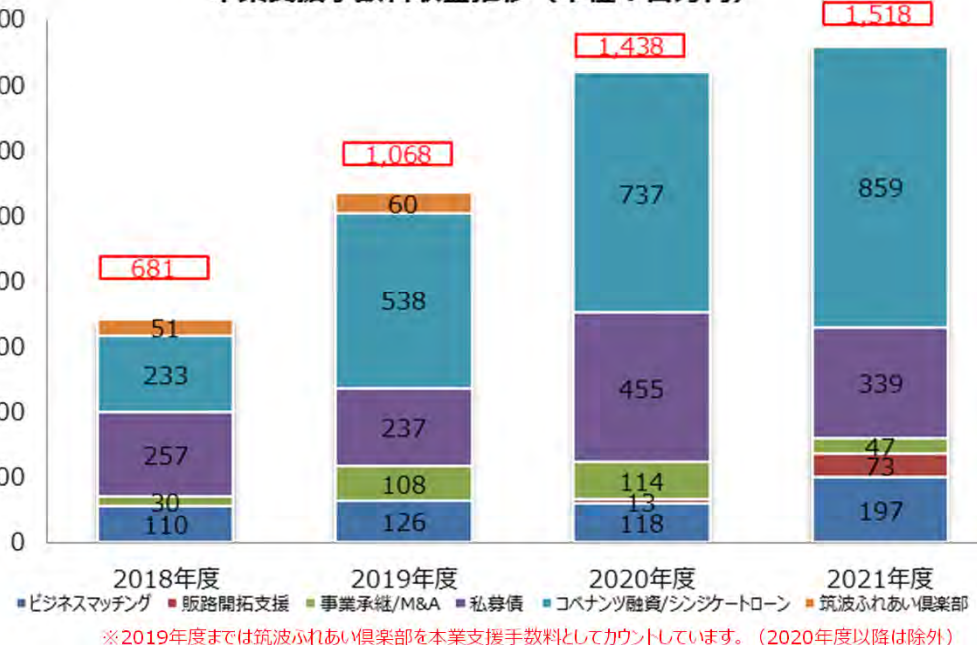
《金融仲介機能の発揮に向けた取組方針》

前計画において当行は、金融仲介機能の発揮に向けた取組方針として、「徹底して地元中小企業の皆さまへご支援を行う」ことを宣言いたしました。そのために、当行の強みである「小回り」とこれまでに築き上げた「コンサルティング営業基盤」を活かした「質」によって、「もっと身近で相談したい」「もっと有益な情報を求めたい」という顧客の要望に対し、事業性評価に基づく有効提案の実践により「とことん支援」していくことで金融仲介機能を強化してまいります。

事業性貸出金利息（単位：百万円/%）



本業支援手数料収益推移（単位：百万円）



【事業再生先に関するKPI】

本業支援に基づく貸出金利息とは  
⇒事業性評価の取組みの浸透により、本業支援（強化計画KPI⑤～⑨）の提案（事業性評価先）を実施した先への貸出金利息額

関連項目	計画	実績
⑩ 事業再生支援先数（先数）	3,883	4,420
⑪ 事業再生支援先への融資残高（億円）	1,592	2,368
⑫ 事業再生先数（先数）	767	1,067
⑬ 事業再生先への融資残高（億円）	328	362

事業再生先のランクアップによる貸倒引当金取崩額（累計額：百万円）



# 1.前経営強化計画の総括

## (3) 基本方針に基づく取り組みの主な成果

### 【基本方針1】事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大

当行は、コロナ禍の影響により経済活動が大幅に制限され、急速に資金繰りが悪化した中小企業や財務基盤が脆弱なミドルリスク先に対しても、事業性評価を通じてビジネスモデルや事業ドメインを把握するとともに、企業実態や成長可能性を適切に評価し、資金供給や成長戦略への支援を行うことが、地域金融機関としての使命であることから地元中小企業に寄り添い『とことん支援』を実践してまいりました。

#### 取組体制

#### コンサルティングサポート協議会 (全行的かつ組織的な本業支援体制のプラットフォーム)

営業店

コンサルティングサポート協議会

店内にて恒常的に実施し、営業店内での情報活用の活発化、ネタの発掘精度を高める

本支店

コンサルティングサポート協議会

本部知見も交えて協議することで、資金繰り支援だけでなく、ソリューション提案の創出を図る

地元中小企業

資金繰り改善支援・本業支援

事業性評価アドバイザー

企業経営相談員

営業部店

金融ソリューショングループ  
(コバンタ融資のサポート)

現場審査役

本業支援チーム  
事業承継チーム  
(販路拡大・事業承継のサポート)

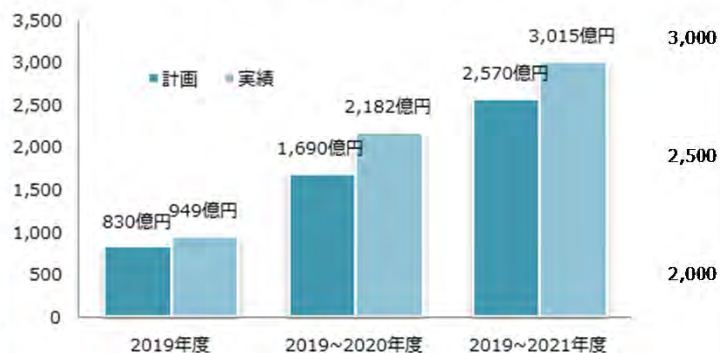
コンサルティングサポート協議会

頭取以下、役員も参加

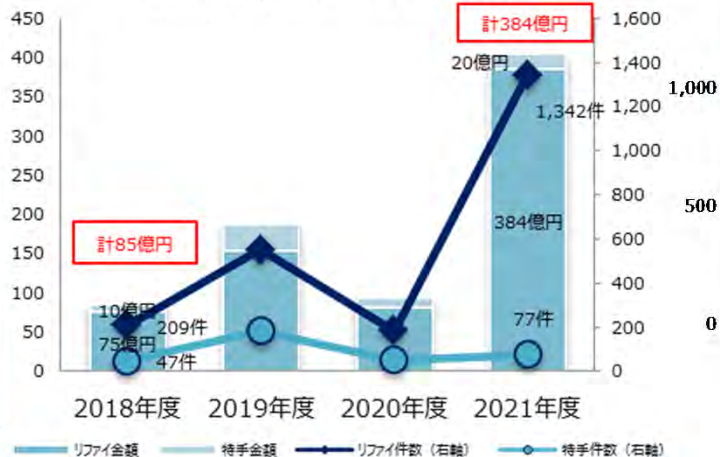
融資部

営業本部

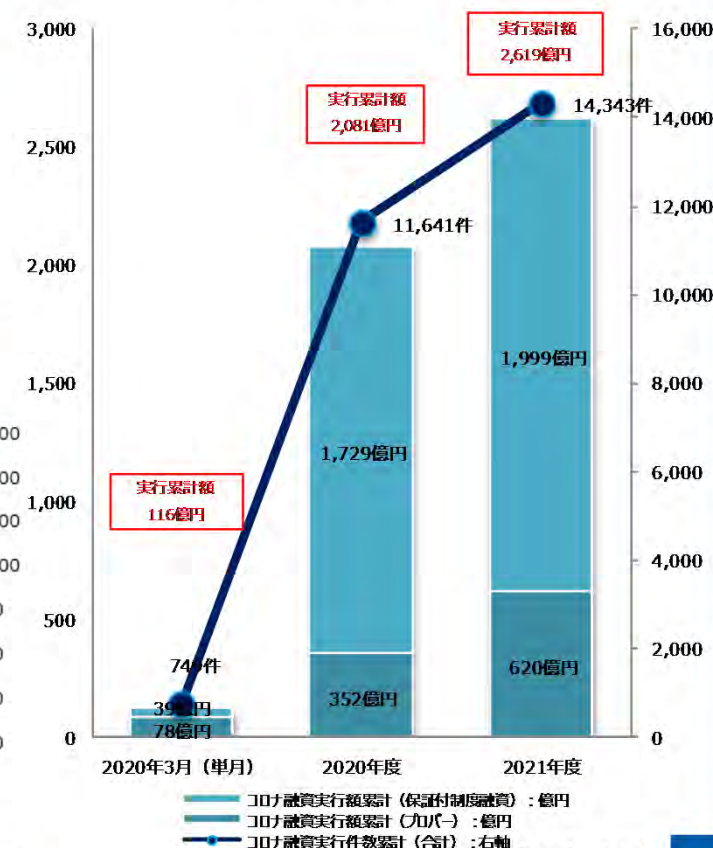
ミドルリスク融資の実行累計額



リファイナンス/特約付手貸実行件数及び金額



コロナ関連融資実績





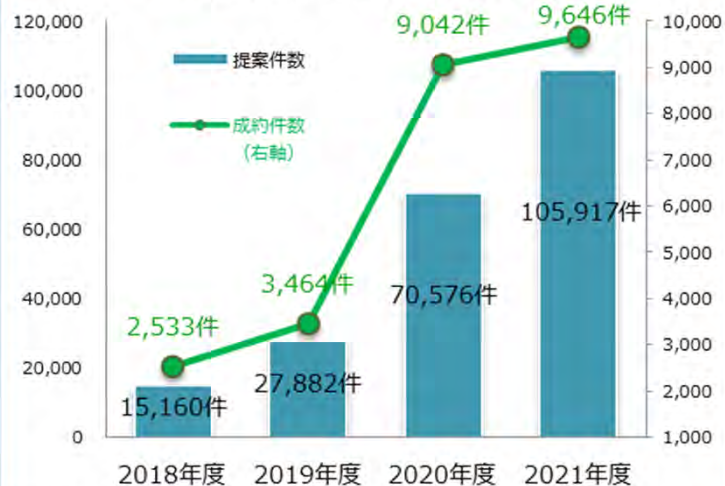
# 1. 前経営強化計画の総括

## 【基本方針2】企業のライフステージに応じた本業支援

当行は、お客さまとの対話の深度向上を図り、企業のライフステージや課題等を認識・共有したうえで、真のソリューションの提供に向けて事業性評価シートの高度化に取り組みました。その結果として、事業性評価シートに基づき販路開拓支援、事業承継支援、福利厚生支援サービスなどの提案を行ってまいりました。また、その他ライフステージに応じた支援の取り組みとしてファンドの活用など様々な手法にて本業支援に取り組んでまいりました。

### 主な取組施策

#### 事業性評価に基づく提案と成約件数



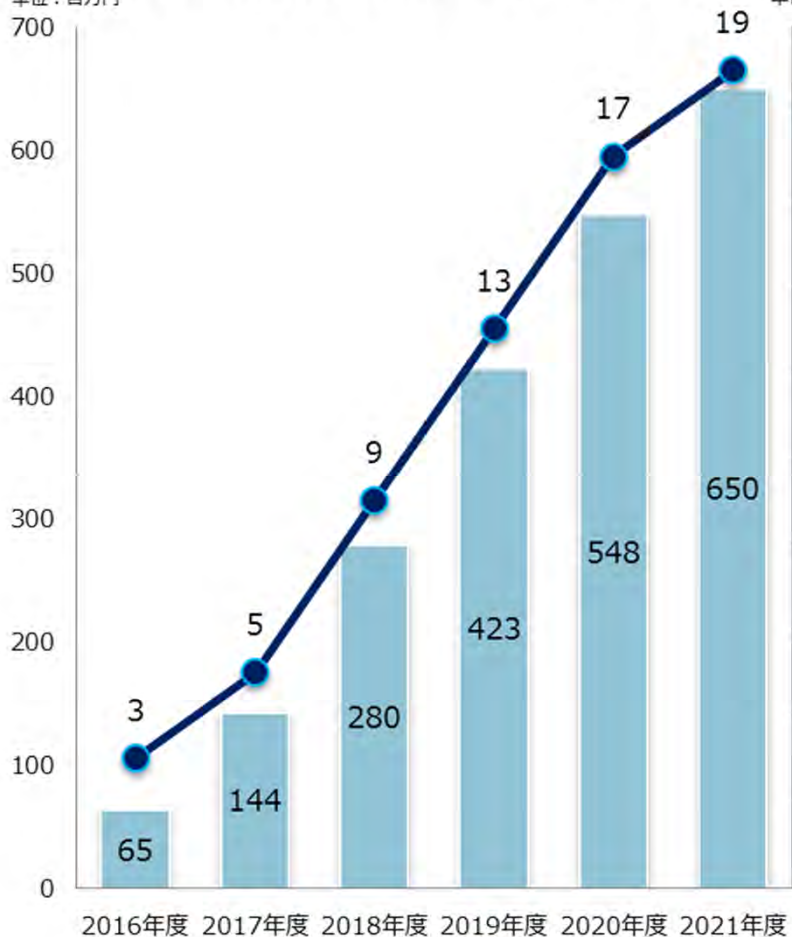
【事業性評価に基づく提案と成約の内訳】

(単位: 件)

提案内容	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	提案件数	うち成約件数	提案件数	うち成約件数	提案件数	うち成約件数	提案件数	うち成約件数
業容拡大	1,934	320	5,045	643	12,841	1,560	28,775	2,876
ビジネスマッチング	3,622	321	6,420	625	15,495	1,774	23,160	1,127
人材関連	1,427	132	1,877	144	11,780	1,475	18,909	1,712
うち/ハッピーエールサポート	-	-	-	-	(9,091)	(1,150)	(14,728)	(1,557)
海外展開	100	22	147	25	164	28	126	32
コストカット	2,923	357	3,191	264	8,855	1,143	6,959	539
経営効率化	1,371	325	2,596	447	7,248	1,180	8,542	1,568
リスク対応	62	14	119	12	154	34	185	20
経営改善	654	503	484	447	590	361	485	31
資金調達 (資金繰改善提案)	1,619	368	4,271	674	10,261	1,343	14,815	1,587
うち/ファイナンス実行先数	-	(175)	-	(385)	-	(159)	(4,919)	(1,342)
事業承継	1,094	151	2,355	129	1,875	84	2,422	57
M&A	340	17	464	28	823	48	1,539	97
その他	14	3	913	26	490	12	0	0
合計	15,160	2,533	27,882	3,464	70,576	9,042	105,917	9,646

#### つくば地域活性化ファンド (1号・2号) / SBI共同ファンド実績

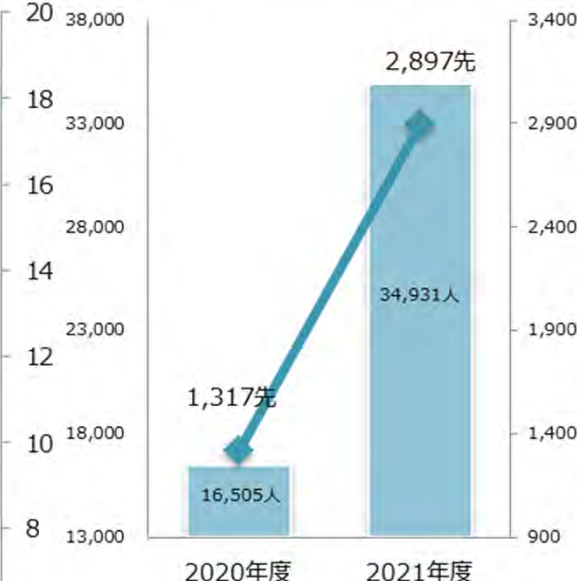
単位: 百万円



— 累積投資額 — 累積先数

#### 福利厚生パッケージ実績累計

単位: 先



#### サービス内容

- 金融取引サービス: 専用ローン商品の提供、各種ローン商品の金利優遇、ATM利用手数料の割引、資産形成に関するセミナー等の開催
- 生活応援サービス: 身近な飲食店や暮らしのサービス、旅行・レジャー施設等で割引や優待の提供
- 研修・セミナーサービス: ビジネスや暮らしに役立つセミナーの開催
- 連携協定に基づくサービス: 外部企業との連携協定に基づき、ハッピーエールサポート契約企業限定の特典の提供

ハッピーエール  
サポート

# 1. 前経営強化計画の総括

## 【基本方針3】企業価値の向上ならびに経営体制の強化を目指した事業再生支援

当行は、地域金融機関の使命として、中小規模事業者の企業価値の向上と事業再生が、「地域経済の活性化」に直結する取組みであるものと考え、以下のような取組みを実施してまいりました。

### 主な取組施策/支援体制

- 事業再生支援に向けた取組み体制
  - ・コンサルティングサポート協議会・委員会での情報共有、個社別取組方針の決定
  - ・企業経営相談員の営業現場への配置による企業実態把握に基づく支援
- 事業再生支援の実施
  - ・経営改善計画書策定支援及び経営改善モニタリング
  - ・外部機関との連携

### 事業再生支援

#### 事業再生支援に向けた取組態勢

- |   |   |
|---|---|
| 1. コンサルティングサポートマインドに基づく、経営改善支援に向けた支援方針の目標統一 | 3. 企業経営相談員による営業店サポート<br>(経営実態の疎離りと支援施策の最適化) |
| 2. コンサルティングサポート協議会、同委員会を通じた情報共有、個社別取組方針の決定  | 4. 事業性評価アドバイザー、現場番長役と連携した幅広い視野による本業支援の実践    |

#### 事業再生支援の実践手法

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| 1. 経営改善計画書の策定支援   | 3. 外部支援機関との連携を通じた経営改善の実効性向上  |
| 2. 経営改善計画のモニタリングを通じた改善施策の実行支援<br>コペナツ付融資による支援型インセンティブ供与を含めたモニタリングフォロー | 4. DES、DDS等の活用を含めた抜本的な事業再生支援 |

事業再生支援を通じた中小企業の企業価値向上



地域経済の活性化

### 実績

【外部機関の活用状況（当行支援分）】

外部機関名	取組み先数	対応状況の内訳
茨城県産業復興相談センター	12 先	買取支援決定…12先
東日本大震災事業者再生支援機構	27 先	買取支援決定…27先
中小企業再生支援協議会	143 先	全行同意…110先、協議中…6先、取下げ…27先
地域経済活性化支援機構 (REVIC)	5 先	支援決定…5先 (ほか相談中案件1件)

(震災後～2022/3末現在)

【支援機関の活用状況】

外部機関名	県内全体			当行支援			うち当行メイン先		
	買取支援決定	2次対応	合計	買取支援決定	2次対応	合計	買取支援決定	2次対応	合計
茨城県産業復興相談センター	20 先	0 先	20 先	12 先	0 先	12 先	6 先	0 先	6 先
東日本大震災事業者再生支援機構	60 先	0 先	60 先	27 先	0 先	27 先	14 先	0 先	14 先

(震災後～2022/3末現在)

DDS/DES累計実績推移 (単位: 百万円/件)



# 1. 前経営強化計画の総括

## 【基本方針4】担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給

当行は、担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給の実践に向けて、経営者保証に関するガイドラインに基づいた取り組みや、私募債・ABLの積極的な活用に取り組んでまいりました。

### 主な取組施策

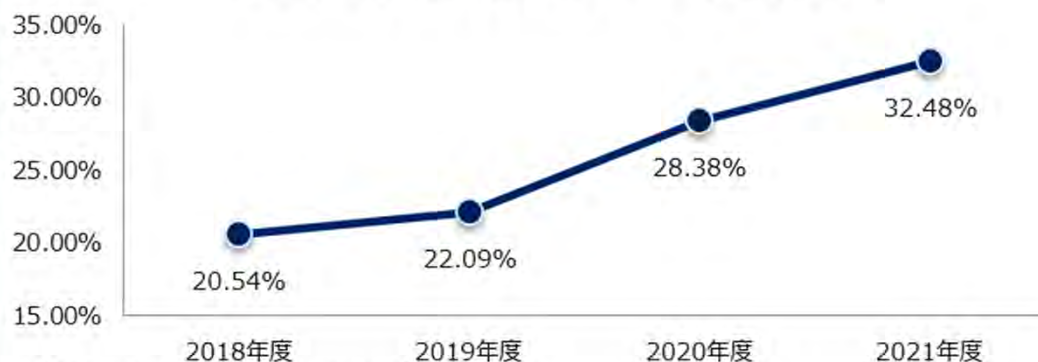
- 経営者保証ガイドラインに基づく取り組み
- 私募債およびABLの積極的な活用

【私募債およびABLの実績】

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
私募債	133	10,110	165	9,330	254	18,310	203	13,660	755	51,410
ABL	81	8,185	73	2,535	62	2,982	171	6,640	387	20,342

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合



【経営者保証ガイドラインの活用状況】

期別	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
無保証、※代替的融資手法を活用した件数等	3,413	4,140	5,989	4,982
新規融資件数	16,615	18,742	21,105	15,338
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	20.54%	22.09%	28.38%	32.48%

※代替的融資手法… ABL、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約等

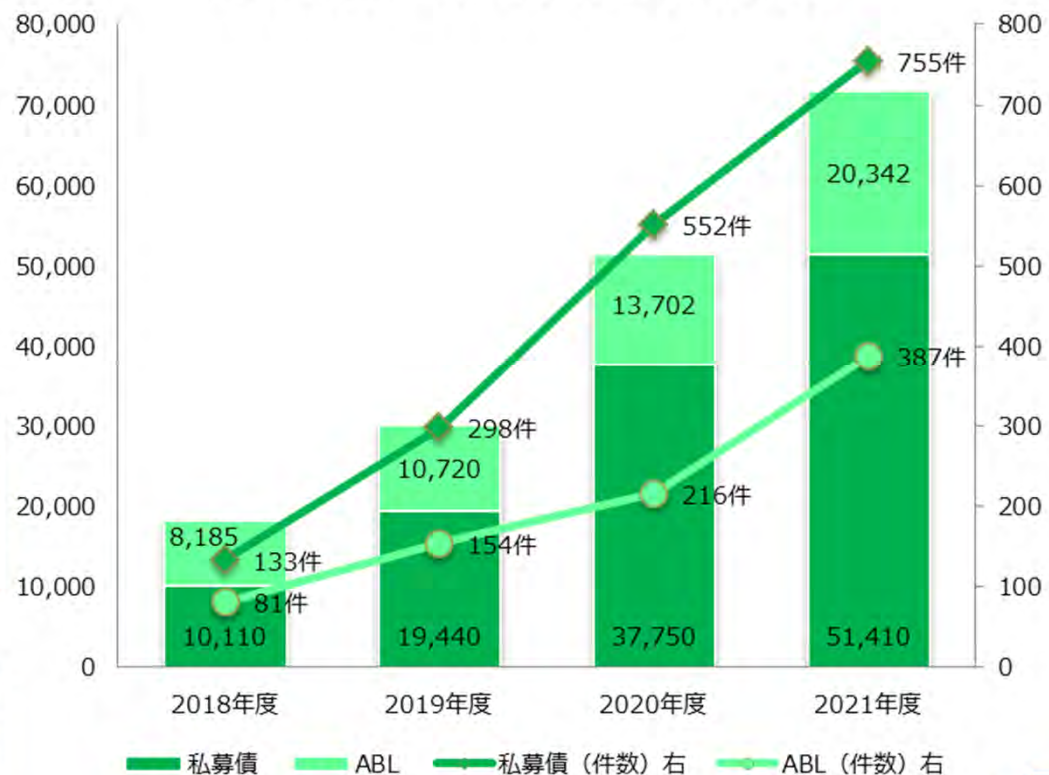
【経営者保証に関するガイドラインの対応件数の推移】

(単位：件)

期別	2018/9末	2019/3末	2019/9末	2020/3末	2020/9末	2021/3末	2021/9末	2022/3末	2021/下期増加数
対応件数	12,165	13,934	16,051	18,282	21,525	24,490	27,056	29,664	2,608
うち法人	1,211	1,547	1,982	2,525	3,260	4,174	4,996	5,886	890

※(2015年度からの保証解除の累積債権数)

私募債及びABLの実績累計 (単位：百万円/件)



# 1.前経営強化計画の総括

## (4) 東日本大震災関連融資実行実績

当行は震災以降、2011年3月から2016年3月までの5年間、地域“復興”支援プロジェクト、2016年4月からは、地域“振興”支援プロジェクトを策定し、当行のネットワークやコンサルティング機能を最大限に発揮することで被災者への信用供与の円滑化に取り組んでまいりました。

2019年4月からは、コーポレートスローガン「地域のために未来のために」の実現に向けて、国連が定めた「持続可能な開発目標SDG s」の趣旨に賛同し、「筑波銀行SDG s宣言」を制定、SDG s推進プロジェクト『あゆみ』に名称を変更し、地域社会の持続的成長を支援する取組みを開始し現在に至っております。

### 【事業性融資/消費性融資】への取組み

事業性融資	実行件数	実行金額累計 (百万円)
震災以降の累計	72,544	952,774
消費性融資	実行件数	実行金額累計 (百万円)
震災以降の累計	13,964	176,127
合計	実行件数	実行金額累計 (百万円)
震災以降の累計	86,508	1,128,901

### 【貸付条件の変更】への取組み

事業性融資	実行件数	実行金額累計 (百万円)
震災以降の累計	3,649	91,738
消費性融資	実行件数	実行金額累計 (百万円)
震災以降の累計	177	1,700
合計	実行件数	実行金額累計 (百万円)
震災以降の累計	3,826	93,438

### 【住宅関連融資】への取組み

建て替え	実行件数	実行金額累計 (百万円)
震災以降の累計	2,275	53,118
リフォーム	実行件数	実行金額累計 (百万円)
震災以降の累計	885	3,846
合計	実行件数	実行金額累計 (百万円)
震災以降の累計	3,160	56,964

東日本大震災直後から、被災状況と被災者ニーズを確認し、建て替えやリフォーム等の支援を行って参りました。震災から10年が経過し、東日本大震災に起因する件数は減少しておりますが、大型台風や暴風雨などの自然災害が増加していることから引き続き、被災者向けに金利優遇および条件を緩和した「あゆみ住宅ローン」の取り扱いを継続してまいりました。

# 1. 前経営強化計画の総括

## (5) 経営強化計画の策定に係る現状認識

### 外部環境

- **社会環境の変化**
  - ・ 超高齢化に伴う国民負担の増加や金融資産の枯渇（超高齢化対応、生命・健康・資産寿命管理）
  - ・ 急速なデジタル化の進展
  - ・ ESG、SDGsに関する意識の変化
- **経済環境の変化**
  - ・ 超低金利の長期化や新型コロナウイルス感染症の影響拡大
- **規制動向の変化**
  - ・ 規制緩和によるビジネスチャンスの拡大
  - ・ 異業種（流通系やネット専業系等）による競争の激化

### 内部環境

- **コンサルティング提案力強化の必要性**
  - ・ お客さまニーズの多様化・高度化に応える高品質な提案力の向上
  - ・ コンсалティング営業を支える人財の拡充
- **ビジネスモデル新化の必要性**
  - ・ イノベーションの加速（DX・BPR）
  - ・ 店舗ネットワークの最適化や営業店事務削減による営業力の拡充
  - ・ さらなるコアOHRの改善
- **環境変化に応じた人財の必要性**
  - ・ 多様なニーズに迅速に応えられる人財の積極登用・採用
  - ・ 働き方改革の実現に向けた体制整備

### 前計画とのつながり

- ・ 前経営強化計画において、「コンサルティング営業の『実践強化』」を実現させ、地元のお客さまへの『とことん支援』を実施。その結果、取引先とのリレーション強化により中小企業貸出先数（3年間で509先増加）や事業性評価の対話先、事業承継支援先などが増加し提案型営業の定着が図られ経営基盤が強化された。このような背景により、これまで減少し続けてきた貸出金利息額が増加に転じ（2019年度：20,240百万円⇒2020年度：20,513百万円⇒2021年度：20,588百万円）法人フィーの実績も着実に増加（2019年度：1,068百万円⇒2020年度：1,438百万円⇒2021年度1,438百万円）するなど収益のベースを構築することができた。
- ・ 次期強化計画は、前計画で築き上げた経営基盤やこれまで培ってきたコンサルティング能力の更なる深化により、個々の企業や一人ひとりのお客さまに寄り添い、直面する課題解決を通じて、これまで以上に地域社会・お客さまの持続的な発展につなげていくフェーズであるものと認識。

上記を踏まえて次期計画での目指すべき姿

前経営強化計画での実績および『選択と集中』をキーワードに展開した第4次中期経営計画における取り組みを、次期経営強化計画および第5次中期経営計画へつなげていくとともに、お客さま・地域社会・従業員との“つながり（リレーションシップ）”を強みとして、「小回り」と「質」の高いサービスを提供し続けることにより、「ビジネスモデルを深化」させ「共通価値の創造」へつなげていくことで『**サステナブル経営への転換**』を図り、『**ファースト・コール・バンク**』の実現を目指していく。

## 2. 第5次中期経営計画の概要

名称

**第5次中期経営計画**  
 「Rising Innovation 2025」～未来への懸け橋～

“つながり”

期間

2022年4月～2025年3月

コンセプト

「共通価値の創造」へつなげ、「サステナブル経営」への転換を図る3年間

基本戦略

I

地域・お客さまとの“つながり”

地域の課題解決やお客さまのニーズへの対応

II

新たなビジネスモデルへの“つながり”

経営効率性の向上と行動プロセスの新化

III

人財の“つながり”

『人づくり』とエンゲージメント※向上

経営指標

経営指標	2022年 3月期 (実績)	2025年 3月末 (目標)
コア 業務純益	58億円	50億円以上
当期純利益	41億円	35億円以上
自己資本 比率	8.92%	9%以上
ROE	3.92%	3%以上
コアOHR	80.56%	70%台

※エンゲージメントとは・・・従業員の会社に対する「愛着心」をあらわすものと解釈されますが、近年は、より踏み込んだ考え方として、「個人と組織が一体となり、双方の成長に貢献しあう関係」を意味する。

# 2. 第5次中期経営計画の概要

## 第5次中期経営計画のコンセプト

### 誕生から10年超を経て、新たなステージへ

筑波銀行は、質の高いサービスや商品をいち早く提供していく中で、お客さまが「最初に相談したい銀行」としての存在感を確立します。

## 第5次中期経営計画 Rising Innovation 2025

『~未来への懸け橋~つながり』

第4次中計  
「選択と集中」

共通価値の  
創造

第3次中計  
「進化することへの挑戦」

第2次中計  
「いつもあなたのそばに」

第1次中計  
「MAKE HISTORY」

CONCEPT 『つながり』 に込めた思い

「選択と集中」をキーワードに展開した第4次中期経営計画における取り組みを、第5次中期経営計画へ〈つなげていく〉とともに、お客さま、地域社会、従業員との「つながり（リレーションシップ）」を強みとして、「小回り」と「質」の高いサービスを提供し続けることにより、「ビジネスモデルを深化」させ「共通価値の創造」へつなげていくことで、『ファースト・コール・バンク』の実現を目指していく。こうした私たちの姿勢、意思を込めています。

サステナビリティ

基本理念

筑波銀行は、地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。

経営理念

羅針盤

持続可能な社会実現への取り組み



筑波銀行SDGs宣言

目指す姿  
First Call Bank  
(ファースト・コール・バンク)



# 3.新経営強化計画の概要

## 前計画の課題を踏まえた新計画のテーマ

前経営強化計画において、築き上げた経営基盤やこれまで培ってきたコンサルティング能力の更なる深化により、これまで以上に個々の企業や一人ひとりのお客さまに寄り添う『伴走型支援』を実施することで、直面する課題解決を通じて、地域社会・お客さまの持続的な発展に貢献してまいります。

計画期間 : 2022年4月～2025年3月

## 基本方針

筑波銀行は、金融機能強化法（震災特例）の趣旨を踏まえ、導入した公的資金を有効に活用して、

**【基本方針1】 事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大**

**【基本方針2】 企業のライフステージに応じた本業支援**

**【基本方針3】 企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援**

**【基本方針4】 担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給**

に積極的に取り組み、全行員一丸となって、地域経済や地域の面的な復興・振興に貢献してまいります。



# 3.新経営強化計画の概要

## (1) 新経営強化計画の『テーマ』

お客さまへの「伴走型支援」に『とことん』取り組み、地域社会の持続的発展に向けた支援を行います。

### コンセプト

今後の取り組みについては、引き続き地域ニーズに応える「小回り」を活かしたリレーションを強化しさらなる「質」を高めたソリューション活動を実践することで、

第4次中計で拡がった地域のお客さまに対する  
「伴走型支援の拡大」

地域で支援を求めている新たなお客さまとの  
「裾野の拡大」

～当行収益の拡大～

#### さらなる 地域ニーズへの貢献

- ・続く不透明感のある環境下の「資金繰り支援ニーズ」
- ・強まる「伴走型支援ニーズ」
- ・将来の不安に対する「資産形成支援ニーズ」



#### 当行の活動の 深化・拡大

- ・地域に求められている当行のソリューション提案を、「ブラッシュアップ」し、質の高い喜ばれるソリューション提案を「一人でも多くのお客さま」へ提供

限られた経営資源をより求められている地域へ配分し、当行収益を維持向上させる

### メイン施策

#### 1 事業性評価の深掘りによる 伴走型支援

【とことん支援】の深化

【基本方針1・2・4】

#### 2 営業店支援体制の強化

外部知見の活用  
(広域連携・提携先)

【基本方針2・3】

お客さま  
最初に相談したい銀行

「共通価値の創造」

地域社会

持続可能な地域社会づくりに積極的に取り組む銀行

#### 3 「持続可能な地域社会」に 向けての貢献

お客さまの『SDGs』課題を入り口から  
出口までサポート

【基本方針2】

#### 4 DXを見据えての体制整備

DX実現必要人材の育成

【基本方針2】

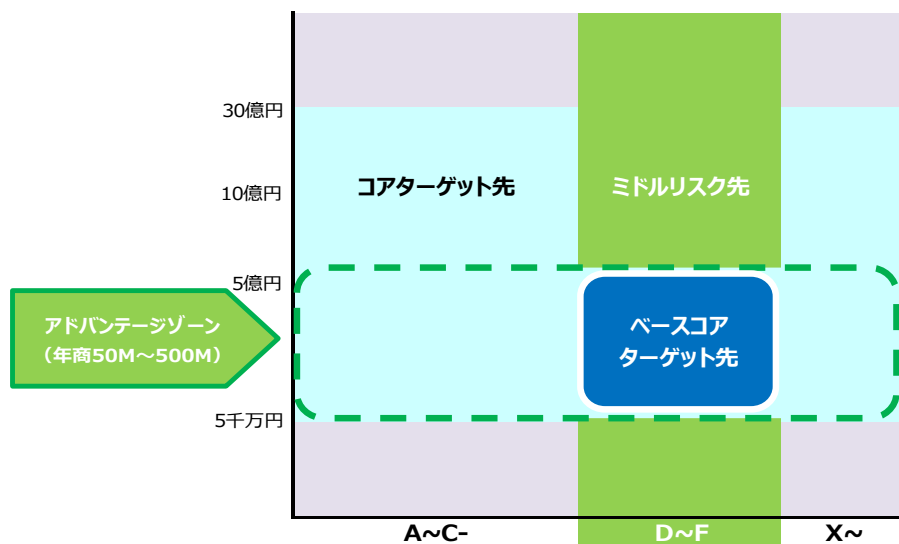
# 3.新経営強化計画の概要

## (2) 基本方針に基づく取り組み

### 【基本方針1】事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大

#### ターゲット

従来からのターゲット（年商50M～3,000M）を踏襲するが、コロナ禍による影響も鑑み、正常先への支援も求められていることから、ミドルリスク先であるベースコアターゲット先のみならず、正常先を含めた**アドバンテージゾーン（年商50M～500M）**を中心とする。



#### 施策

【リファイナンスプラン】：計画を策定し、これまで同様の金融支援の取り組みを継続

- リファイナンス計画Ⅰ** → 簡易的な数値計画（P/Lのみ）を作成し、5年後のCF倍率15倍を目指す
- リファイナンス計画Ⅱ** → アクションプランを組み込んだ数値計画（P/Lのみ）を作成し、5年後のCF倍率15倍を目指す（計画Ⅰが未達となった先も対象となる）
- 合実計画** → 精度の高い数値計画（P/L・B/S）を作成し、5年後のCF倍率15倍（10年後10倍も可）、および債務超過解消を目指す
- 実抜計画** → 精度の高い数値計画（P/L・B/S）を作成し、3年後のCF倍率15倍（10年後10倍も可）、および債務超過解消を目指す

#### 【リファイナンスZERO】：他行にはない**当行独自のリファイナンスプラン**

数値計画の策定は困難であっても、足元の実績をベースとする簡易的な横置き計画（P/Lのみ）と実現性の高いアクションプランを設定し、実行していく計画である。また、その実行実績や効果を踏まえて、次の数値計画を伴うリファイナンス計画Ⅰ・Ⅱの策定につなげていく。

※アクションプランとは

→ 経営改善のための具体的な取組みを実行することであり、当行の本業支援との伴走型で取り組むもの（例）売上高増加・売上原価低減・経費削減・遊休資産の売却 など

#### 【対象顧客】

- 経営者に改善意欲があり、当行がグリップできる取引先
- 当行メイン先（準メイン・非メインについても、事業性評価に基づき持続性が認められる取引先）
- ベースコアターゲットを中心としたミドルリスク先
- ゼロゼロ融資を利用し、複数本の債務を抱え資金繰りが重くなっている先

#### 債務者区分別の主な資金繰り改善支援対応策

正常先 (A~C)	ミドルリスク先 (D~F)	破綻懸念先以下 (X)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リファイナンス</li> <li>・サステナブル融資・ESG融資</li> <li>・シンジケート・ローン</li> <li>・私募債 (SDG s 私募債)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リファイナンス</li> <li>・<b>リファイナンスZERO</b>・計画Ⅰ・計画Ⅱ</li> <li>・合実・実抜</li> <li>・特約付手形貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業性カードローン (アイフル保証付)</li> <li>・条件変更</li> <li>・事業再生支援</li> <li>・(DDS・DES・資本性劣後ローン)</li> </ul>

KPI	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
1. 中小企業貸出残高増加額（金融機能強化法ベース/アパート除く）（億円）	150	150	150
2. 中小企業貸出先数増加（金融機能強化法ベース/アパート除く）（先）	100	100	100
3. 事業性貸出し提案（件数）	60,000	61,000	62,000
4. ミドルリスク先融資実行額（アパート除く）（億円）	1,360	1,380	1,400
5. リファイナンス実行額（億円）	380	390	400
6. ベースコアターゲット先融資実行額（億円）	400	420	440

# 3.新経営強化計画の概要

## 【基本方針2】企業のライフステージに応じた本業支援

### 本業支援

【企業の将来収益確保（トップライン確保）のための本業支援提案】

●アドバンテージゾーン（年商50M～500M）を中心としたコアターゲット先全体に対して債務者区分に応じた提案  
 継続的で実現性の高い販路支援、ビジネスマッチング、伴走型のイノベーション提案の実施  
 （新分野進出、新事業マッチング、知財、M&A、第二創業等）

### 販路開拓支援

コロナ禍、原材料価格高騰による経済環境変化への対応をすべくトップライン向上を支援

### SDG s 支援

顧客のSDG s の取り組み支援により企業の持続性を向上

※SDGs診断サービス（入口）からサステナブルファイナンス（出口）まで、お客さまに一連の支援を提供

### ビジネスマッチング （商材の紹介）

コロナ対策・経費節減・相続対策商材などの提案推進・  
**事業承継/M&A（筑波の結び目）**

\*詳細は次ページ

コンサルティングの  
高度化

### 人材紹介

高度人材・専門人材の紹介を通じた企業の課題解決

### DX支援

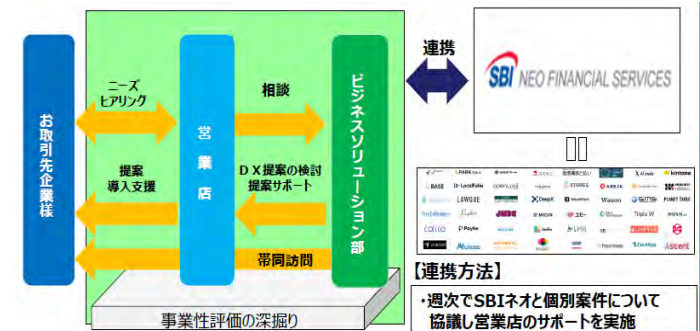
DXによる**ビジネスモデルの変革サポート**

### 福利厚生

福利厚生サービスの充実と会員増加  
 （ハッピーエールサポート）

KPI	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
7.サステナブルファイナンス実行額（億円）	270	310	340
8.事業性評価の対話先（先数）	1,200	1,200	1,200
9.ソリューション提案（件数）	100,000	105,000	110,000
10.ビジネスマッチング支援（件数）	1,000	1,050	1,100

### SBIとの連携によるDX支援体制



# 3.新経営強化計画の概要

## 【基本方針2】企業のライフステージに応じた本業支援

KPI	2022年度	2023年度	2024年度
11.事業承継・M&A支援 (件数)	230	270	290

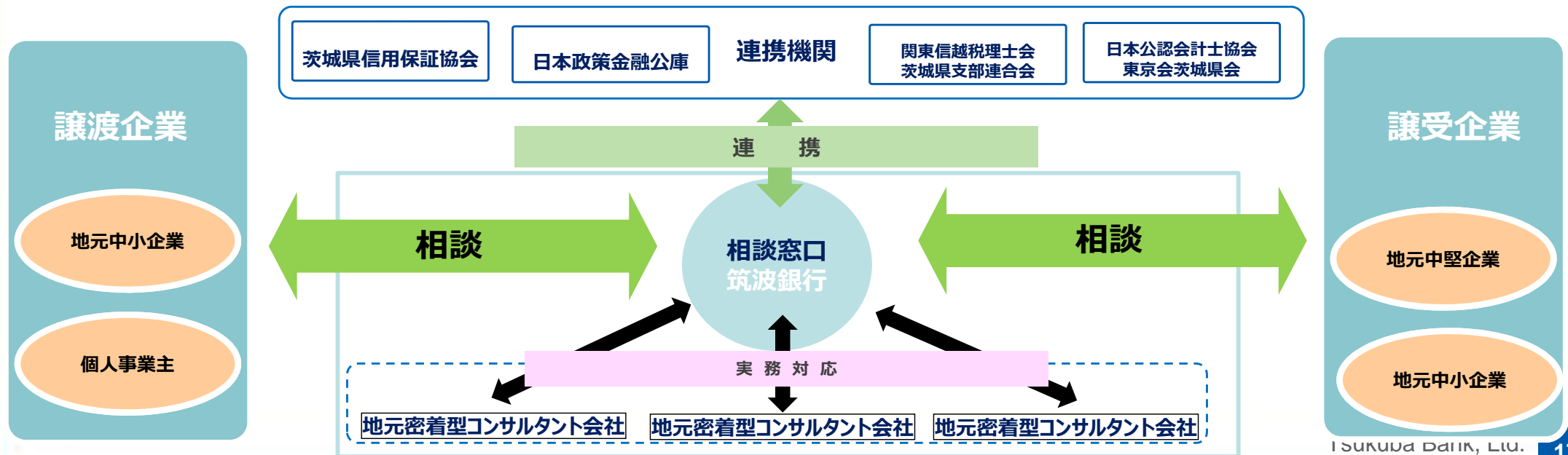
### 地元中小零細事業者向けプラットフォーム「筑波の結び目」創設

公的機関・  
民間業者  
と連携

スモールM&A  
対応力強化

#### 特徴

- 当行が一元的な相談窓口となり、M&Aによる事業承継支援をワンストップで行う
- スモールM&Aに強みを持つ民間コンサルタントと連携し、増加する小規模案件への対応力を強化
- 保証協会や公庫との連携により、金融面での支援体制を強化し、円滑な資産・債務の引継ぎをサポート
- 中小零細事業者の身近な相談相手である税理士・公認会計士と情報共有し、M&A成約に至るまでの諸課題の解決を含めて、連携して事業承継ニーズに対応



# 3.新経営強化計画の概要

## 【基本方針3】企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援

（「事業再生支援」には、経営改善計画書策定支援等の経営改善支援を含む（以下同様））

### 支援体制/施策

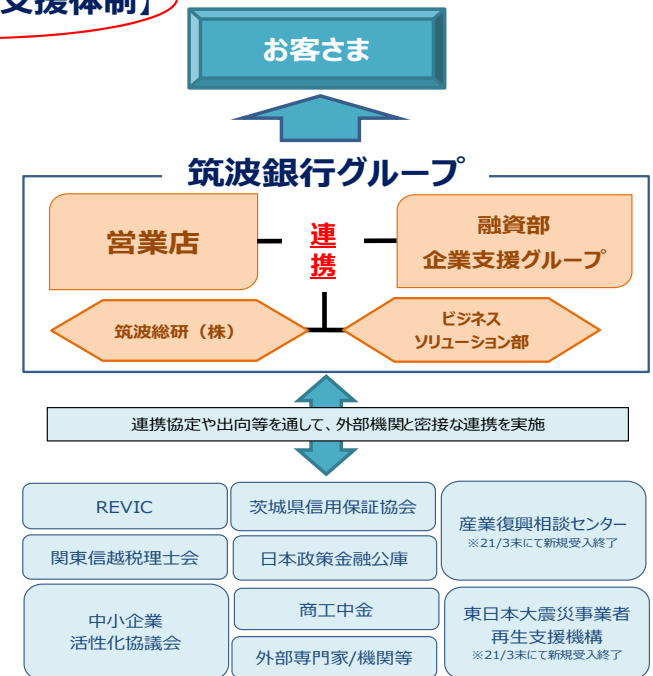


KPI	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
12.事業再生支援先に対する事業再生（ランクアップ先）	200	240	280
13.経営改善計画書の策定支援（件）	400	400	400
14.DDS/DES、債権放棄などの抜本的な経営再建先（先）	4	4	4

### 抜本的な事業再生を必要とする企業に対する支援

外部知見の積極的な活用により、行員の育成を図り、実践を兼ねたスキルアップを行うことで、地元中小企業の事業再生支援に取り組む

### 【連携機関等支援体制】



# 3.新経営強化計画の概要

## 【基本方針4】担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給

変化の激しい事業環境でも、担保や保証に過度に依存をしない、また財務データだけでなく企業の実態や将来性を基にした積極的な資金供給を実施し、お客さまの持続的成長につなげていく。

KPI	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
15.経営者保証に関するガイドラインの活用状況 (新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合) (%)	33.0	34.0	35.0

これまでに培った現場の能力を最大限に発揮

『事業性評価の深化』

『対話の継続』

- ・ビジネスモデル
- ・強み/弱み
- ・課題の共有

・新規借入時/リファイナンス時

・事業承継時

・保証債務履行時

**伴走型支援**

**「とことん支援」**

財務データだけでなく、  
企業の実態や将来性を  
基にした積極的な  
資金供給

地域活性化

企業価値の向上

企業の持続的成長/発展

・経営者保証ガイドラインの浸透

・私募債、ファンド等の積極対応

- ・貸付先支援
- ・本業支援
- ・ソリューション提供

# 3.新経営強化計画の概要

## 金融仲介機能の発揮に向けた人財の育成

※エンゲージメントとは・・・従業員の会社に対する「愛着心」をあらわすものと解釈されますが、近年は、より踏み込んだ考え方として、「個人と組織が一体となり、双方の成長に貢献しあう関係」を意味する。

- グループ一体で新たな領域や専門分野に挑戦できる環境を構築するとともに、挑戦・成長を促す働き方改革を進めることで、人財育成と行員一人ひとりのエンゲージメント向上に取り組む

## 地域社会・お客さまに貢献できる人財の育成

### 【従業員の満足度向上】

トップミーティングの実施  
モチベーションアップ

### 【お客さま満足度向上】

サービス品質の向上

### 従業員の“笑顔”

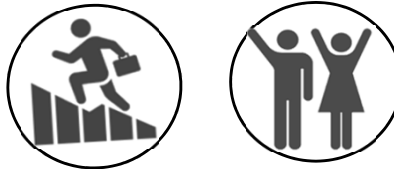


従業員満足度アンケートの実施

### お客さまの“笑顔”



お客さま満足度アンケートの実施



◆ ワークライフバランスの充実・実現

◆ ダイバーシティの推進

◆ プロフェッショナル人財の拡充に向けた取り組み

◆ 女性活躍の推進

# 3.新経営強化計画の概要

## (3) 独自KPIの設定について

KPI	前計画期間 3年間実績累計	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画	3年間累計（3年後） 目標
<b>事業性貸出金利息額（百万円）</b>	<b>29,835</b>	10,288	10,296	10,349	<b>30,933</b>
1 中小企業貸出（金融機能強化法ベース）残高増加額（アパート除く）：億円	1,288	150	150	150	450
2 中小企業貸出（金融機能強化法ベース）先数増加（アパート除く）：先数	509	100	100	100	300
3 事業性貸出提案件数：件数*	135,462	60,000	61,000	62,000	183,300
4 ミドルリスク先貸出実行額：億円	3,014	1,360	1,380	1,400	4,140
5 リファイナンス実行額：億円*	617	380	390	400	1,170
6 ベースコアターゲット先貸出実行額：億円*	1,448	400	420	440	1,260
7 サステナブルファイナンス実行額：億円*		270	310	340	920
<b>法人フィー獲得額（百万円）</b>	<b>4,024</b>	1,600	1,650	1,650	<b>4,900</b>
8 事業性評価の対話先：先数	3,418	1,200	1,200	1,200	3,600
9 ソリューション提案：件数*	203,470	100,000	105,000	110,000	315,000
10 ビジネスマッチング支援：件数	2,165	1,000	1,050	1,100	3,150
11 事業承継・M & A支援：件数*	746	230	270	290	790
<b>事業再生支援先に関する引当取崩額（百万円）</b>	<b>979</b>				
12 事業再生支援先に対する事業再生：ランクアップ件数	1,067	200	240	280	720
13 経営改善計画書の策定支援：件数	1,250	400	400	400	1,200
14 DDS/D E S、債権放棄などの 抜本的な経営再建：件数*	12	4	4	4	12
15 経営者保証に関するガイドラインの活用状況 （新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合）：%	32.5	33.0	34.0	35.0	35.0

\*今回選定した新たな項目



本資料には、将来の業績に関する記述が含まれております。こうした記述は将来の業績を保証するものではなく、リスクと不確実性を内包するものであります。将来の業績は、経営環境の変化等により異なる可能性があることにご留意下さい。



筑波銀行

# 経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 12 条)

2022 年 6 月

株式会社 筑波銀行

## 目 次

1. 前経営強化経計画の実績についての総括	1
(1) 経営環境	1
(2) 茨城県の現状	1
(3) 決算の概要	2
① 預金・預かり資産残高	2
② 貸出金残高	2
③ 損益の状況	3
④ 自己資本比率	6
⑤ 不良債権比率等	6
(4) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に対する総括	6
(5) 被災地域における東日本大震災からの復興に対する総括	10
(6) 地域における経済の活性化に対する総括	11
(7) 今後の課題	15
2. 経営強化計画の実施期間	15
3. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	16
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	16
① 基本方針1【事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大】	16
② 基本方針2【企業のライフステージに応じた本業支援】	17
③ 基本方針3【企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援】	17
④ 基本方針4【担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給】	18
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	20
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	20
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	24
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	24
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	26
① 信用供与の円滑化に資する方策	26
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	28
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	28

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業主を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策	28
③ 早期の事業再生に資する方策	33
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	37
⑤ SDGs 及び地方創生への取組み	38
4. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	41
5. 収益の見通し	42
(1) 収益の見通しの概要	42
(2) 単体自己資本比率の見通し	43
6. 剰余金の処分方針	43
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営確保のための方策	44
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等	44
① ガバナンス体制	44
② 業務執行に対する監査体制	46
(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等	47
① リスク管理体制	47
② 統合的リスク管理	47
③ 信用リスク	47
④ 市場リスク	48
⑤ 流動性リスク	49
⑥ オペレーショナル・リスク管理	49
8. 経営強化のための計画の前提条件	50

## 1. 前経営強化経計画の実績についての総括

### (1) 経営環境

前経営強化計画（2019年4月～2022年3月）の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令されるなど経済活動に大きな制約を受けました。その後、感染者数の減少を受け、経済活動は徐々に正常化へ向かったものの、新たな変異株の出現や一部商品の供給不足によるサプライチェーンの混乱など厳しい状況が続きました。

金融面では、日経平均株価が大企業を中心とした順調な業績を背景として、2021年9月には30,670円（9月14日終値）を記録するなど大きく上昇いたしました。一方長期金利は、2016年2月に導入されたマイナス金利政策の継続により、2022年3月末時点においても0.21%と依然として低水準となっております。

地域金融機関を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の動向やウクライナをはじめとした国際情勢による国内景気への影響、加えて長引く低金利環境など、依然として厳しい状況にあります。また、超高齢化社会の進展による人口減少問題も喫緊の課題となっており、将来に亘り持続可能な地域社会のモデルの構築が求められております。

#### 【計画策定時 前提対実績】

指標	2019/3 実績		2020/3	2021/3	2022/3
無担保コール翌日物 (%)	△ 0.083	前提	△ 0.080	△ 0.080	△ 0.080
		実績	△ 0.070	△ 0.044	△ 0.020
		前提比	0.010	0.036	0.060
日本円TIBOR3ヵ月 (%)	0.069	前提	0.067	0.067	0.067
		実績	0.069	0.069	0.067
		前提比	0.002	0.002	0.000
新発10年国債利回り (%)	△ 0.095	前提	△ 0.095	△ 0.095	△ 0.095
		実績	0.005	0.120	0.210
		前提比	0.100	0.215	0.305
ドル/円為替レート (円)	110.91	前提	108.31	108.31	108.31
		実績	108.83	110.71	122.39
		前提比	0.52	2.40	14.08
日経平均株価 (円)	21,206	前提	20,500	20,500	20,500
		実績	18,917	29,179	27,821
		前提比	△1,583	8,679	7,321

### (2) 茨城県の現状

当行の主たる営業基盤である茨城県内におきましては、東日本大震災の発生から12年目を迎えるなか、県内においても被災した社会インフラの復旧はほとんどが完了し、次の災害への備えが進められるなど、ハード面での復興は大きく進んでおります。しかし一方で、東京電力福島第一原発事故の影響は依然として払拭に至らず、農林水産物に対する国内外からの風評対策につきましては、今後も長い年月を要することが見込まれ、中長期的観点から対応していくことが必要であると考えております。

また、県内では新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・宿泊を中心とした観光業が大きなダメージを受けております。加えて、半導体不足による製造部品の供給制約等

の影響により、地元製造業の生産活動に停滞感がみられるなど、様々な業種において業況の悪化が懸念され、資金繰り支援のみならず販路支援や事業承継など、幅広い分野での地元中小事業者への本業支援が従来以上に地域金融機関に求められております。

当行は被災地の金融機関として、東日本大震災以降速やかに復興プロジェクトを立ち上げ、全行を挙げて被災地支援に取り組んでまいりました。今後におきましても、これまでの取組みのなかで蓄積したノウハウを十分活用するとともに、関連機関との連携を深め、引き続き茨城県経済の復興と持続的発展に取り組んでいく必要があるものと認識しております。

### (3) 決算の概要

#### ① 預金・預かり資産残高

2022年3月末の預金及び預かり資産の残高につきましては、預金残高は、個人や法人の流動性預金を中心に計画始期である2011年3月期（平成23年3月期）比では5,039億円増加、前計画始期である2019年3月期（平成31年3月期）比では2,093億円増加し、2兆4,663億円となりました。また、預かり資産残高は、計画始期である2011年3月期比では517億円増加、前計画始期である2019年3月期比では、投資信託等を中心に285億円増加し2,711億円となりました。

預金残高【単体】

(単位:億円)

	2011/3期	2019/3期	2020/3期	2021/3期	2022/3期		
	H23/3期	H31/3期	R2/3期	R3/3期	R4/3期	2011/3期比	2019/3期比
預金残高	19,623	22,569	22,516	24,044	24,663	5,039	2,093
うち個人預金	15,855	16,985	17,024	17,858	18,269	2,413	1,283

預かり資産残高【単体】

(単位:億円)

	2011/3期	2019/3期	2020/3期	2021/3期	2022/3期		
	H23/3期	H31/3期	R2/3期	R3/3期	R4/3期	2011/3期比	2019/3期比
預かり資産	2,194	2,425	2,305	2,448	2,711	517	285
投資信託	1,381	938	768	1,034	1,243	△ 138	304
年金保険等	443	1,350	1,426	1,315	1,386	943	35
国債等公共債	303	102	79	65	59	△ 244	△ 43
外貨預金	65	33	30	31	22	△ 43	△ 11

#### ② 貸出金残高

2022年3月末の貸出金残高につきましては、中小企業等貸出金を中心に計画始期である2011年3月期（平成23年3月期）比では4,046億円増加、前計画始期である2019年3月期（平成31年3月期）比では2,362億円増加し、1兆8,825億円となりました。

なお、中小企業等向け貸出から個人事業者以外の個人を除いた先から実質的に中小企業に該当しない先を除外した中小企業貸出残高は、前計画始期である2019年3月期以降、1,288億円増加し、2022年3月末で7,610億円となりました。

(単位:億円)

	2011/3期	2019/3期	2020/3期	2021/3期	2022/3期		
	H23/3期	H31/3期	R2/3期	R3/3期	R4/3期	2011/3期比	2019/3期比
貸出金残高	14,779	16,463	16,856	18,146	18,825	4,046	2,362
うち中小企業等向け貸出	10,887	12,182	12,283	13,024	13,303	2,415	1,121
うち中小企業貸出残高 ※		6,322	6,519	7,392	7,610		1,288

※「中小企業貸出」は、中小企業等向け貸出金から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出金で、かつ、土地開発公社向け貸出、SPC向け貸出、当行関連会社向け貸出等を除外した貸出金で、2016年3月期以降、算出しております。

### ③ 損益の状況

前計画期間中の損益状況は、長引くマイナス金利政策と人口減少に伴うマーケット縮小が続いたことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の抑制などの影響等により、厳しい収益環境が続きました。

資金利益は、預金金利の低下により預金利息は減少しましたが、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少などにより、2022年3月期は計画始期である2011年3月期（平成23年3月期）比では73億円減少、前計画始期である2019年3月期（平成31年3月期）比では5億円減少し254億円となりました。

役員取引等利益は、お客さまの多様なニーズに応じた営業活動を展開してきたことなどにより年金保険等の販売額が増加したことなどから、2022年3月期は計画始期である2011年3月期より10億円増加、前計画始期である2019年3月期より13億円増加となる43億円となりました。

経費は、第4次中期経営計画の3年間、計画のテーマである「選択と集中」に基づき、店舗統廃合や子会社業務の見直し、営業店新端末の導入、業務効率化による人員の再配置など、戦略的な経費削減に積極的に取り組んできたことから、2022年3月期は計画始期である2011年3月期比では73億円減少、前計画始期である2019年3月期比では22億円減少し241億円となりました。

以上により、2022年3月期のコア業務純益は、計画始期である2011年3月期比では10億円増加、前計画始期である2019年3月期比では40億円増加し58億円となり、2022年3月期の計画対比でも計画を23億円上回りました。

経常利益は、コア業務純益が増加したことなどから、2022年3月期は計画始期である2011年3月期比では21億円増加、前計画始期である2019年3月期比では33億円増加し51億円となり、2022年3月期の計画対比でも計画を20億円上回りました。

この結果、2022年3月期の当期純利益につきましても、計画始期である2011年3月期比で16億円増加、前計画始期である2019年3月期比では32億円増加し41億円となり、2022年3月期の計画対比でも計画を15億円上回りました。また、利益剰余金につきましても、2022年3月期の計画対比で計画を55億円上回る346億円となりました。

足許の収益環境につきましては、貸出金利息は、貸出金利が低い水準で推移していることに伴い依然として厳しい状況が続いており、収益のトップライン改善に向けた具体的な施策を速やかに実践するとともに、業務効率化や業務の抜本的な見直しによる経費削減に取り組む、安定的な収益基盤を確立していくことが経営課題の一つであると認識しております。

今後も当行の保有するネットワークの活用や金融仲介機能の十分な発揮により、地域経済の持続的な発展に貢献できるよう努めるとともに、地域に根差した法人・個人向けソリューションの提供に注力することで安定的な顧客基盤を構築し、持続可能なビジネスモデルの構築を目指してまいります。



【損益の概要】

(単位:億円)

	2011/3期 H23/3期	2019/3期 H31/3期	2020/3期 R2/3期	2021/3期 R3/3期	2022/3期 R4/3期	2022/3期	
						2011/3期比	2019/3期比
経常収益	477	375	374	355	365	△ 112	△ 10
経常費用	447	358	350	334	314	△ 133	△ 43
コア業務純益	47	18	20	29	58	10	40
コア業務純益(貸出債権譲渡益・投信解約償還損益を除く)	46	14	10	28	56	10	42
実質業務純益	67	19	35	29	54	△ 13	35
業務粗利益	381	282	292	278	295	△ 86	12
コア業務粗利益	362	281	276	279	299	△ 63	17
(資金利益)	328	260	250	239	254	△ 73	△ 5
うち貸出金利息	329	210	202	205	205	△ 124	△ 4
うち有価証券利息配当金	44	57	54	40	47	2	△ 10
うち投信解約償還損益	1	△ 0	9	0	1	0	1
うち預金利息(△)	30	2	2	1	0	△ 30	△ 2
うち借入金利息・社債利息等(△)	10	0	0	0	0	△ 10	0
(役員取引等利益)	32	30	32	39	43	10	13
(その他業務利益) ※国債等債券損益を除く	1	△ 8	△ 5	0	1	0	9
国債等関係損益	19	1	15	0	△ 3	△ 23	△ 4
経費(△)	314	263	256	249	241	△ 73	△ 22
物件費(△)	138	108	105	102	100	△ 38	△ 8
うち純物件費(△)	112	86	84	82	78	△ 33	△ 8
うち減価償却費(△)	26	21	20	20	21	△ 5	0
うちシステム経費(△)	32	0	0	0	0	△ 32	0
人件費(△)	160	137	133	129	124	△ 35	△ 12
税金(△)	15	17	17	17	16	1	△ 1
経常利益	30	17	23	20	51	21	33
うち実質与信コスト	0	15	16	17	14	14	0
うち一般貸倒引当金繰入額	△ 17	0	1	1	0	17	0
うち不良債権処理額	28	17	19	20	18	△ 9	0
うち償却債権取立益	△ 10	△ 3	△ 4	△ 4	△ 3	6	0
うち有価証券関係損益	10	8	11	3	2	△ 8	△ 5
うち国債等債券関係損益	19	1	15	0	△ 3	△ 23	△ 4
うち株式等関係損益	△ 8	7	△ 3	3	6	15	0
特別損益	△ 2	△ 2	0	31	△ 6	△ 3	△ 4
法人税等	2	6	12	2	3	0	△ 3
当期純利益	25	9	10	49	41	16	32

【諸利回り等】

	2011/3期 H23/3期	2019/3期 H31/3期	2020/3期 R2/3期	2021/3期 R3/3期	2022/3期 R4/3期	2022/3期	
						2011/3期比	2019/3期比
貸出金利回り	2.29%	1.29%	1.22%	1.16%	1.11%	-1.18%	-0.18%
預金金利回り	0.15%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	-0.15%	-0.01%
総資金利鞘	0.10%	-0.02%	-0.03%	-0.02%	0.06%	-0.03%	0.08%
ROE	5.68%	0.88%	0.96%	4.66%	3.92%	-1.76%	3.04%
修正OHR	86.83%	93.55%	92.71%	89.32%	80.56%	-6.26%	-12.98%

#### ④ 自己資本比率

2012年3月期に金融機能強化法の震災特例に基づく350億円の国からの資本参加により、自己資本比率(単体)は10.97%まで改善いたしました。

2019年3月期以降は、計画を上回る当期純利益を計上いたしました。リスク・アセットの増加等により、2022年3月期の自己資本比率(単体)は8.92%となりました(計画始期である2011年3月期からは0.78ポイント改善、前計画始期である2019年3月期からは0.50ポイント改善となりました)。

(金額単位:億円)

	バーゼルⅡ (国内基準)		バーゼルⅢ(国内基準)					
	2011/3期 H23/3期	2012/3期 H24/3期	2019/3期 H31/3期	2020/3期 R2/3期	2021/3期 R3/3期	2022/3期 R4/3期	2011/3期比	2019/3期比
自己資本	806	1,065	1,038	1,034	1,082	1,116	310	78
リスク・アセット	9,904	9,709	12,323	12,153	11,841	12,507	2,603	184
自己資本比率(単体)	8.14%	10.97%	8.42%	8.51%	9.14%	8.92%	0.78%	0.50%

#### ⑤ 不良債権比率等

コロナ禍で影響を受けた取引先に対しまして、これまで以上に資金繰り支援や本業支援を行うため、よりきめ細かい業況把握等に取り組み、小口の取引先を中心に債務者区分の見直しを行った結果、2022年3月期の金融再生法開示債権比率は計画始期である2011年3月期(平成23年3月期)比では3.02ポイント改善、前計画始期である2019年3月期(平成31年3月期)比では0.65ポイント改善し2.04%となりました。

(金額単位:億円)

	2011/3期 H23/3期	2019/3期 H31/3期	2020/3期 R2/3期	2021/3期 R3/3期	2022/3期 R4/3期	2011/3期比	2019/3期比
	金融再生法開示債権額	754	450	466	468	394	△ 360
正常債権額	14,118	16,259	16,668	18,060	18,853	4,735	2,594
金融再生法開示債権比率	5.06%	2.69%	2.72%	2.52%	2.04%	-3.02%	-0.65%

#### (4) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に対する総括

当行は、東日本大震災直後より、地域復興支援プロジェクト『あゆみ』を立ち上げ、その後地域振興支援に変更するなど、震災後の地域の状況に合わせ震災復興及び振興に積極的に取り組んでまいりました。前経営強化計画期間である2019年4月から2022年3月にかけての3年間は、県内のインフラ面での復旧・復興がほぼ震災前の状況に戻りつつあったことから、これまでの『あゆみ』での経験や知見を活かし地域社会の持続的成長への支援に向けての活動へと舵を切り、SDGs推進プロジェクト『あゆみ』に名称を変更し積極的に活動してまいりました。加えて、2020年1月頃から新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済への影響が顕著となり、地域のお客さまへの資金調達面を中心とした本業支援活動が求められるようになりました。

このような社会背景のもと当行では、地域経済の活性化を図るために、比較的財務基盤が脆弱な中小企業でも、事業性評価を通じてビジネスモデルや事業ドメインを把握し、企業実態や成長可能性を適切に評価し、積極的な資金提供や成長戦略への支援を行っていくことが地域金融機関としての本来の役割であることを再認識し、ミドルリスク先への取組みを強化してまいりました。

その基礎となる事業性評価の取組みに向けて、銀行一丸となってコンサルティング提案活動を充実させ、地元中小企業支援を実践するための体制整備として、2019年4月に「コンサルティングサポート協議会」を設置し、2020年2月には経営改善支援に取り組むための「経営改善サポート協議会」を同協議会に一本化いたしました。

「コンサルティングサポート協議会」には、本部、営業店に加え、頭取をはじめとした役員も出席することで金融仲介機能のプラットフォームを統一し、債務者区分全般に亘り経営課題を抱える地元中小企業に対して、外部知見も活用しながら具体的な取引方針・支援策として適切なソリューションをスピーディーに提供できる仕組みを整備し、金融仲介機能の実践力を高めてまいりました。

また、2020年度には新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が大幅に制限され、売上急減等によりお客さまの資金繰りが急速に悪化する状況下、当行は全店一丸となり地元中小事業者を「とことん支援する」取組みを推進いたしました。

2020年2月14日以降、全店及びすまいるプラザに「金融相談窓口」を設置し、休日でも相談を受けられる体制といたしました。同年3月からは、地元融資先を中心に約2万社から新型コロナウイルス感染症の影響や資金繰りの状況をヒアリングし、特に緊急的な資金繰り支援に積極的に取り組みました。体制面では「新型コロナウイルス特別対策支援チーム」（通称：特対班）（構成メンバー22名：事業性評価アドバイザー・現場審査役・企業経営相談員）を編成し、より現場の近くでお客さまに寄り添い本部の知見を活用することで機動的な支援体制の構築を図るとともに、緊急的な資金繰りに迅速に対応するため経営改善計画書などの策定は後日対応とし、行員が新型コロナウイルス感染症による影響の実態をヒアリング（「新型コロナウイルス感染症に関する実態調査書」を活用）し、お客さまに過度に負担を掛けず、審査を進めるよう配慮しました。

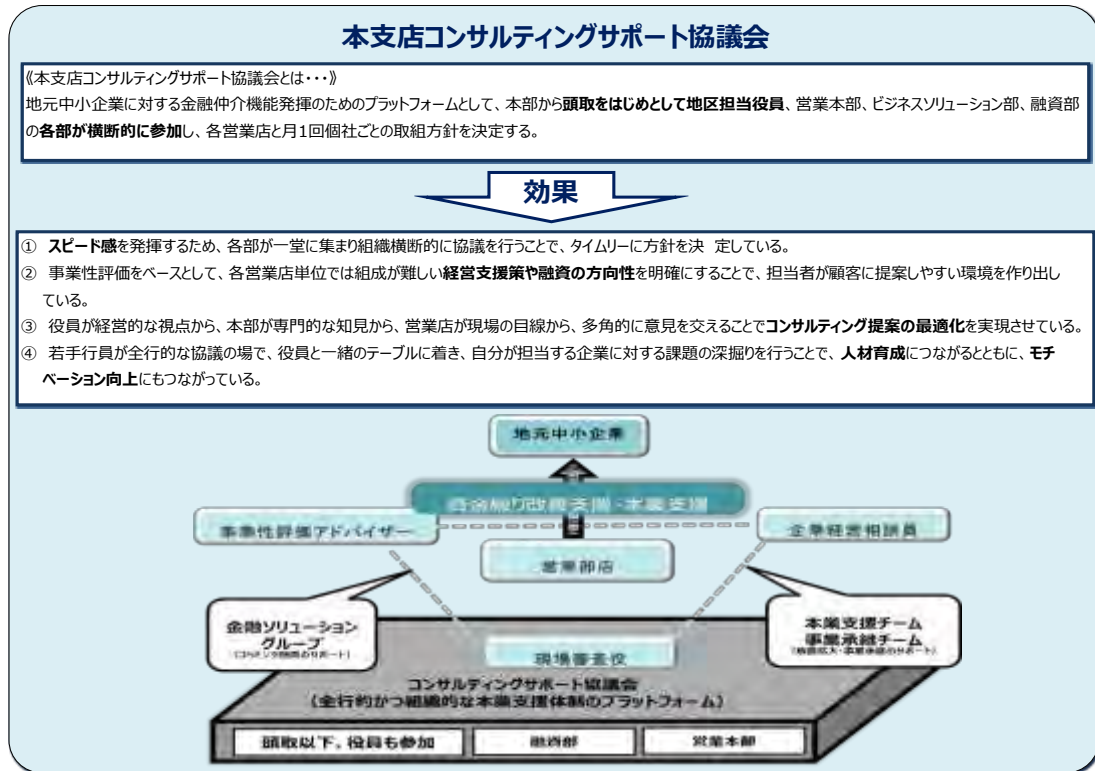
こうした取組みの結果、2022年3月末の中小企業貸出残高は2019年3月末の6,322億円から1,288億円増加し、7,610億円となりました。

また、2020年3月～2022年3月までのコロナ関連融資の実行は、2020年3月12日に創設した「新型コロナ緊急融資」等のプロパー融資実行2,006件626億円を含め、14,343件で2,619億円となり、地元中小企業に対する資金支援において大きな存在感を示すことができました。さらに、2021年4月より取扱いを開始した国の定める全国共通の保証制度である伴走支援型特別保証及び茨城県制度であるパワーアップ融資（伴走支援型特別保証対応）にも積極的に取り組み、2021年4月～2022年3月の保証承諾件数555件、保証承諾金額95億円と件数・金額とも県内シェア45%超となっており、県内トップで推移しております。

これらは、これまで取組んできた事業性評価に基づく金融仲介機能の発揮、特に当行の強みである「小回り」を活かしたきめ細やかな支援活動の成果によるものと捉えております。

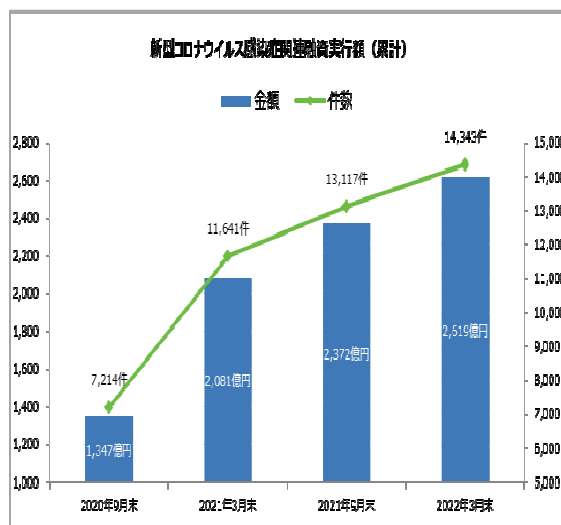
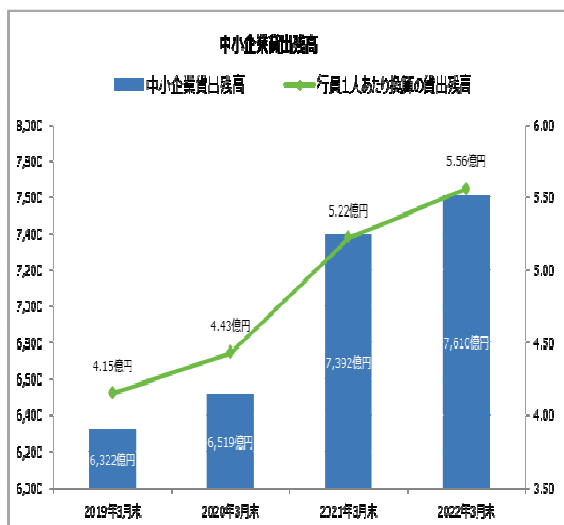
今後につきましても、事業性評価に基づくコンサルティング営業を積極的に推進することで地元中小企業者への本業支援を継続し、安定した信用供与に努めてまいります。

### 【コンサルティングサポート協議会】



### 【本部サポート体制】

所属	役職等	コンサルティングサポート協議会での役割	
頭取以下、役員		豊富な経験と知見に基づく経営目線での助言	
営業本部	地区本部長	協議会の責任者、最終的な方針を決定	
	営業指導役	コーディネーターとして協議会の司会を担当し、協議会後の提案の進捗状況を把握、伴走型で営業店を成約までサポート	
	ビジネスソリューション部	リレバンチーム	コペナント融資など、様々な資金調達手法についてのアドバイス・サポート
		金融ソリューショングループ	販路拡大や事業承継などの本業支援について専門的なアドバイス・サポート
		本業支援チーム 事業承継チーム	担当地区に駐在し、事業性評価に基づく本業支援に関する営業店のあらゆる悩みに対応
		事業性評価アドバイザー	担当地区に駐在し、リファイナンス時や経営改善のための計画策定に関する支援
融資部	企業経営相談員	融資案件組成に関するアドバイス	
	エリア審査役	担当地区に駐在し、融資案件組成に関する営業店のあらゆる悩みに対応	
	現場審査役	経営改善支援先に対する計画策定や経営改善支援を直接実施	



### 【ミドルリスク融資の実行状況】

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
701億円	949億円	1,233億円	833億円

(ミドルリスク融資の定義)  
 正常先下位(格付D先)～破綻懸念先(格付X先)、非格付先

### 【リファイナンスプラン 実行件数及び実行額】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
実行件数	209件	551件	184件	1,342件
実行金額	75億円	153億円	80億円	384億円

※実行金額は、当行の既存借入の借り換えも含めた金額

### 【特約付手形貸付 実行件数及び実行額】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
実行件数	47件	184件	51件	77件
実行金額	10億円	33億円	14億円	20億円

※実行金額は、当行の既存借入の借り換えも含めた金額

### 【伴走支援型特別保証の保証承諾件数・金額累計】

(単位：件、百万円)

		2021年度上期	2021年度下期	2021年度
件数	当行	139	416	555
	茨城県全体	372	806	1,178
	シェア	37.4%	51.6%	47.1%
金額	当行	1,791	7,785	9,576
	茨城県全体	5,810	13,621	19,431
	シェア	30.8%	57.2%	49.3%

### (5) 被災地域における東日本大震災からの復興に対する総括

当行は、震災以降 2011 年 3 月から 2016 年 3 月までの 5 年間、地域“復興”支援プロジェクトを実施、2016 年 4 月からは、震災復興を継続発展させた地域“振興”支援プロジェクトを策定し、当行のネットワークやコンサルティング機能を最大限に発揮することで被災者への信用供与の円滑化に取り組んでまいりました。

前経営強化計画の始期である 2019 年 4 月からは、コーポレートスローガン「地域のために未来のために」の実現に向け、国連が定めた「持続可能な開発目標 SDGs」の趣旨に賛同し、「筑波銀行 SDGs 宣言」を制定、地域振興支援プロジェクト『あゆみ』を SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』に名称変更し、震災後の復興・振興に限らない、当行を含む地域社会の持続的成長を支援する取組みを開始しております。

引き続き、震災以降に取り組んだ震災関連融資及び条件変更を含んだ資金繰り支援、ならびに SDGs 関連融資等地域のお客さまに対しての資金繰り支援に積極的に取り組んでまいります。

#### 【東日本大震災関連融資実行実行実績】

震災発生時～2022年3月末累計

( ) 内は2021年4月～2022年3月実績累計

	実行件数	実行金額累計
事業性融資	72,544件 (3,892件)	952,774百万円 (102,186百万円)
消費性融資	13,964件 (77件)	176,127百万円 (1,177百万円)
合 計	86,508件 (7,860件)	1,128,901百万円 (103,363百万円)

#### 【参考：条件変更実行実績】

震災発生時～2022年3月末累計

( ) 内は2021年4月～2022年3月実績累計

	条件変更実行件数	金 額
事業性融資	3,649件 (0件)	91,738百万円 (0百万円)
消費性融資	177件 (0件)	1,700百万円 (0百万円)
合 計	3,826件 (0件)	93,438百万円 (0百万円)

#### 【住まいに関するプラン】

商品名	内 容	2011.9.1～ 2022.3.31 累計実績
無担保住宅ローン	居住用住宅に関する資金を無担保で利用できる個人向けローン	270件 2,305百万円
エクステリアローン	塀や外構工事に関する資金に利用できる個人向けローン	411件 902百万円
エコリビングローン	エコ関連の設備資金に利用できる個人向けローン	433件 1,135百万円

#### 【使いみち限定プラン】

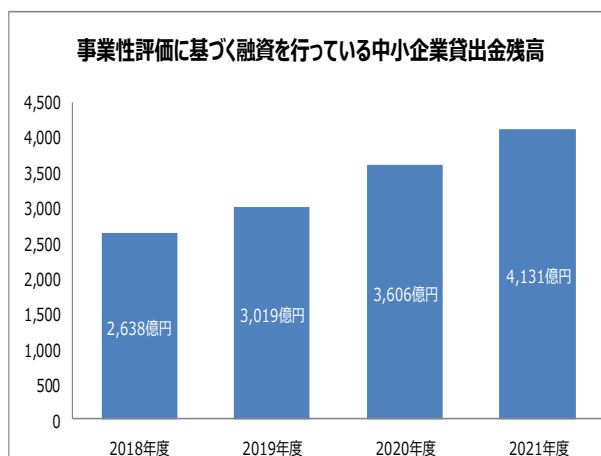
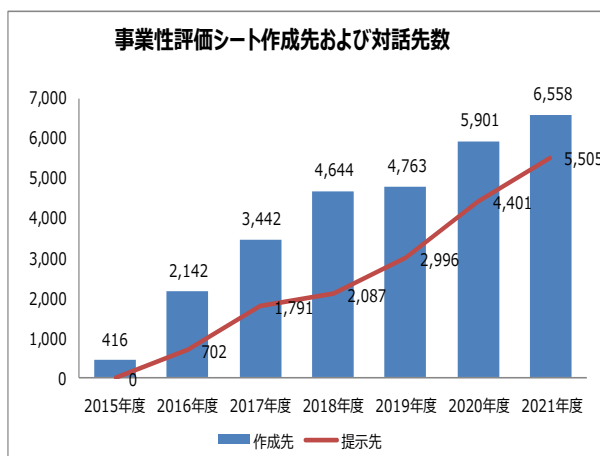
商品名	内 容	2011.9.1～ 2022.3.31 累計実績
マイカーローン	自家用車に関する一切の資金に利用できる個人向けローン	625件 1,095百万円
墓石ローン	墓地・墓石に関する資金に利用できる個人向けローン	176件 394百万円

※「エクステリアローン」は、2016年4月から「エコリビングローン」に内包

## (6) 地域における経済の活性化に対する総括

2019年4月にスタートした前計画期間である3年間は「本来のリレーションシップバンキングに立ち返った営業を強化するべく、『選択と集中』を徹底的に進めていく期間」と位置付け、特に法人ソリューションの分野においては「徹底した地元中小企業の支援」を掲げ、基本方針に基づいた諸施策に全行を挙げて取組んでまいりました。

法人ソリューション営業の起点となる事業性評価の高度化を図るため、お客さまとの対話で得た情報を基に事業性評価シートの作成に重点を置き、作成先数はこの3年間で1,914先増加し、合計で6,558先となりました。また、この事業性評価シートを提示したうえで深度ある対話を行った先は5,505先となり、事業性評価に基づく提案数と成約数は大きく増加いたしました。



### 【事業性評価に基づく提案と成約の内訳】

(単位:件)

提案内容	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	提案件数	うち成約件数	提案件数	うち成約件数	提案件数	うち成約件数	提案件数	うち成約件数
業容拡大	1,934	320	5,045	643	12,841	1,560	28,775	2,876
ビジネスマッチング	3,622	321	6,420	625	15,495	1,774	23,160	1,127
人材関連	1,427	132	1,877	144	11,780	1,475	18,909	1,712
うちハッピーエールサポート	-	-	-	-	(9,091)	(1,150)	(14,728)	(1,557)
海外展開	100	22	147	25	164	28	126	32
コストカット	2,923	357	3,191	264	8,855	1,143	6,959	539
経営効率化	1,371	325	2,596	447	7,248	1,180	8,542	1,568
リスク対応	62	14	119	12	154	34	185	20
経営改善	654	503	484	447	590	361	485	31
資金調達(資金繰改善提案)	1,619	368	4,271	674	10,261	1,343	14,815	1,587
(うちファイナンス実行先数)		(175)		(385)		(159)	(4,919)	(1,342)
事業承継	1,094	151	2,355	129	1,875	84	2,422	57
M&A	340	17	464	28	823	48	1,539	97
その他	14	3	913	26	490	12	0	0
合計	15,160	2,533	27,882	3,464	70,576	9,042	105,917	9,646

また、地域金融機関の使命として、中小規模事業者の企業価値向上と事業再生が、「地域経済の活性化」に直結する取組みであるものと考え、事業再生支援にも積極的に取り組んでまいりました。

体制面では、2020年2月に「経営改善サポート協議会」を「コンサルティングサポート協議会」に一本化するとともに、新たに設置した「コンサルティングサポート委員会」に「経営改善サポート委員会」を統合することにより、当行における金融仲介機能のプラットフォームを統一いたしました。それにより、「コンサルティングサポートマインド」（中小企業の課題解決に向けた支援の心構え）に基づき、営業店と本部各セッションが経営課題を抱える地元中小企業に対する具体的な取引方針・支援策についての知見を出し合い、経営改善目線を高めた本業支援の実践によって取引先の持続的成長や地域経済の活性化に貢献していく態勢が再構築されております。

さらに、外部機関（東日本大震災事業者再生支援機構（震災支援機構）/茨城県産業復興相談センター/中小企業再生支援協議会/地域経済活性化支援機構）と連携した支援を継続しており、震災復興だけでなく、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対しての支援も含め円滑な事業再生を進めてまいりました。

#### 【支援機関の活用状況】

外部機関名	県内全体			当行支援			うち当行メイン先		
	買取支援決定	2次対応	合計	買取支援決定	2次対応	合計	買取支援決定	2次対応	合計
茨城県産業復興相談センター	20先	0先	20先	12先	0先	12先	6先	0先	6先
東日本大震災事業者再生支援機構	60先	0先	60先	27先	0先	27先	14先	0先	14先

（震災後～2022/3末現在）

#### 【外部機関の活用状況（当行支援分）】

外部機関名	取り組み先数	対応状況の内訳
茨城県産業復興相談センター	12先	買取支援決定…12先
東日本大震災事業者再生支援機構	27先	買取支援決定…27先
中小企業再生支援協議会	143先	全行同意…110先、協議中…6先、取下げ…27先
地域経済活性化支援機構（REVIC）	5先	支援決定…5先（ほか相談中案件1件）

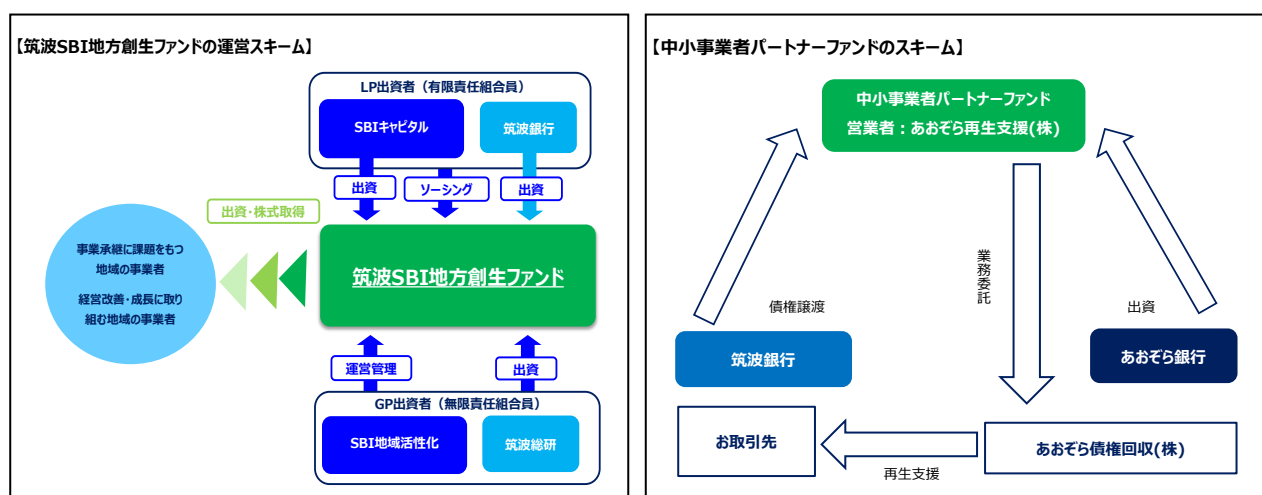
（震災後～2022/3末現在）

中小企業再生支援協議会への特例リスク持込先数…43先（41先同意済み、2先協議中 2022年3月末現在）



2021年7月にはSBIグループと共同で承継・再生企業向けの「筑波SBI地方創生ファンド」を設立し、コロナ禍で経営再建に課題を抱える地元中小企業に対して資本増強等を含めた支援を実施することで円滑な再生に取り組む体制を強化しております。

また、2022年3月にはあおぞら銀行グループが設立した「中小事業者パートナーファンド」の利用に関する覚書を締結し、あおぞら銀行グループが有する再生ノウハウやネットワークを活用し、地元中小企業の事業再生を支援する体制を強化しております。今後も両ファンド活用の選択肢も含め、地元中小企業の経営課題の解決や事業再生に向けた取組みを積極的に行ってまいります。

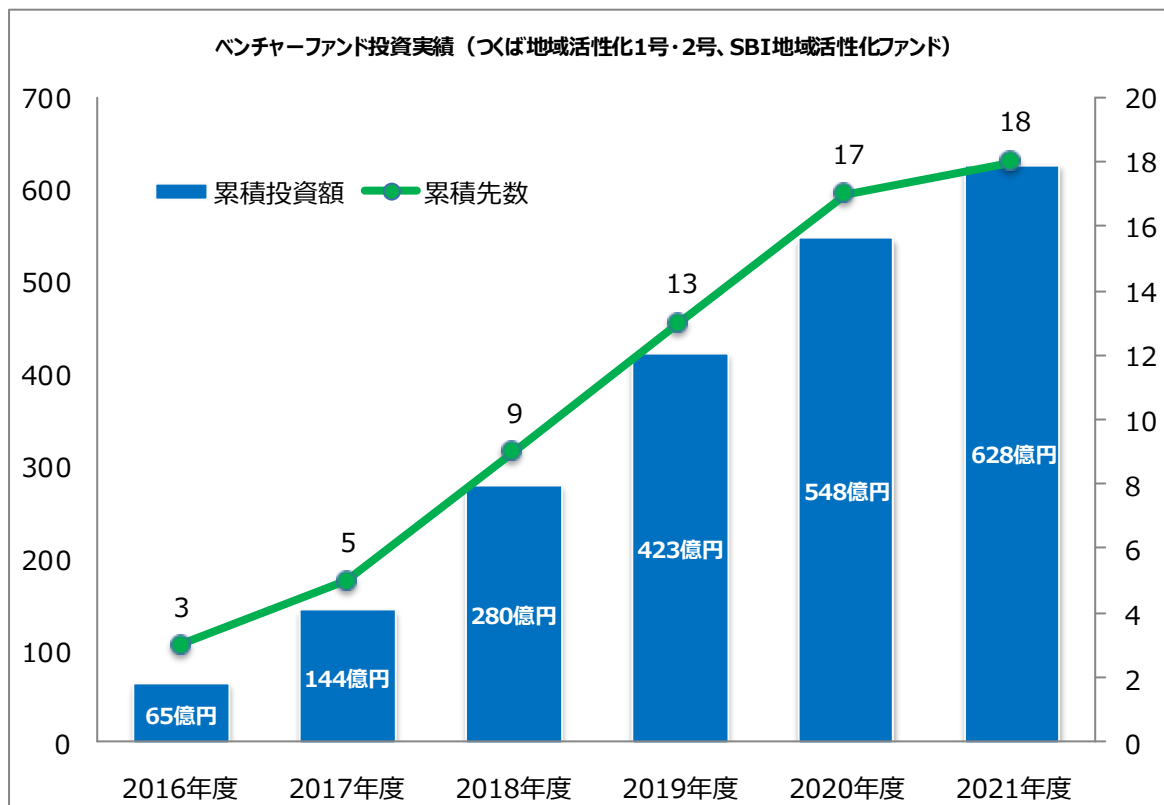
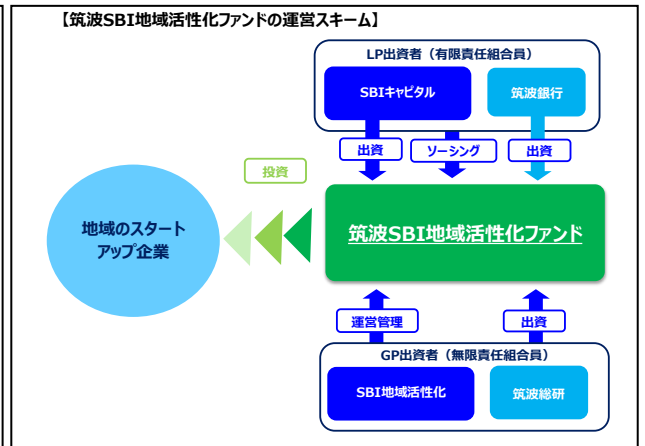
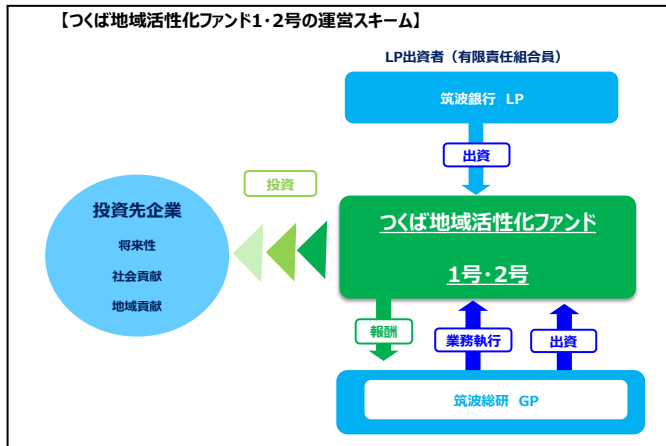


加えて、地域での起業促進ならびに創業期のベンチャー企業支援を目的として「つくば地域活性化ファンド (2016年1月設立)」と「つくば地域活性化2号ファンド (2019年4月設立)」の2本のプロパーファンドを設立しております。

また、2021年7月には業務提携先のSBIグループとの間でベンチャーファンドとしては3本目となる「筑波SBI地域活性化ファンド」を共同設立しております。このことにより、技術系ベンチャーの目利きには高度な技術的専門知見が必要ですがSBIグループの知見を活用することでより深度を増したベンチャー支援が可能となりました。

3本のファンドにおけるこれまでの投資実績は、18社/628百万円となっております。また資金支援のみならず試作品製造や量産化前の中ロット生産に対し、取引先の中小製造業者とマッチングを行うなど、地域経済を面的に発展させる取組みにも結び付けております。

今後につきましても、大学や研究機関、各支援機関との連携を強化し、取引先製造業、士業、大手ベンチャーキャピタルなど当行ネットワークに結び付けることで、スタートアップ支援のプラットフォームを目指してまいります。



## (7) 今後の課題

当行は、「地域のファースト・コール・バンク」として安定的な金融機関としての役割を果たすために、前計画期間を「本来のリレーションシップバンキングに立ち返った営業を強化するべく、『選択と集中』を徹底的に進めていく3年間とする」とし、特に法人ソリューション分野においては、「徹底して地元中小企業の皆さまへのご支援を行います」と宣言し、地元企業への支援に取り組んでまいりました。

東日本大震災から11年が経過し、また2020年以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により地元中小企業事業者の業況は厳しさを増している状況であります。このことから、これまで以上にお客さまに寄り添い、「とことん支援」を行うことが地域金融機関としての当行の使命であると認識しております。

## 2. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第3項の規定により読み替えて適用する同法第12条第1項の規定に基づき、2022年4月から2025年3月までの経営強化計画を策定し実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、又は、生じることが予想される場合は、遅滞なく金融庁に報告いたします。

### 3. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

#### (1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

当行は目指す姿として「First Call Bank」、すなわちお客さまが「最初に相談したい銀行」の実現に向けて、2022年4月から2025年3月を計画期間とした「第5次中期経営計画『Rising Innovation 2025』～未来への懸け橋～“つながり”」を策定いたしました。第5次中期経営計画のコンセプトは、《「共通価値の創造」へつなげ、「サステナブル経営」への転換を図る3年間》とし、「選択と集中」をテーマに展開した第4次中期経営計画における取組みを第5次中期経営計画へ〈つなげていく〉とともに、お客さま、地域社会、従業員との“つながり”（リレーションシップ）を強みとして、「小回り」と「質」の高いサービスを提供し続けることにより、「ビジネスモデルを深化」させ「共通価値の創造」へつなげていくことで、『ファースト・コール・バンク』の実現を目指してまいります。

特に、地域の中小企業の事業者に対して、「伴走型支援」に『とことん』取組むとともに、これまで掲げてきた4つの基本方針を踏襲したうえで、様々なステークホルダーや関係機関との連携を図りながら、地域経済の持続的発展に努めてまいります。

#### 【基本方針】

筑波銀行は、金融機能強化法（震災特例）の趣旨を踏まえ、導入した公的資金を有効に活用して、

【基本方針1】 事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大

【基本方針2】 企業のライフステージに応じた本業支援

【基本方針3】 企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援

【基本方針4】 担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給

に積極的に取組み、全行員一丸となって、地域経済や地域の面的な復興・振興に貢献してまいります。

基本方針1～4に基づき、具体的に以下の取組みを進めてまいります。

#### ① 基本方針1【事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大】

特に信用供与の円滑化を求めている先として、中小規模事業者のミドルリスク先を「重要な支援すべき領域」と位置付け、以下の取組みを進めてまいります。

##### ア. 信用供与円滑化態勢の整備

- 「新型コロナウイルス感染症」の長期化に伴う地元中小企業への「とことん支援」
- コンサルティングサポート協議会の活用による高度なコンサルティングの実現

##### イ. ミドルリスク先への円滑な信用供与

- リファイナンス ZERO を利用した適切なリファイナンス
- 特約付手形貸付活用による資金繰り、財務内容改善支援
- コベナンツ付融資によるモニタリングを通じた伴走型支援の実践

## ② 基本方針2【企業のライフステージに応じた本業支援】

企業のライフステージに応じた本業支援を積極的に実施してまいります。

### ア. 事業性評価の高度化

- ▶ 事業性評価シートの提示による対話、課題解決に向けた提案
- ▶ 事業性評価の深掘りを起点としたコンサルティング営業の深化

### イ. 本部サポート態勢の強化

- ▶ コンサルティングサポート協議会をプラットフォームとした提案の質の向上
- ▶ 事業性評価アドバイザー・現場審査役・企業経営相談員といった本部専門担当による営業店に対するサポートの実施

### ウ. 販路開拓支援の取組み

- ▶ オンラインを活用したリモートビジネス商談会の実施
- ▶ 当行取引先同士の販路開拓支援の実施

### エ. 事業承継支援の取組み

- ▶ 「筑波の結び目」の創設による小規模 M&A の取組み強化
- ▶ 外部機関との連携による事業承継・M&A 支援力の強化

### オ. その他ライフステージに応じた支援の取組み

- ▶ ファンドの活用による創業期・再生期・承継期企業に対する支援
- ▶ DX を活用したトップライン向上・業務効率化等の支援
- ▶ 人材紹介を通じた企業の経営課題の解決
- ▶ 外部機関との連携による地元中小企業の経営改善支援
- ▶ 福利厚生をサポートを通じた地元企業の人材定着の支援

## ③ 基本方針3【企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援】

### ア. 事業再生支援に向けた取組み姿勢

- ▶ コンサルティングサポートマインドに基づく、経営改善支援に向けた支援方針の目線統一
- ▶ コンサルティングサポート協議会、同委員会を通じた情報共有、個社別取引方針の決定
- ▶ 企業経営相談員による営業店サポート（経営実態の深掘りと支援施策の最適化）
- ▶ 事業性評価アドバイザー、現場審査役と連携した幅広い視野による本業支援の実践

### イ. 事業再生支援の実践

- ▶ 経営改善計画書の策定支援
- ▶ 経営改善計画書のモニタリングを通じた改善施策の実行支援、コベナンツ付融資による支援型インセンティブ供与を含めたモニタリングフォロー
- ▶ 外部支援機関との連携を通じた経営改善の実効性向上  
(REVIC や中小企業活性化協議会、筑波総研等との連携)
- ▶ DES、DDS 等の活用を含めた抜本的な事業再生支援

#### ④ 基本方針4【担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給】

事業性評価に基づき、財務データだけではない企業実態や将来性を加味した基本方針1～3（「ミドルリスク先への取組み強化」「ライフステージに応じた本業支援」「企業価値の向上支援・事業再生支援」）の取組みを着実に実践することで、適正なリスクテイクを伴う積極的な資金供給を行ってまいります。

また、お客さまとの深度あるリレーションを構築するなかで以下の取組みについても積極的に対応してまいります。

- ▶ 経営者保証に関するガイドラインの浸透
- ▶ 私募債、ファンドの積極的な活用

【第5次中期経営計画の概要】

## 第5次中期経営計画の概要

<b>名称</b>	<b>第5次中期経営計画</b> 「Rising Innovation 2025」～未来への懸け橋～ <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">“つながり”</span>
<b>期間</b>	2022年4月～2025年3月
<b>コンセプト</b>	「共通価値の創造」へつなげ、「サステナブル経営」への転換を図る3年間

基本戦略

経営指標	2025年3月期(目標)
コア業務純益	50億円以上
当期純利益	35億円以上
ROE	3%以上
コアOHR	70%増
自己資本比率	9%以上

※エンゲージメントとは、従業員が会社に対する「愛着心」をあらわすものとして捉えられますが、企業は、より効果的な働き方として、「個人と組織が一体となり、双方の成長に貢献し続ける関係」を意味する。

## 第5次中期経営計画の基本戦略に基づく事業戦略

第5次中期経営計画  
「Rising Innovation 2025」～未来への懸け橋～ “つながり”

基本骨子	地域・お客さまとの“つながり”	新たなビジネスモデルへの“つながり”	人財の“つながり”
基本戦略	地域の課題解決やお客さまのニーズへの対応 ● これまで培ってきたコンサルティング能力のさらなる深化により、個々の企業や一人ひとりのお客さまに寄り添い、課題を課題解決を通じて、地域社会・お客さまの持続的な発展に貢献	経営効率性の向上と行動プロセスの新化 ● デジタル化、店舗ネットワークの最適化、異業種との連携強化を通じて、経営効率性の向上と行動プロセスの新化につなげる	『人づくり』とエンゲージメント向上 ● 人づくりと「メリハリのある働き方」による働きがいを実現できる働き方「ワークライフバランス」を実現するとともに、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーとのエンゲージメント向上につなげる
<b>基本戦略に基づく事業ポートフォリオの最適化</b> ～貴重な経営資源をコア事業の強化や将来への成長投資につなげる～			
事業戦略	成長戦略 (SDGs・ESG戦略)  法人向け戦略  個人向け戦略	デジタル・IT戦略  事務改革  店舗最適化  コスト削減戦略	人事戦略   人財育成戦略
当今のビジネスモデルが持続可能となるべく強固な経営基盤を確立する 経営管理態勢の強化 (リスク管理/コンプライアンス)			

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ア. 事業性評価の高度化

法人ソリューション営業の起点となる事業性評価について、作成した事業性評価シート先数は、2015年度末の416先から2022年3月末には6,558先に増加しました。お客さまの実態を把握し共に経営課題を解決していくツールとして活用しており、そのうち5,505先のお客さまには事業性評価シートを提示させていただき、対話の深度向上を図りながら、事業者の課題を認識・共有したうえで、課題解決策の提案を実施しております。

今後につきましても、コロナ禍が長期化しお客さまの事業環境も変わり続けているなか、事業性評価を法人ソリューション営業の起点とし、事業性評価シートの提示による対話を通じ、お客さまの抱える課題について共有しながら、解決に向けた最適な提案に努め、お客さまの事業の発展と地域経済への貢献に努めてまいります。

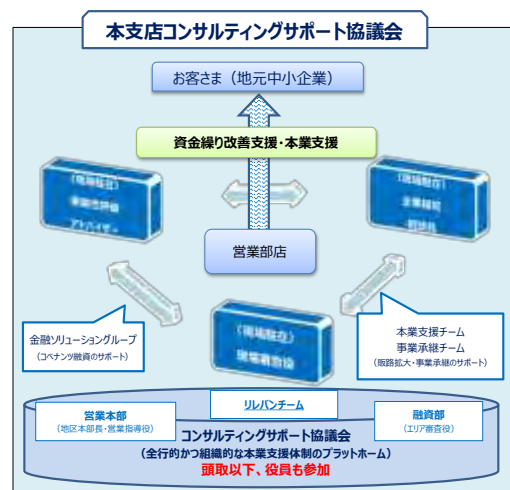
【強化計画のコンセプト及びメイン施策】



イ. コンサルティング営業強化のための体制整備

当行は本計画期間において、地域ニーズに応える「小回り」を活かしたリレーションを強化し、さらなる「質」を高めたソリューション活動を実践することで「伴走型支援の拡大」と「裾野の拡大」を図ってまいります。

具体的には「コンサルティングサポート協議会」で創出した提案について、本部において営業店のプロセスをモニタリングし、本部スタッフが伴走型のサポートを行ってまいります。また、「コンサルティングサポート協議会」において、融資部は案件審査上のチ





チェックポイントや調査ポイントを明確にし、提案方針を本支店で共有するとともに、ビジネスソリューション部リレバン推進室の担当者と営業指導役で進捗を管理することで、関係者全員に対して案件進捗の「見える化」を図りながら、地元中小企業に対する金融仲介機能の発揮に向け取り組んでまいります。

#### ウ. 事業性評価アドバイザー・現場審査役・企業経営相談員による本部サポートの実施

現在、「事業性評価アドバイザー」「現場審査役」をブロックごとに配置（8ブロック8名）し、さらに「企業経営相談員」を7名配置しております。

事業性評価アドバイザーは、「コンサルティングサポート協議会」におけるお客さまの本業支援につながる提案創出の中心的役割を担い、営業店との協働により事業性評価の観点でお客さまの抱える課題やニーズを探り、その解決のための具体的活動を行っております。また、難易度の高い案件には営業店行員と帯同して直接お客さまのところへ訪問することにより、営業店行員に対するOJTも兼ね、事業性評価に基づく本業支援の質を高めております。

現場審査役は、事業性評価アドバイザーや企業経営相談員と連携し、融資案件の組成や融資ネタの案件化に対する指導や助言を行い、行員一人ひとりのスキル向上に取り組んでおります。

企業経営相談員は、経営改善支援先のサポートのみならず、中小ミドルリスク層に対する資金繰り改善や計画策定支援に全行的な取り組みを進めていくため7名で対応しております。

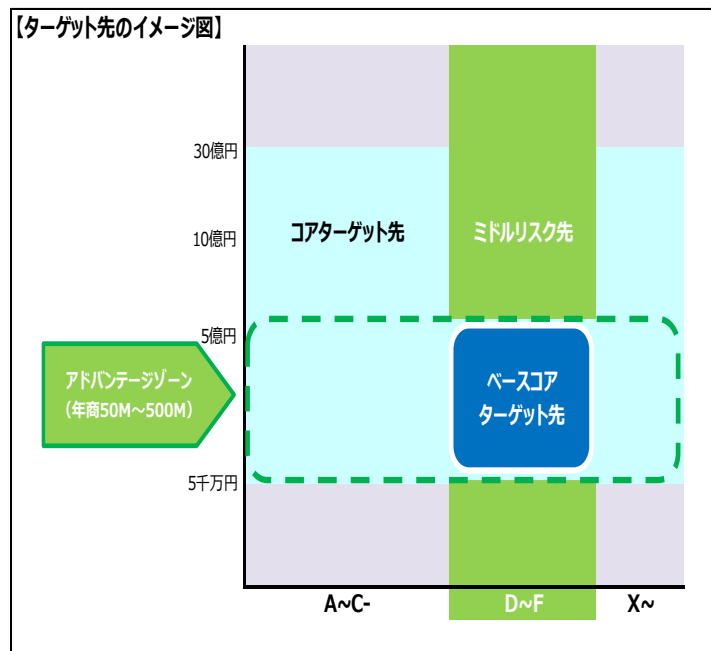
今後につきましても、現場駐在型の「事業性評価アドバイザー」「現場審査役」と「企業経営相談員」による本部サポートを継続してまいります。

#### エ. ターゲット先の選定

ターゲット先の選定に関し、2019年度からは当行の強みを発揮できるお客さま層として年商50百万円～100百万円の比較的小規模の取引先を追加し、年商50百万円～3,000百万円をコアターゲット（営業力を優先的に投下するお客さま層）といたしました。また、売上高のほかに格付の切り口でもターゲティングしており、様々な経営課題を有するミドルリスク先層のお客さまについては、資金繰り支援や本業支援のニーズが高いことから、当行のビジネスモデルである「事業性評価に基づくコンサルティング営業」を実践する主な対象としております。

さらに、コアターゲット先のなかでも特に年商50百万円～500百万円のミドルリスク先を「ベースコアターゲット先」とし、当行の強みを活かし、特に資金繰り改善を含めた経営改善支援や本業支援など「とことん支援」を行い、金融仲介機能を発揮していくベースとなる取引層として取り組みを進めてまいりました。

2020年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が広く地元中小企業全体に及んだことから債務者の格付による区分を排し、当行が強みを発揮できる年商500万円～5000万円の全ての事業者（アドバンテージゾーン）に対し、きめ細かいヒアリングを起点とした資金繰り支援と本業支援に取り組んでおります。引き続き、ベースコアターゲット先を含むアドバンテージゾーンを中心に金融仲介機能の発揮に取り組んでまいります。



## オ. 資金繰り支援

### (ア) リファイナンスプラン及び特約付手形貸付の活用

リファイナンスプランは、約定返済付の長期借入が多く返済負担が重い企業や、長短バランスが崩れた企業の借入形態の見直しを行い、返済負担の軽減を図るとともに新たな資金調達も可能とする取組みであり、制度導入以来積極的に取り組んでまいりました。

足許では新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続いている状況であり、コロナ関連融資実行先に対しても継続的にモニタリングを行い、引き続き、トップライン改善に向けた本業支援とリファイナンスプランを利用した資金繰り改善に向けた提案を実施してまいります。

当行独自のリファイナンスの手法として、2017年4月から「特約付手形貸付」の取扱いを進めております。手形貸付について同額での期日更新をあらかじめ最長5年間約束し取組むもので、将来性はあるものの足許の資金繰りに窮している取引先の経営改善に向け、より踏み込んだ形で支援し、資金繰りの心配をなくし、本業への注力と改善に向けた取組みを積極的に展開しております。

これまで特約付手形貸付の取組みには数値基準を設けた経営計画書の策定を必須の条件としていたことから、コロナ禍の長期化で数値計画が立て難いことを理由にリファイナンスの組成を見送っていたケースもあったため、2021年11月より、数値計画の策定が困難な事業者に対する資金繰り支援を実施するための新たな施策として、伴走支援型のリファイナンス ZERO を導入いたしました。これにより、実現性の高い数値計画の策定は困難であっても、経営者の事業改善意欲、当行との共働意欲が明確な中小企業に

については経営改善につながるアクションプランの選定とその実行計画を策定することにより、リファイナンスが可能となりました。

今後につきましても、コロナ関連融資等で負担が増加した返済に窮する事業者のために、収益レベルが過去を超過する水準に改善するまでの抜本的な資金繰り支援策として「リファイナンス ZERO」を積極的に提案してまいります。

**【リファイナンスプラン】**：計画を策定し、これまで同様の金融支援の取組みを継続

<b>リファイナンス計画Ⅰ</b>	→ 簡易的な数値計画（P/Lのみ）を作成し、5年後のCF倍率15倍を目指す
<b>リファイナンス計画Ⅱ</b>	→ アクションプランを組み込んだ数値計画（P/Lのみ）を作成し、5年後のCF倍率15倍を目指す（計画Ⅰが未達となった先も対象となる）
<b>合実計画</b>	→ 精度の高い数値計画（P/L・B/S）を作成し、5年後のCF倍率15倍（10年後10倍も可）、および債務超過解消を目指す
<b>実抜計画</b>	→ 精度の高い数値計画（P/L・B/S）を作成し、3年後のCF倍率15倍（10年後10倍も可）、および債務超過解消を目指す

**【リファイナンスZERO】**：他行にはない**当行独自のリファイナンスプラン**

数値計画の策定は困難であっても、足元の実績をベースとする簡易的な横置き計画（P/Lのみ）と実現性の高いアクションプランを設定し、実行していく計画である。また、その実行実績や効果を踏まえて、次の数値計画を伴うリファイナンス計画Ⅰ・Ⅱの策定につなげていく。

※アクションプランとは  
→ 経営改善のための具体的な取組みを実行することであり、当行の本業支援との伴走型で取り組むもの  
(例) 売上高増加・売上原価低減・経費削減・遊休資産の売却 など

**【対象顧客】**

- 経営者に改善意欲があり、当行がグループできる取引先
- 当行メイン先（準メイン・非メインについても、事業性評価に基づき持続性が認められる取引先）
- ベースコアターゲットを中心としたミドルリスク先
- ゼロゼロ融資を利用し、複数本の債務を抱え資金繰りが重くなっている先

**(イ) コバナンツ付融資/シンジケートローン**

当行は、多様化するお客さまの資金ニーズに対応するために様々な資金調達手法の取組みを強化してまいりました。

2019年4月に取扱いを開始したコバナンツ付融資につきましては、リファイナンス案件や大型設備・太陽光など様々な融資に活用され、お客さまに合ったスキームの提供につながっております。2019年11月には税理士と連携した「税理士会事業ローン」を拡充し、税理士を含めた業況モニタリングを行うコバナンツ付融資とすることで当座貸越型融資を可能にし、お客さまのビジネスモデルに合った資金調達手法として多くの地元企業にご利用いただいております。

コバナンツ付融資につきましては導入から3年で1,300件弱のお取引をいただいております。今後につきましてもお客さまに合った資金調達手法の提案を行ってまいります。

また、シンジケートローンにつきましては2017年2月に組成業務開始以降、32件の組成を行っております。組成内容についても、他行と連携した全社のリファイナンス案件のほか、太陽光、大型設備案件、事業承継、PFIと幅広く組成を行っております。

今後につきましても、お客さまの多様なニーズに対応し組成の幅を広げるとともに、業務拡充を図ってまいります。

### ② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

震災直後に設置し、これまで強化計画の実施状況を検証してきた「震災復興委員会」につきましては、「地域振興プロジェクト『あゆみ』」のリニューアルに伴い、その機能を「SDGs推進委員会」に移行しております。引き続き、「SDGs推進委員会」において取組み状況のモニタリング及び各施策の検証・管理を行ってまいります。

また、頭取を議長として全役員と各部室長が出席している総合戦略会議においても、これまで同様に金融仲介機能のベンチマークを基にした事業性評価やミドルリスク先への取組み状況、コンサルティング営業の取組み状況、事業再生支援の取組み状況の検証を行い、定期的に経営陣への報告を行うことで、計画に基づく諸施策の実効性を高めてまいります。

### ③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

当行では、導入した公的資金を有効に活用し、事業性評価に基づく積極的なミドルリスク先への融資拡大に取り組んでおります。今後の地域経済の活性化に向けては、地元中小企業の持続的成長が不可欠であると考えております。当行はこれまで培った現場の能力を最大限に発揮するとともに、財務データだけでなく、企業の実態や将来性を基にした積極的な資金供給を行うことで、地域の活性化や企業価値の向上につながる伴走型の「とことん支援」を行ってまいります。

#### 【担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給への取組みの方策】



## ア. 「経営者保証に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）」について

ガイドラインに基づく適正な運用により、新規与信時において経営者保証を求めない取組みのほか、担保・保証に過度に依存しない融資を実践するため様々な取組みを検討、実施してまいります。具体的には、高格付先への貸出や手形割引等において連帯保証人を徴求しない取扱いや、金融庁の『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集』を参考に対応策を検討し実施してまいります。また、中小企業の後継者が事業承継を行うと将来多額の負債を負う可能性があるなど、新旧代表者を保証人とする二重保証が後継者確保の障害になっていることが問題視されております。こうした背景を踏まえ、当行では事業承継時における二重保証の原則不可の徹底のため、事業承継先の月次モニタリングを実施し、二重保証是正に向けた本支店の目線統一を図ることで担保・保証に過度に依存しない融資の取組みを進めてまいります。

## イ. 私募債

私募債につきましては、地元優良企業に対する資金調達手法として、固定金利での調達や新聞等メディアへの取上げによる宣伝効果、無担保融資であることなどのメリットを提案するとともに、対象基準も会社規模より財務内容に重視した内容に改定を行ったことで、広く浸透してまいりました。また2017年1月からは、手数料の一部でお客さまが希望する寄付・寄贈を行う「寄贈サービス付私募債」の取扱いを開始し、全体の約7割が寄贈サービス付での取組みとなっております。コロナ禍で困難な職務に従事している医療機関向けの寄贈やワクチン接種活動支援、学校、自治体など、幅広いお客さまの地域貢献ニーズを喚起し、資金調達手法だけでなく起債ニーズにつながっております。

今後につきましても、多様な資金調達手法と地域貢献ニーズに対応し、取組みを強化してまいります。

## ウ. ファンド

地域経済への貢献が期待される地域のベンチャー企業を資金面で支援するため、当行では2016年以降「つくば地域活性化ファンド」と「つくば地域活性化2号ファンド」の2本のベンチャーファンドを設立し、運用してまいりました。さらに2021年には、戦略的業務提携のパートナーでもあるSBIグループと共同で「筑波SBI地域活性化ファンド」を設立いたしました。これら3本のファンドによる投資実績は、2022年3月時点で投資先数18社、投資額6.3億円となっております。

当行の営業エリアには、研究学園都市であるつくば市を中心に、イノベーションの担い手としての期待が高まる技術系スタートアップ企業が集積しております。間接金融だけでは対応が困難だったスタートアップ期の資金支援に対しファンドは有効に機能しております。SBIグループの知見も十分に活用したなかで、引き続き地域のベンチャー企業の持続的な成長と発展を支援してまいります。

また、SBIグループとは、ベンチャーファンドに加え、企業の事業承継及び事業再生の支援を目的として、「筑波SBI地方創生ファンド」を設立するなど、創業から承継・再生までの対応が可能な体制整備に努めております。

(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 信用供与の円滑化に資する方策

ア. 事業性融資への取組み強化

(ア) ミドルリスク先に対する積極的な信用供与

当行では導入した公的資金を有効に活用し、事業性評価に基づく積極的なミドルリスク先への融資拡大に取り組んでおります。当行は地域経済の活性化を図るために、比較的財務基盤が脆弱な中小企業でも事業性評価を通じてビジネスモデルや事業の強み・弱みを把握し、積極的な資金供給や経営改善・成長戦略への伴走型の支援を行うことで、共に成長していくことが地域金融機関としての使命であるものと考えており、過去の業況不振により財務に弱みを持つミドルリスク先に対しましても、あるいはコロナ禍で苦しむ地元中小企業に対しましても積極的な金融支援及び販路開拓等をはじめとした本業支援を実施しております。

今後につきましても、コンサルティングサポート協議会により各企業の実態を本支店で情報共有し、資金繰り支援だけにとどまらない、事業承継・販路拡大など、お客さまにタイムリーなソリューション提案を提供することに努めてまいります。資金繰り支援の手法につきましては、お客さまの資金繰り改善につながる長短バランスの是正等で計画策定が必要である「リファイナンス」や最長5年間の手形貸付の継続を約束する「特約付手形貸付」、経営改善計画書を策定し計画の進捗をモニタリングすることで経営改善をサポートする「コベナンツ付融資」、そしてコロナ禍の影響も含めて数値計画を立てにくいものの経営者の事業改善・共働意欲が明確であり経営改善につながるアクションプランの選定とその実行計画を策定することでリファイナンスを実施する伴走支援型の「リファイナンス ZERO」など、お客さまのニーズや財務状況に応じて最適な提案が行える体制整備を行ってまいります。

【中小企業貸出金の計数計画】

	2023/3期 計画	2024/3期 計画	2025/3期 計画	3年間の累計額 計画
中小企業貸出金残高増加額	150億円	150億円	150億円	450億円
中小企業貸出先数増加	100先	100先	100先	300先

(アパートローンを除く金融機能強化法ベースの中小企業)

【ミドルリスク先の計数計画】

	2023/3期 計画	2024/3期 計画	2025/3期 計画	3年間の累計額 計画
ミドルリスク先貸出実行額	1,360億円	1,380億円	1,400億円	4,140億円
リファイナンス実行額	380億円	390億円	400億円	1,170億円

(アパートローンを除く事業性)

### (イ) SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』対応融資商品の取組み

当行は、震災以降 2011 年 3 月から 2016 年 3 月までの 5 年間、地域“復興”支援プロジェクトを実施、2016 年 4 月からは、震災復興を継続発展させた地域“振興”支援プロジェクトを策定し、当行のネットワークやコンサルティング機能を最大限に発揮することで被災者への信用供与の円滑化に取り組んでまいりました。

加えて、昨今の SDGs に対する社会的関心は急速に高まっている状況下、地域社会が抱える課題を解決し、地域社会の持続的な成長を支援することが当行の使命であると考えており、2019 年 4 月から取り組んでいる SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』を継続することで、震災以降に取り組んできた震災関連融資及び SDGs 関連融資を積極的に取り組んでまいります。

## イ. 消費性融資への取組み強化

### (ア) 住宅ローン利用先に対する取組み

当行は東日本大震災直後に、当行の住宅ローン利用先を訪問し被災状況と被災者のニーズを確認し、建て替えやリフォーム等への支援を行ってまいりました。現在においては復興から振興の色合いが濃くなっておりますが、引き続き、被災者向けに担保評価基準を緩和し、金利優遇幅を拡大した「あゆみ住宅ローン」の取扱いを継続することで、被災者支援を継続するとともに地元における需資に対応し、地域活性化（地方創生）に貢献してまいります。

### 【建て替え・リフォーム資金の取組み状況】

2022 年 3 月末日現在

※当行住宅ローン利用先以外も含む

( ) 内は 2021 年度実績累計

使 途	件 数	金 額
建て替え	2,275 件 (0 件)	53,118 百万円 (0 百万円)
リフォーム	885 件 (0 件)	3,846 百万円 (0 百万円)
合 計	3,160 件 (0 件)	56,964 百万円 (0 百万円)

### (イ) お客さまが相談しやすい環境づくり

被災者を含め、お客さまがローンに関する相談をしやすい環境づくりとして、ローンプラザ（愛称：「すまいるプラザ」）を全 9 カ店に設置しております。なお、ローンプラザは、土日も営業し、住宅ローン専担者を配置しておりますので、お客さまが休日に時間を気にせず相談することが可能となっております。この取組みで、より深度ある相談に応じることにより、お客さまのニーズを把握し、資金面や条件変更等にタイムリーに対応してまいります。

### (ウ) 「SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』」対応融資商品の取組み

事業性融資と同様に、「SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』」対応融資商品を被災者支援商品として引き続き取扱い、住まい等に関する支援を継続してまいります。

また、被災県の地域金融機関として過去の経験を活かし、自然災害に加え「地震・津波等」で罹災された場合に返済を一部免除するという特約を付帯した「<つくば>自然災害時返済一部免除特約付住宅ローン」を2017年2月に導入したほか、住宅ローン、消費性ローンともに「定住支援商品」を設定することで、各自治体の地方創生施策に対する支援を推進しております。

さらに、2019年7月、返済支援を主な目的とする新たなローン商品「おまとめフリーローン」を、コロナ禍にある2021年8月には、健全な消費資金を融資することにより、生活の安定と向上に寄与することを目的に「つくばカード『アスジョイ』」を導入しており、引き続き地域金融機関として地域のお客さまの生活をサポートしてまいります。

#### (4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

##### ① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

地域経済を活性化する役割を持つ企業・創業案件を推進し新たな地域経済の担い手の創出に寄与すべく、創業を検討している起業家や、創業して間もない経営者の皆さまの販路開拓、人材確保、資金調達などの様々な課題解決を支援するため営業店には創業支援専用窓口を設けるとともに、当行ホームページ内にも創業支援専用相談申込みフォームを設置しております。また、日本政策金融公庫の協力を得て、創業又は創業後の経営相談に応じるべく創業後のセミナーを開催してまいります。

創業期のお客さまに対しましては、2016年1月に「つくば地域活性化ファンド」を設立し、2019年4月には後継ファンドとなる「つくば地域活性化2号ファンド」を設立、さらに2021年7月にはSBIグループと共同で「筑波SBI地域活性化ファンド」を設立し、地域のスタートアップ企業に対する支援体制を強化いたしました。地域経済発展への貢献が期待される企業の創業期に必要な資金を支援するとともに、当行及び連携するSBIグループの多様なネットワークと知見を活かし、投資先の企業価値向上に貢献してまいります。

##### ② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業主を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行は公的支援機関、外部専門家等の外部のネットワークを活用し、高度な計画の策定に対しましても円滑なサポート体制を確保しております。「茨城県よろず支援拠点」の協力を得て定期的に開催していた出張相談は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時中断を余儀なくされましたが、当行のリモート会議システムを活用のうえ相談会を再開し、現状では毎月「よろず相談会」を開催しております。なお、2021年度につきましては、「よろず相談会」において計47社の企業相談に対応いたしました。相談会以外におきましても、当行は、「茨城県よろず支援拠点」と連携しお客さまの要望に応じて、リモートでの相談を中心に対応しております。

今後につきましても外部知見を活用し、地域金融機関としてのコンサルティング機能の発揮によるお客さまのサポートを行ってまいります。



【よろず支援個別相談内容】

	開催回数	相談社数	販路開拓	経営改善	事業承継	事業計画	雇用・人事	創業	補助金	その他	計	平均相談件数/回
2019年度上期	6	40	26	8	5	3	3	2	1	3	51	8.5
2019年度下期	5	30	11	5	2	1	3	4	14	2	42	8.4
2020年度上期	3	16	4	6	0	2	3	0	1	0	16	5.3
2020年度下期	6	19	4	2	2	0	2	5	3	5	23	3.8
2021年度上期	6	24	5	1	2	1	2	0	10	3	24	4
2021年度下期	6	23	6	5	1	0	2	6	4	2	26	4.3

【主な支援メニュー】



ア. 販路開拓支援

販路開拓支援先への施策として、リモート商談を活用した商談及び商談会の開催を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、2020年度及び2021年度の対面型のビジネス交流商談会の開催を中止いたしました。県内外のバイヤーとの商談の機会を求める声は多く、大手及び地元バイヤーとのミニ商談会を定期的で開催いたしました。ミニ商談会で蓄積したノウハウを活用し、2021年9月には当行で初めての試みとなる「筑波銀行リモート商談会」を栃木銀行・東和銀行共催で開催し、大手バイヤー1社に対し延べ21社（当行・栃木銀行・東和銀行のお客さま）の商談が実現いたしました。

本商談のほか、リモートでの商談を県内取引先同士の商談でも活用しており2021年度は83社がリモートによる商談を実施しました。

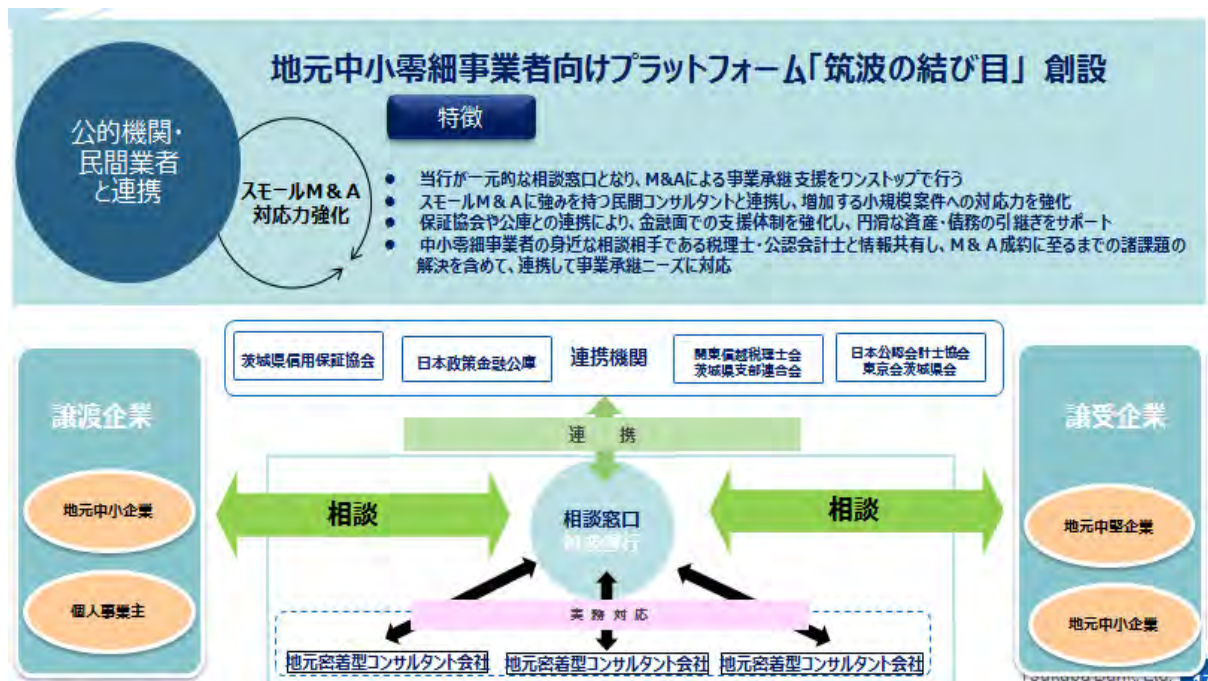
リモートでの商談の有用性が実証されたことから、今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等を考慮のうえ、県内取引先同士の商談、県内外のバイヤーを招致したリモート商談会を開催し、新たな商流の創出を支援してまいります。

## イ. 事業承継/M&A

中小企業経営者の高齢化に加え、コロナ禍の長期化・深刻化により事業承継・M&Aに関連するニーズは高まっております。当行は、従来から「事業承継診断サービス」や「事業承継支援サービス」による自社株評価や事業承継スキーム等の提案を行っているほか、事業承継・引継ぎ支援センターや外部業者等との連携により外部リソースも活用し、顧客の事業承継課題の解決に取り組んでおります。

2022年度からの新たな取組みとしては、中小零細事業者の事業承継への取組みを支援するため、地元応援型 M&A サービス（名称：「筑波の結び目」）を創設いたしました。本サービスにより、事業継続に不安を抱える地元中小零細事業者に対しまして、当行が一元的な窓口となり M&A による事業承継をワンストップで支援してまいります。税理士会、保証協会等の各種機関・団体と地元密着型コンサルタント会社とともに、M&A の成約に至るまでのサポートを実施することで、効果的な支援が可能であり、地元中小零細事業者の課題にきめ細かく対応していくことで、業況低迷や廃業を減少させ、地元経済の活性化につなげてまいります。

### 【筑波の結び目 体制図】



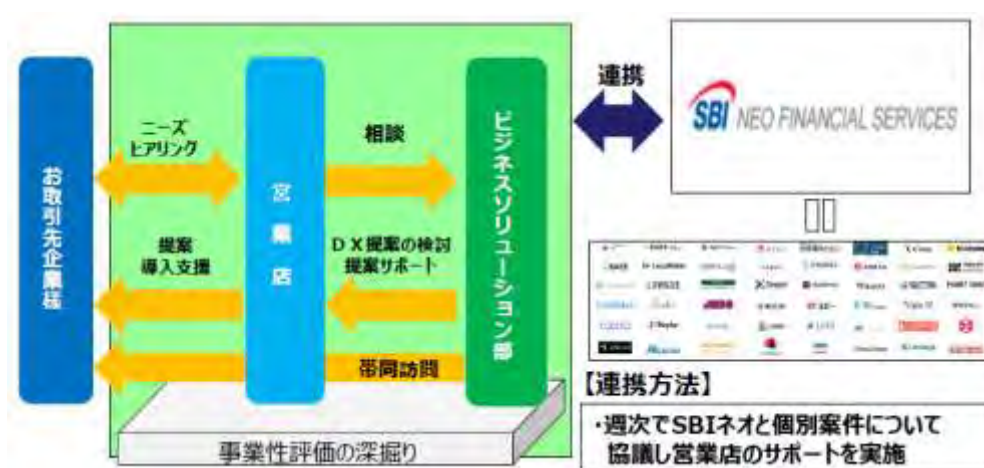
## ウ. DX 支援

当行営業エリアにおける地域企業の抱えるデジタル化・DX に対する課題・ニーズに応えるため、SBI ネオファイナンシャルサービシーズ株式会社（以下「SBINFS」）と多様な技術を保有している DX ベンダーについて当行取引先への紹介を可能とする総合紹介契約を締結し、SBINFS が提供する「DX データベース」を活用した地域企業の DX 支援の取組みを開始いたしました。

当行では、地域企業へのデジタル化・DX 支援を行うための施策として、①事業性評価に基づき、地域企業の顕在的・潜在的なデジタル化・DX の課題・ニーズを把握するためのヒアリングの実施、②SBINFS が提供する「DX データベース」 参画企業をはじめとした DX ベンダーのサービスの紹介、③特定非営利活動法人 IT コーディネータ茨城と連携した IT コンサルティングの実施を進めております。

今後につきましても、デジタル化・DX に対する地域企業の経営課題解決に向け、各提携先との連携とサービスの強化を行い、DX 支援業務を推進してまいります。

### 【SBINFS との連携による DX 支援体制】



## エ. SDGs 支援

SDGs への関心が高まるなか、大企業を中心に SDGs の取組みが拡大しており、地域社会においても SDGs への取組みが求められております。地域金融機関として地元中小企業支援の観点から、SDGs の普及や取組み支援等を目的として、2022 年 2 月より、「SDGs 支援サービス」を開始いたしました。

「SDGs 支援サービス」は、地元中小企業の SDGs に関する取組みを入口から出口まで支援するものであり、取引先の SDGs に関する状況をヒアリングし、その結果をフィードバックシートで還元、その内容を基に今後、SDGs に対する重点的なテーマとその取組み内容をお客さまと当行で意見交換しながら専用の SDGs 宣言書を策定し対外的に公表するサービスです。

本サービスを通じ、地元中小企業への SDGs の普及と取組み支援を進めてまいります。

## オ. 人材紹介

当行営業エリアにおける地域企業においては、人口減少や雇用のミスマッチを背景とする「人材」に関する経営課題を抱える企業が多く存在しております。このような地域企業の人材に関する経営課題解決の支援を行うべく、2021年11月に有料職業紹介事業許可を取得し、人材紹介業務を開始いたしました。

当行は、すでに6,000社を超える取引先の事業性評価を行っており、顕在化しているニーズだけでなく、潜在的なニーズも含めて各社の「人材」に関する経営課題を把握しております。これらの地域企業の「人材」に関する経営課題に対し、ニーズにマッチした人材を紹介することにより地域企業の発展と成長に貢献してまいります。

地域企業への人材紹介を行うための施策としては、引き続き、①「常勤採用支援」として人材紹介会社との提携（パーソルキャリア、リクルートを始めとした大手人材紹介会社のほか、特定業界に特化した人材紹介会社、地元人材紹介会社との提携）を進めるほか、②「兼業副業人材活用の推進と支援」を行うための人材紹介会社との提携（みらいワークス等との提携）、③当行OB・OG人材の高度人材紹介を軸とした人材紹介を進めてまいります。

また、当行の人材紹介に関する取組みは、内閣府による「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」において盛り込まれた「地域人材支援戦略パッケージ」の一環である高度人材採用支援の活性化を目的とした令和3年度先導的人材マッチング事業に採択されていることから、高度人材紹介を推進することで地域企業の経営幹部や経営課題解決に必要な専門人材の確保を通じて、地域企業の成長・生産性向上の実現を目指してまいります。

## カ. 福利厚生

多くの中小企業で経営課題となっている人材の確保や流出の防止に関するニーズに応えるため、当行独自のサービスとして、2021年2月より、福利厚生パッケージ「ハッピーエールサポート」の取扱いを開始いたしました。

「ハッピーエールサポート」は、契約企業が従業員向けに提供する福利厚生面を充実させることで、より魅力ある企業づくりを応援する有料のサブスクサービスであり、金融機関独自の福利厚生サービスとしては、関東で初めての取扱いとなっております。本サービスは、①金融取引サービス（ローンの金利優遇やATM手数料の減免など）、②生活応援サービス（地元企業の優待クーポンの提供）、③研修セミナーサービス（マナー講座やライフプランセミナー等の受講）の3つのサービスで構成されており、契約企業の従業員は原則無料で利用可能となっております。

この取組みに対しまして、多くの中小企業より賛同が得られ、2022年3月末における加入実績は、申込件数2,881社、加入従業員36,528人、生活応援サービス掲載企業712先となりました。

ハッピーエールサポートのサービス向上のため、2021年度上期には、中小企業における健康経営への取組み推進に寄与する医療相談アプリ「LEBER」との連携を図ったほか、中小企業のBCP対策をサポートする「セコム安否確認サービス」の導入、さらに、当行

がコロナ禍における中小企業の本業支援の取組みとして連携した株式会社 RCG の提供する「BANKER's Choice」の商品を会員が割引で購入できるサービスを取入れました。2021 年度下期には、会員従業員の利便性を高めるため、ハッピーエール専用 LINE 公式アカウントを開設し、会員企業の紹介や会員企業自身が出演する暮らしに役立つ動画の配信や各自治体と協力し県内観光地の紹介動画の配信などを行いました。

2022 年 4 月には、茨城県社会保険労務士会と連携し、企業の働き方改革、労働問題、各種ハラスメント等の相談を初回無料で利用できるサービスの提供を開始いたしました。地域金融機関と社会保険労務士会との連携は関東地域初の取組みとなっております。

今後につきましても、お客さまの多様なニーズに応え、会員企業、会員従業員の満足度を高めるため、より良いサービスの提供と更なるサービスの向上に努めてまいります。

## キ. ビジネスマッチング

地方経済は人口減少と急速な高齢化の影響で多くの問題を抱えており、同時に多くの地域企業において多様な課題が顕在化しております。当行では、お客さまの多種多様なビジネスニーズや経営課題の解決をサポートするため、公的機関や外部専門家等とのネットワークを構築し、円滑なサポート体制を整備しております。

また、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため企業の思い切った新事業への展開の課題解決のため事業再構築補助金制度の提案に取り組んでいるほか、新たな設備導入など事業成長意欲を持った取引先には、地元企業にマッチした各種補助金の情報提供を実施しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が回復せず厳しい資金繰り状況が続いているお客さまも多いことから、認定支援機関である当行子会社の筑波総研との連携により、業況悪化が懸念される取引先と問題点の共有化を図りながら課題解決のための本業支援を踏み込んで行う体制を整備しております。

地域金融機関として取引先との密着した関係を活かし、事業性評価に基づくコンサルティング営業に全行一丸となって取り組んできた結果、2021 年度のビジネスマッチング同意書受付件数 2,254 件、成約数 988 件の成果につながっております。

今後につきましても地域企業、営業店、本部が一体となって最適な支援メニューを提供しながら、地域企業、地域経済の成長支援を積極的に行ってまいります。

## ③ 早期の事業再生に資する方策

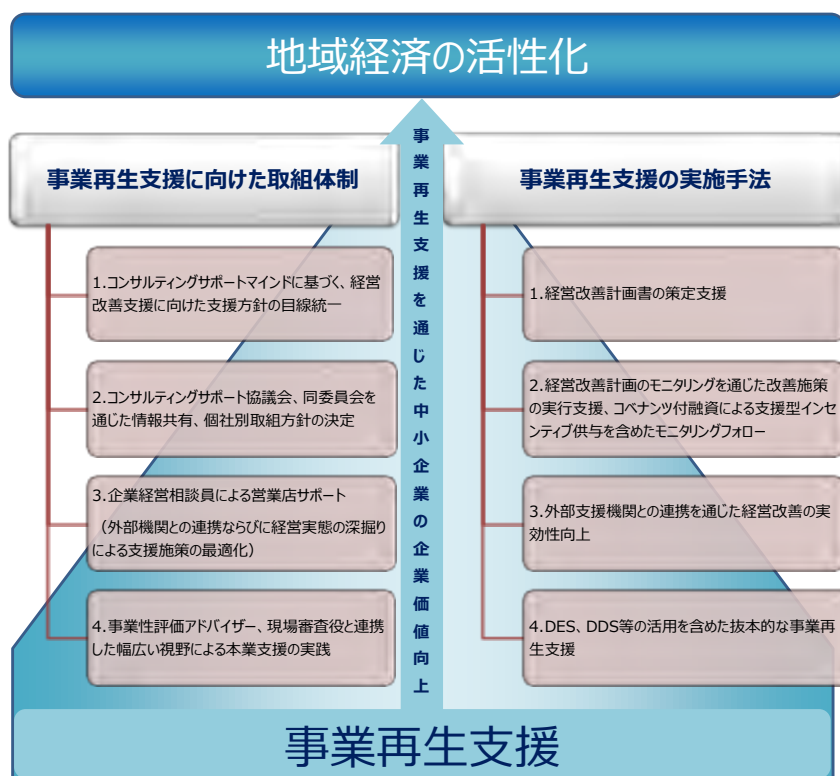
### ア. コンサルティングサポート協議会・委員会での情報共有、個社別取組方針の決定

「コンサルティングサポート委員会」では、①事業性評価に基づく中小企業のライフステージに応じたコンサルティング機能や仲介機能の発揮、②中小企業の資金繰り改善及び担保や保証に過度に依存しない資金供給等の金融支援、③本業支援、④事業再生や管理債権の流動化などを主な協議事項として毎月開催しております。同委員会における経営陣と関係各部の活発な協議を通じて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた地元中小企業に対するスピード感を持った金融支援態勢の実現に結び付くなど、経営環境の変化に応じた金融仲介機能の発揮に努めております。

「コンサルティングサポート委員会」で決定した支援策に基づき、個社別に協議・検討を行う場として「コンサルティングサポート協議会（経営改善部門）」を開催しております。同協議会では、経営改善計画書の策定支援状況や抜本的な事業再生、廃業支援の活動状況につきまして、経営陣を含めて情報共有し、提案の創出から資産の良化に至るまで「とことん支援」を実践するための取組手法を本部各セクションと営業店が一体となって協議しております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元中小企業に対しスピード感を持った事業再生を進めるため、本計画におきましても「コンサルティングサポート協議会」による個社別の取組方針や支援策の協議・決定を行い、より質の高い金融仲介機能の発揮に取り組んでまいります。

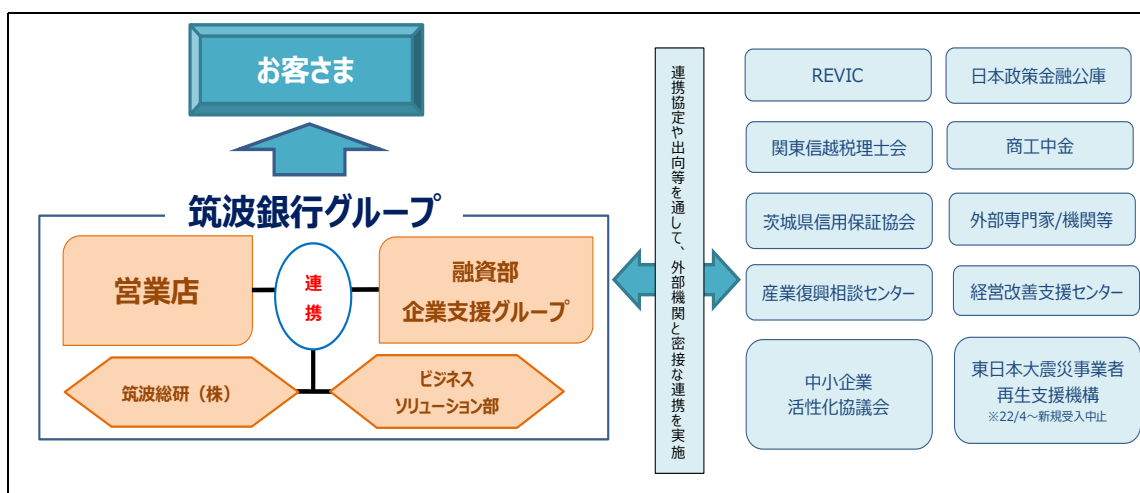
### 【事業再生支援の取組体制】



## イ. 経営改善により収益力や財務の改善が見込まれる企業に対する支援

当行では東日本大震災以降、経営改善計画書の策定が見込まれる取引先については、「重点・一般・その他」の支援区分を設けた「経営支援先」に選定し、お客さまの実態把握や事業性の検証などに積極的に取り組んできた結果、経営改善計画書の策定支援に結び付いた先は3,311件となりました。

本計画におきましても、融資部企業支援グループ、ビジネスソリューション部リレバン推進室及び営業店が一体となり、お客さまとリレーションを構築し、経営課題を共有したうえで、必要に応じて当行子会社である筑波総研や中小企業活性化協議会、外部機関、外部専門家等と連携を図りながら、経営改善計画書の策定支援や定期的なモニタリングによる経営相談、ソリューションの提案・実行、また経営改善に資するリファイナンス等の金融支援の検討・実施を推進してまいります。



## ウ. 抜本的な事業再生を必要とする企業に対する支援

当行はこれまで抜本的な事業再生を必要とする企業に対して、地域経済・産業の現状及び課題を適切に認識・分析するとともに事業内容や成長可能性を適切に評価したうえで、それらを踏まえた解決策を検討・提案してまいりました。今後につきましても、地元中小企業の経営環境は大きく変化していくものと推測されることから、これまで以上に積極的かつ抜本的な事業再生に向けての経営改善支援・コンサルティング機能の強化によって地域に根差した金融仲介機能の発揮に取り組んでまいります。

### (ア) 資本性借入金（DDS）による事業再生支援

当行では、従来から抜本的な事業再生手法の一つとして資本性借入金（DDS）の活用を積極的に提案しております。資本性借入金を活用するための具体的な対応として、経営改善計画書の策定支援の強化に取り組み、モニタリングやコンサルティングサポート協議会などを通じてお客さまの経営改善ステージを見極め、自己資本の毀損度が高いお客さまであっても経営改善の意欲が高く、今後の債務償還能力が見込まれるお客さまに積極的に対応してまいりました。その結果、震災以降累計で75件2,259百万円の資本性借入金を実行し、財務面と資金繰りの早期改善による事業再生支援を進めております。

引き続き、日本政策金融公庫や商工中央金庫との協調態勢や中小企業活性化協議会など関係機関との連携を強化し、過去の財務にとらわれず、対話を通じて経営実態の把握、将来性を検証して、抜本的な事業再生が必要であると認められるお客さまに対しては、資本金借入金の活用も一つの手法であることを丁寧に説明し、抜本的な事業再生支援を進めてまいります。

#### (イ) 債権放棄による事業再生支援

東日本大震災の二重債務問題に対しまして、「東日本大震災事業者再生支援機構（震災支援機構）」では2021年3月末現在で27先、「茨城県産業復興機構（現：産業復興相談センター）」では同12先の債権買取支援を行ってまいりました。また、「地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」という）とも連携を図っており、2022年3月末現在で5先の抜本的事業再生支援を実施するなど、支援先の事業再生と外部支援機関との連携による事業再生ノウハウの取得に取り組んでまいりました。

本計画におきましても、中小企業活性化協議会、REVIC、事業再生ファンド等の外部支援機関と連携を図り、債権放棄等の手法を活用した抜本的な再生計画を策定するなどしてお客さまの事業再生に取り組んでまいります。また「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」につきましても積極的な活用を進めてまいります。

#### 【外部機関の活用状況(当行支援分)】

外部機関名	取り組み先数	対応状況の内訳
茨城県産業復興相談センター	12先	買取支援決定…12先
東日本大震災事業者再生支援機構	27先	買取支援決定…27先
中小企業再生支援協議会	143先	全行同意…110先、協議中…6先、取下げ…27先
地域経済活性化支援機構 (REVIC)	5先	支援決定…5先（ほか相談中案件1件）

(震災後～2022/3末現在)

中小企業再生支援協議会への特例リスケ持込先数…43先（41先同意済み、2先協議中 2022年3月末現在）

#### (ウ) 事業継続が見込まれない企業に対する転業や廃業支援

事業の継続が困難なお客さまに対しましては、経営者の事業継続意欲や経営者自身の生活再建、当該取引先を取り巻く周辺環境等を総合的に勘案し、事業承継・引継ぎ支援センターや税理士、弁護士、サービサー等との連携を図り、金融調整を含む外部機関との交渉をサポートしてまいりました。加えて、経営者自身の保証債務につきましても経営者保証に関するガイドラインを活用して一定の自由財産の保持を認める検討を進めるなど、関係者にとって真に望ましい再起に向けた適切な助言等を進めております。

本計画におきましても、業績不安を抱える取引先の悩みに寄り添い、関係機関と連携した支援や会社分割やコア事業のM&A、事業スポンサーへの売却による整理等、取引先の実情に応じた転業や廃業に関する助言等を行い、引き続き、地域経済の新陳代謝や面の再生、雇用の維持に取り組んでまいります。



## エ. 経営改善先に対するニューマネー対応を含めた出口戦略の提案

経営改善を必要とするお客さまにつきましては、抜本的支援の実施によって財務内容が改善するお客さまも多い一方で、過去の財務内容や担保や保証に必要以上に依存し、新たな与信取組みに躊躇する事例も見られたことから、与信対応の判断にあたっては単に財務内容だけではなく、お客さまの事業内容や事業の将来性、収益力など事業性評価に基づき適切に検討し、特約付手形貸付の活用のほか、インセンティブを付与するコベナンツ（特約事項）を設定してお客さまの経営改善意欲を高めつつ、ニューマネーへの対応を含めた資金繰り支援の取組みによる出口戦略を進めてまいりました。

具体的には、条件変更先や経営課題を抱えるお客さまに対する取組みとして、TV会議システムを活用した「コンサルティングサポート協議会」において、営業店に対して業種別の着眼点や営業店の審査能力及び目利き力の向上に向けた助言を行い、継続的なサポートを行っております。

今後につきましても、「経営支援先」のモニタリングを通じて財務の変化を見極め、融資部とビジネスソリューション部が定期的に情報交換を行い、経営改善・事業再生が進む企業に対する返済条件の正常化やリファイナンスのほか、取引先に適した本業支援を含む出口戦略に関する提案を進めることでお客さまの経営改善に資する取組みを推進してまいります。

## ④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

### ア. 事業承継支援に対する態勢について

急速に増加する事業承継ニーズに対応するため、各ブロックに事業性評価アドバイザーを配置し、本部の事業承継・M&Aの担当者と連携を図ることで、より専門的な支援を提供できる態勢としております。2022年4月からは、事業承継・M&A専担者を1名増員し、営業店からの同行訪問依頼等に迅速に対応できるようにすることで、体制強化を図ってまいります。

また、営業行員の事業承継支援スキル向上のため、ブロック別勉強会や休日セミナー、階層別の研修等を実施し人材の育成を図ってまいります。加えて、事業承継・M&Aの専門的な人材の育成のために、東京共同会計事務所へ出向者を1名派遣しており、事業承継支援についての機能強化体制を図ってまいります。

### イ. 事業承継支援に対する外部連携について

2021年度には、株式会社マイナビM&Aや株式会社ストライクと新たにビジネスマッチング契約を締結し、事業承継・M&Aに関するお客さまの様々なニーズに対応すべく外部専門家との連携体制を強化いたしました。2022年度は新生銀行との連携を行うことで、外部機関の知見も活用しながら事業承継に対する支援力の強化を図ってまいります。

加えて、2022年4月には、関東信越税理士会茨城県支部連合会、公認会計士協会東京会茨城県会、茨城県信用保証協会、日本政策金融公庫及び地元密着型コンサルタント会社（株式会社エスアンドシー、株式会社サクシード、TSUNAGU株式会社）と連携し、中小零細事業者の事業承継支援のための地元応援型M&Aサービス（名称：「筑波の結び

目)を創設いたしました。このことにより、これまで対応が困難であった、小口・零細企業の事業承継支援についての取組みに向けた体制が整備できたことで、様々な規模の事業者に対しての支援を積極的に実施し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

## ⑤ SDGs 及び地方創生への取組み

### ア. 自治体等外部機関と連携した取組み

#### (ア) 地方版総合戦略に基づいた各種施策への支援協力

当行は、自治体の地方版総合戦略の策定及び地方創生に関する取組みにつきまして、グループ全体で積極的に関与しております。これまでの取組みにより、行政サイドから地方創生の有識者会議等への参画の打診を受けるようになっており、当行のプレゼンス向上につながっております。また、シンクタンクである当行子会社の筑波総研との連携による観光振興や地方版総合戦略に関する自治体からの受託を通して、地域の課題解決とともに、銀行及び銀行グループの収益につながる活動を行っており、引き続き対応してまいります。

#### 【地域振興を通じた自治体委託事業の筑波総研の受託実績】

(単位：件、千円)

年度	受託件数		金額 (税込)	受託業務の内訳 (件数/金額)							
	自治体数	件数		観光振興		地方版総合戦略		地域資源観光		その他	
2014	1	1	1,307	1	1,307						
2015	5	6	50,436			2	9,407			4	41,029
2016	4	6	35,941	3	27,937	1	1,523	1	1,491	1	4,990
2017	8	9	23,057	3	3,861			1	5,312	5	13,884
2018	7	9	27,357	5	16,228			1	1,011	3	10,118
2019	10	11	32,664	5	11,027	2	6,834	2	4,833	2	9,970
2020	10	14	29,308	2	3,825	4	11,323	4	5,140	4	9,020
2021	7	8	22,448	1	2,563	2	8,230	3	8,745	2	2,910
合計	52	64	222,518	20	66,748	11	37,317	12	26,532	21	91,921

#### (イ) 地域振興協定締結先との連携強化

当行は、2012年2月に北茨城市と東日本大震災からの復興支援を主とした協定を締結して以降、これまで茨城県内44市町村のうち13自治体と協定を締結し、地域経済や地域社会の面的な復興・振興支援による地域活性化に取り組んでまいりました。引き続き協定締結自治体との連携強化に努め、これまで当行が構築してきたノウハウやネットワークを活用しながら、地域活性化に貢献してまいります。

#### (ウ) 「産官学金労言」連携に基づく取組み

当行は、自治体や地域への支援策として大学の保有する知見や学生の柔軟な発想力を取り入れ、地域の企業とともに産官学金労言が連携した様々な取組みを推進しております。

今後につきましても、これまで構築したネットワークや経験を活かし、地域の持続的発展に様々な知見の活用が図れるように取り組んでまいります。

## イ. SDGs への取組み

### (ア) SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』の取組み状況

「筑波銀行 SDGs 宣言」は 2019 年 4 月に策定・宣言し 3 年が経過しました。最近では SDGs への取組みに対し、社会情勢が加速度的に変化しております。当行もこの変化に対応するため、2021 年 4 月に SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』推進策を変更し、積極的に対応してまいりました。

当行は地域社会が抱える課題を解決し、地域社会の持続性の向上及び成長を支援することが地域金融機関の使命であると考えており、引き続き SDGs の実現に向けた取組みに積極的に対応してまいります。

### 【 2022 年度 SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』推進項目】



(イ) TCFD 提言への賛同

2021年8月、気候変動が地域のお客さまや当行に与えるリスクを想定しながら、脱炭素化に向けた対応を積極的に進めるため、TCFD 提言への賛同を表明いたしました。

また2021年12月には、「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定し開示するとともに、「CO2 排出量削減目標」を設定し、2030年度に2013年度比50%のCO2 排出削減を目指してまいります。なお、実績としては2020年度のCO2 排出量は2013年度比30.4%削減しております。

2022年3月には、TCFD 提言に基づく投融資目標（サステナブルファイナンス実行目標）の設定を公表いたしました。2030年までの9年間にサステナブルファイナンス3,000億円の実行を目指してまいります。

サステナブルファイナンスは環境や社会課題解決に向けたお客さまの取り組みを積極的に支援することを目的としており、資金使途がESGに該当する融資、SDGs 宣言を実施した先に対する融資、SDGs 私募債、SDGs 個人向けローン（ZEH 専用住宅ローン等）を指しております。

当行は、引き続き TCFD 提言賛同に基づき、積極的な対応・開示を通じて、地域社会の持続性の向上及び成長に貢献してまいります。

項目	内容
ガバナンス	<p>取締役を委員長とするSDGs推進委員会を設置し3か月毎に開催し、気候変動を含む環境・社会・ガバナンス等のSDGs 推進施策の検討および協議を行い、その内容を取締役会に報告しております。</p> <p>当行は、2019年4月に「筑波銀行SDGs宣言」を策定・宣言し、SDGs推進力シフトのあゆみにおいて、地域の抱える社会的課題の解決を通じ、地域とともに成長する持続的成長モデルの構築について取り組んでおります。これまでの取り組みの経験を生かし、気候変動等を含む「環境保全」を重要な経営課題として位置付けて、機会およびリスクの両面から、地域社会の持続的成長に貢献する取り組みを進めてまいります。</p> <p>【機会】 持続可能な社会への貢献がますます求められるなか、気候変動関連ビジネスの市場規模拡大が期待されます。当行は、お客様の低炭素社会への移行をアイディアの創出だけでなく、ビジネスマッチングの側面においても積極的に支援し、環境負荷低減に貢献してまいります。</p>
戦略	<p>気候変動リスクとして、【移行リスク】と【物理的リスク】を認識しています。</p> <p>【移行リスク】 低炭素経済への移行に伴う気候変動政策や規制強化、技術革新等が取引先の事業や財務状況に影響を与えることにより、当行と信ポートフォリオにおける信用リスクの増加を想定しています。</p> <p>【物理的リスク】 気候変動に起因する近年の自然災害の増加、規模拡大に伴う取引先の資産の毀損により、当行と信ポートフォリオにおける信用リスクの増加を想定しています。気候変動リスクについては、シナリオ分析を通じて、当行の財務に与える影響の分析を実施してまいります。</p>
【炭素関連資産】	<p>当行の与信残高に占める炭素関連資産（電力、ガス、エネルギー等）の割合は1.02%（2021年3月末）であり、炭素関連資産については影響の分析に努めています。</p>

リスク管理	<p>当行では、気候変動対策および持続可能な成長の観点から、クレジットポリシーと照らし、環境や社会に対し影響を与える可能性のある融資について取り上げの可否を判断しています。</p> <p>また、業務上発生するリスクに関して「統合的リスク管理方針」のもと、適切なリスク管理・運営を行っておりますが、気候変動に伴う新たなリスクについても、統合的リスク管理の枠組みで管理する体制の構築に努めています。</p>
指標と目標	<p>【CO2 排出量の削減目標・実績】 当行は、「温室効果ガス削減」への取り組み強化のため、「CO2排出量削減目標」を2013年度比50%削減といたしました。2020年度のCO2 排出量は2013年度比30.4%削減しています。</p> <p>【サステナブルファイナンス実行目標】 ・2022年3月31日TCFD提言に基づく投融資目標（サステナブルファイナンス実行目標）を2030年までの9年間に3,000億円と設定しました。</p>

#### 4. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

	項目	内容
1	種類	株式会社筑波銀行第四種優先株式
2	申込期日（払込日）	2011年9月30日
3	発行価額	1株あたり500円
	非資本組入れ額	1株あたり250円
4	発行総額	35,000百万円
5	発行株式数	70百万株
6	議決権	第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、(ii)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	第四種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの） 上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。 ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「第四種優先株式上限配当年率」という。）を超える場合には、第四種優先配当年率は第四種優先株式上限配当年率とする。
	優先中間配当	第四種優先期末配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち第四種優先株主が有する第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 （転換予約権）	第四種優先株主は、取得請求期間中、当銀行が第四種優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	2012年7月1日
	取得請求期間の終了日	2031年9月30日
	当初取得価額 （当初転換価額）	取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額
	取得請求期間中の 取得価額修正	取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	172円【発行決議日前日の終値の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）】
10	金銭を対価とする 取得条項	当銀行は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会開催日までの30連続取引日（当該日含む）の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り）が到来したときに、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする 取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない第四種優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という）をもって取得する。当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、第四種優先株主が有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	172円【発行決議日前日の終値の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）】

## 5. 収益の見通し

### (1) 収益の見通しの概要

#### 【損益の計画】

(単位百万円)

	2022年3月期 実績	2023年3月期 計画	2024年3月期 計画	2025年3月期 計画
業務粗利益	29,549	28,751	28,609	28,805
コア業務粗利益	29,931	28,751	28,609	28,805
資金利益	25,473	24,602	24,512	24,779
役務取引等利益	4,336	4,173	4,094	4,009
その他業務利益	△ 260	△ 24	3	17
(うち国債等債券損益)	△ 382	0	0	0
経費	24,114	23,751	23,251	22,916
うち人件費	12,456	12,128	11,817	11,505
うち物件費	10,023	9,832	9,734	9,711
コア業務純益	5,818	5,000	5,359	5,889
実質業務純益	5,436	5,000	5,359	5,889
一般貸倒引当金繰入額	29	110	74	61
業務純益	5,407	4,890	5,285	5,828
臨時損益	△ 274	△ 1,213	△ 1,333	△ 1,549
不良債権処理損失額	1,903	2,254	2,282	2,323
株式関係損益	632	0	0	0
経常利益	5,133	3,677	3,952	4,279
特別損益	△ 631	△ 150	△ 150	△ 150
税引前当期純利益	4,501	3,527	3,802	4,129
法人税等	305	417	498	602
法人税等調整額	9	0	0	0
当期純利益	4,188	3,110	3,304	3,527

## (2) 単体自己資本比率の見通し

当行は、地元茨城県を中心とする営業エリアの東日本大震災からの復興及び振興に向けて、中小規模事業者をはじめとするお取引先への円滑な資金供給を積極的に果たすことを目的に、当行が受け入れております公的資金 350 億円を引き続き活用してまいります。

本経営強化計画期間中(2023年3月期～2025年3月期)の自己資本比率につきましては、利益の着実な積み上げを図る一方で、リスクテイクを伴う貸出金の積み上げ等により、リスク・アセットの増加を見込んでいることから、以下の水準にて推移するものとしております。

### 【単体自己資本率の見通し】

	2022年3月期 実績	2023年3月期 予定	2024年3月期 予定	2025年3月期 予定
自己資本比率	8.92%	9.0%程度	9.0%程度	9.4%程度

## 6. 剰余金の処分方針

当行は、銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を維持することを基本方針としております。

2022年3月期の期末配当(普通株式)は、当初計画どおり一株当たり5.0円の配当としております。なお、2023年3月期以降の配当は、優先株式につきましては約定に従った配当を行うとともに、普通株式につきましても上記基本方針に則り安定的な配当を行ってまいります。

なお、当行は、東日本大震災により財務の状況が相当程度悪化しているお客さまに対する支援等を着実に行いつつ、2031年3月末には利益剰余金の額が620億円まで積み上がり、公的資金350億円の返済財源は確保できる見込みです。2022年3月期までの実績は下表記載のとおり推移しております。

### 【当期純利益、利益剰余金の見通し】

(単位:億円)

	2019/3	2020/3		2021/3		2022/3		2023/3
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
当期純利益	9	10	10	10	49	26	41	31
利益剰余金	256	262	262	269	309	291	346	373
計画対比			0		40		55	
	2024/3	2025/3	2026/3	2027/3	2028/3	2029/3	2030/3	2031/3
	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
当期純利益	33	35	35	35	35	35	35	35
利益剰余金	402	433	464	495	526	557	588	620

## 7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営確保のための方策

### (1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

経営管理にかかる現状の体制は以下のとおりであり、適切な運営体制を確保しております。なお、経営管理体制につきましては、適宜実効性の確認を行っており、必要に応じ適宜適切に見直しを図ってまいります。

#### ① ガバナンス体制

当行は、2021年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の決議を受けて、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と認識しており、当該移行に伴い、監査等委員である取締役を構成員とする監査等委員会を設置し、「監督機能の強化」及び「意思決定の迅速化」を図り、取締役の職務執行を適正に監査し、経営に対する牽制機能の充実を図っております。

監査等委員会設置会社では、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能であるため、取締役会決議事項をより重要性の高い議案に絞り込み、経営戦略など重要議案の取締役会における審議の充実を図っており、取締役会の下位機関として設置した常務会において、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項についての決定を行うとともに、執行役員制度の導入により経営の意思決定の迅速化と施策の適正な執行を促進する体制を整備しております。

これによる当行の体制は以下のとおりであり、当該体制を採用することにより経営監視機能の客観性及び中立性は十分に確保できるものと考えております。

#### (取締役会)

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）9名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）の計14名で構成されております。取締役会は毎月1回以上開催しており、会社法に定める「会社の業務の執行の決定」・「取締役の職務の執行の監督」、**「代表取締役の選定及び解職」**等を行うことを目的とし、法令及び定款に定める事項のほか、当行の重要な業務執行を決定しております。

なお、監査等委員会設置会社であるため、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年であります。

#### (監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名で構成されており、うち4名は社外取締役であります。監査等委員会は、原則として毎月1回以上開催し、監査等委員である取締役は、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など重要な会議に出席し提言・助言を行うほか、取締役の職務執行を適正に監査します。また、監査等委員会は、法令及び監査等委員会規程等に定める権限を有するほか、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議・決議を行います。

#### (常務会)

常務会は頭取、副頭取、専務取締役及び常務取締役で構成されております。原則として毎週1回開催し、取締役会の下位機関として、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項についての決定を行っております。

#### (コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、頭取、副頭取、専務取締役、常務取締役、リスク統括部担当役員、取締役、本部各部長、本店営業部長で構成されております。銀行業務の社会的、公共的使命を踏まえ、社会的規範にもとることのないよう、法令やルールに則った厳格な業務運営ならびに経営の透明性の確保を図ることを目的として、原則として2か月ごとに開催しております。



### (リスク管理委員会)

リスク管理委員会は、頭取、会長、副頭取、専務取締役、常務取締役、リスク統括部担当役員、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、事務本部長、営業本部長、総合企画部長、リスク統括部長、ビジネスソリューション部長、リテールソリューション部長、融資部長、市場金融部長、監査部長、事務統括部長で構成されております。当行の業務遂行上生じる諸リスクについて、その極小化等適切な管理を行うため、関連部の適当な相互牽制に基づくリスク情報の共有、分析等によるリスク管理の充実・強化及び高度化を推進し、もって当行の収益の極大化、経営の安定化を図ることを目的として、原則毎月開催しております。

また、当行は取締役会の諮問機関として任意の委員会である経営諮問委員会、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を設置しており、各委員会のメンバー構成は、独立性・客観性を担保するため全員が独立社外取締役であり、互選により選出された者を議長としております。各委員会の目的等は以下のとおりであります。

### (経営諮問委員会)

経営諮問委員会は、社外取締役と経営陣との連携強化・情報交換・認識共有を図るとともに、経営上重要な事項の決定に際し独立性・客観性を担保するため、同意・意見具申等適切な関与・助言を受けることにより、公正かつ透明性の高い手続を確立することを目的としております。

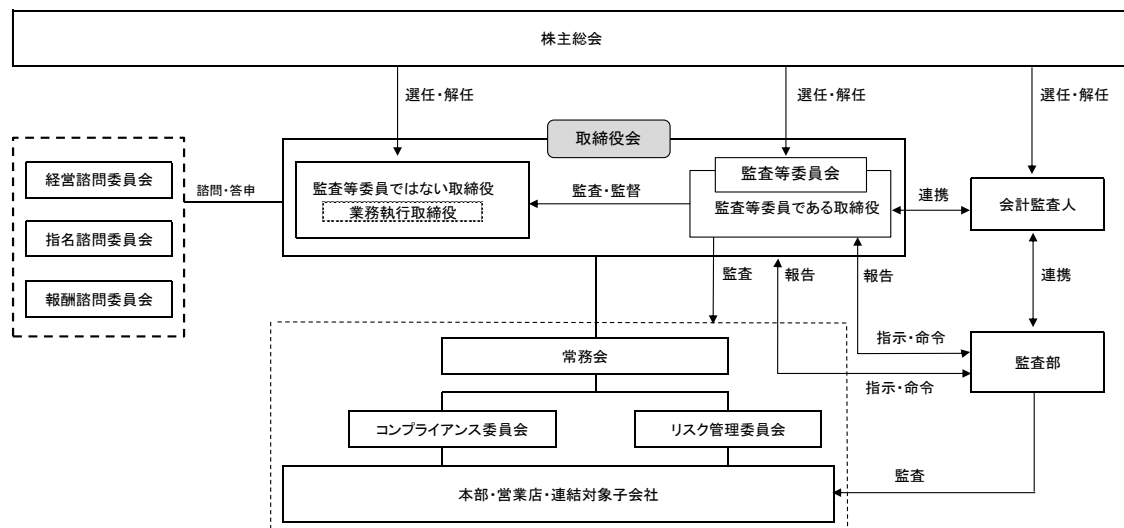
### (指名諮問委員会)

指名諮問委員会は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、経営陣幹部の選解任及び取締役の指名に関して恣意的な判断がなされることを防止するとともに、選解任及び指名に際し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役の適切な関与・助言を受けることにより客観性・透明性の高い手続を確立することを目的としております。

### (報酬諮問委員会)

報酬諮問委員会は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役の報酬制度ならびに具体的な報酬額に関して恣意的な判断がなされることを防止するとともに、報酬決定に際し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役の適切な関与・助言を受けることにより客観性・透明性の高い手続を確立することを目的としております。

## 【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



## ② 業務執行に対する監査体制

当行は、2021年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の決議を受けて、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会は、監査等委員である取締役5名で構成しておりますが、うち4名は非常勤の監査等委員である社外取締役であり、1名は常勤の監査等委員である取締役であります。なお、監査等委員会の職務を補助すべく監査等委員会室を設置し、専任の担当者1名を配置しております。

当行の監査体制は、監査等委員会監査、内部監査及び会計監査人監査から成り、それぞれの監査方針や計画、監査実施結果に基づき、定期的に意見や情報の交換を行い、相互連携を図ることで監査の効率性と実効性確保に努めております。

監査等委員会は、決定した監査方針・監査計画に基づいて、取締役の業務執行適正性、内部統制システムの有効性、会計監査の相当性などについて適正な監査を実施し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

監査等委員会は、内部監査部署である監査部の監査方針や年間の監査計画、実施した監査結果等の報告を受け、定期的に意見や情報の交換を行い、相互連携を図ることで監査品質や効率性の向上に努めております。

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会で定めた監査計画等に従い、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査してまいります。また、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うことで十分な連携を保つほか、内部監査部門や内部統制部門からの報告及び常勤監査等委員から監査等委員監査の報告を受け、適切な提言・助言を行うとともに、監査機能の有効性、効率性を高めるため、常勤監査等委員との連携強化に努めております。

当行では、内部監査として監査部が営業店及び本部、子会社の業務監査を実施しており、監査部長は、毎年度監査の基本方針を立案し、取締役会の承認を得ております。監査部は、その業務遂行に関して、被監査部署から独立し、いかなる影響、干渉も受けておりません。監査の結果については、被監査部署の部店長及び役付者に講評するほか、取締役会及び監査等委員会に報告する体制としております。

さらに、監査部では貸出金等の自己査定結果と償却・引当の監査及び開示債権についての監査を実施し、監査結果を取締役に報告する体制としております。

会計監査人による外部監査は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、厳正な監査を受け会計処理の適正化等に努めております。

監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき評価・分析を行い、会計監査人の品質管理体制や独立性、専門性などが適正であると判断しております。

監査等委員会と会計監査人は、双方の監査が効果的、網羅的に遂行されるよう策定したコミュニケーション計画に基づく意見交換のほか、監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）や会計監査人による監査実施時に抽出された問題点や課題等について、随時意見交換を行っております。

さらに、監査等委員会及び会計監査人は内部統制部門であるリスク統括部とも定期的に意見交換を行っているほか、監査部が内部統制の整備・運用状況について有効性評価を行う体制としております。

なお、業務執行に対する監査又は監督の体制につきましては、適宜実効性の確認を行っており、必要に応じ適時適切に見直しを図ってまいります。

## (2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

### ① リスク管理体制

金融、経済の急速な変化とグローバル化の進展を背景に、金融機関の業務内容は急速に変化してきており、これに伴って発生するリスクはますます多様化かつ複雑化しております。このような環境のなか、当行では、お客さまから信頼される銀行であるために、経営の健全性の維持と安定した収益確保の観点からリスク管理を重要課題の一つと捉えております。

リスク管理においては、「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を制定し、管理方針や管理態勢等を定めております。これに基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク等）、レピュテーションリスク等主要なリスクについて、所管部がリスクの所在と大きさの把握に努めるとともに、各リスク管理規程の整備、運用を行っております。

運用体制としては、リスク管理委員会ならびに各リスクに対応する小委員会を定期的開催し、具体的な各リスクの評価に加え管理方針の検討等、適切なリスク管理に努めております。

今後につきましても、必要に応じ適宜リスク管理体制の見直しを行ってまいります。

### ② 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

統合的リスク管理につきましては、「統合的リスク管理規程」に管理対象とするリスクの種類や統合的リスク管理体制等を定め、各種リスクを統合的に管理しております。具体的には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクのリスク量を計測対象とし、コア資本を原資とする配賦資本（リスク資本）の範囲内にそれらのリスク量が収まっていることを定期的にモニタリングし、自己資本の充実度を評価しております。

今後につきましても、実効性あるリスク管理を実施し、必要に応じ適宜見直しを行ってまいります。

### ③ 信用リスク

当行では、信用リスクを影響の大きいリスクと位置付け、信用リスク管理部門と営業推進部門を分離して相互牽制できる体制を整備するとともに、リスクと収益のバランス維持を基本方針とした「信用リスク管理規程」を定めております。そのうえで、信用格付を前提としたプライシング、モニタリング、信用リスク計量化とポートフォリオ管理を実施するとともに、与信管理の徹底と審査体制の充実を図っております。

大口与信先の管理につきましては、大口信用供与等規制の法令に則り、グループでの信用格付ごとの与信限度額の設定、与信先のグループ管理の強化、貸出金等のほかに有価証券等を含めた与信管理により体制整備を図っております。

与信集中リスクにつきましては、当リスクの顕在化が銀行経営に重大な影響を及ぼすことを鑑み、格付別・業種別等のリスク量の適正な把握に努め、適正なポートフォリオ管理を行うことにより、特定の業種及び特定のグループ等に対する過度な与信集中リスクを回避するよう、与信集中を抑制する対応を図っております。具体的には、毎月の大口与信先管理委員会において大口与信先の状況確認等を行い、経営陣と情報を共有のうえ、必要に応じて対応方針を決定、速やかな対応をしております。そして、「信用格付」「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ定量的に把握する「信用リスクの定量化」に取組み、計測したリスク量につきましては四半期ごと経営陣に報告を行っております。

また、債務者の実態把握につきましては、過去の財務などの定量的な評価だけでなく、引き続き事業性評価の深掘りに取組むことで、企業の事業内容や成長性を評価できる体制を強化し、信用リスクの適切な把握に努めてまいります。

債権管理の体制につきましては、取引先の業況悪化等が発生した時に速やかに本部宛に取引先の状況速報を提出し、取引先の状況の変化に即した管理方針や整理方針の協議を行っております。また、コンサルティングサポート協議会で策定された方針につきまして、債務者区分全般にわたる支援体制により金融仲介機能の向上を図る一方で、管理回収等の方針の進捗状況の確認や営業店への指導、そして取引先への本部行員による同行訪問等の営業店サポートを行い、本支店一体となり債権管理の徹底を図っております。さらに2021年度下期より債務者支援にかかる新たな取組みとして営業店へのインセンティブ付与を開始しております。その取組みの一環として、「債務者支援協議会」を開催して付与対象となる要管理先、破綻懸念先への対応方針を明確にし、債務者支援の実効性の向上に努め、信用リスク管理の高度化を図っております。

今後につきましても、信用リスク管理の高度化を目指し、信用リスクの定量化、与信集中の抑制及び不良債権の管理強化に努め、適切なリスクコントロールに努めてまいります。

#### ④ 市場リスク

市場リスクとは、市場の様々なリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

当行では、この市場の変動によるリスクの重要性を十分に認識し、業務の健全性及び適切性を確保することを目的として「市場リスク管理規程」を定め、市場部門（フロント）、市場リスク管理部門（ミドル）、事務管理部門（バック）、営業推進部門を明確に分離し、独立性を確保して相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。

また、有価証券運用業務におきましては、インベストメント・ポリシー（投資行動規範）を制定し、適切な業務運営に努めております。具体的には、行内における市場リスク管理に関する情報、リスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場の外部環境等の情報を収集分析し、継続的にモニタリングを行い、実効性あるリスクコントロールに努めております。

今後につきましても、運用資産の健全性を維持するとともに、安定的な運用収益の確保に努めてまいります。

## ⑤ 流動性リスク

流動性リスクとは、資金の運用と調達の間隔のミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクのことをいいます。

当行では、この対応として「流動性リスク管理規程」を定め、諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

今後につきましても、不測の事態を想定した対応訓練等を実施していくことで、危機対応力の強化を図ってまいります。

## ⑥ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、これらの対応として「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、リーガルリスクに区分して管理しております。

今後につきましても、リスクコントロール自己評価（RCSA）やオペレーショナル・リスク損失情報の収集・分析等の管理手法を用いて、リスクの未然防止やリスクが顕在化した場合の影響の最小化に努めてまいります。

なお、オペレーショナル・リスクのなかでも代表的な事務リスク、システムリスクの管理につきましては次のとおり行っております。

### ア. 事務リスク管理

事務リスクとは役職員が正確な事務を怠り、又は事故を起こし、もしくは不正をはたらくことなどにより損失が発生するリスクをいいます。

当行では、「事務リスク管理規程」を定め、事務リスクの把握、分析を行い、リスクの顕在化防止、及びリスク顕在化時の対応策を体系的かつ継続的に実施できるよう体制の構築を行っております。

### イ. システムリスク管理・顧客情報管理

システムリスクとは、コンピュータシステム（ソフトを含む）の停止又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失が発生するリスク、及びコンピュータの不正使用やサイバー攻撃、データの漏えい等により損失が発生するリスクをいいます。

当行では、「システムリスク管理規程」を定め、システム、データ、ネットワークの管理体制を構築し、厳正な管理、運営体制を敷いております。さらに、「セキュリティポリシー」や「顧客情報管理規程」に基づき、お客さまの大切な情報を守るため、情報資産の保護の基本姿勢や管理体制を構築しております。

## 8. 経営強化のための計画の前提条件

計画期間における市場金利、為替及び株価の見通しにつきましては、2022年5月末の水準で推移する前提としております。

指標	2022/3末 実績	2022/5末 実績	2022/9期 前提	2023/3期 前提	2023/9期 前提	2024/3期 前提	2024/9期 前提	2025/3期 前提
無担保コール翌日物 (%)	△ 0.020	△ 0.026	△ 0.026	△ 0.026	△ 0.026	△ 0.026	△ 0.026	△ 0.026
日本円TIBOR3ヵ月 (%)	0.067	0.067	0.067	0.067	0.067	0.067	0.067	0.067
新発10年国債利回り (%)	0.210	0.235	0.235	0.235	0.235	0.235	0.235	0.235
ドル/円為替レート (円)	122.39	128.21	128.210	128.210	128.210	128.210	128.210	128.210
日経平均株価 (円)	27,821	27,280	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000

※2023/3末及び2022/5末の各実績値は、以下の数値を記載しております。

- 無担保コール翌日物 . . . . . 短資会社が公表する加重平均レート
- 日本円TIBOR3ヵ月 . . . . . 全銀協の午前11時公表値
- 新発10年国債利回り . . . . . 日本相互証券(株)が公表する終値(単利)レート
- ドル/円相場レート . . . . . 三菱UFJ銀行が公表する午前10時時点の仲値レート
- 日経平均株価 . . . . . 終値

以上

## 内閣府令附則第 2 条第 2 号に係る書類

### 目 次

第 9 8 期 連結計算書類 .....	1
○第 9 8 期末 連結貸借対照表 .....	2
○第 9 8 期 連結損益計算書 .....	3
○第 9 8 期 連結株主資本等変動計算書 .....	4
○連結注記表 .....	5
○連結自己資本比率 .....	1 8
第 9 8 期 計算書類 .....	2 1
○第 9 8 期末 貸借対照表 .....	2 2
○第 9 8 期 損益計算書 .....	2 3
○第 9 8 期 株主資本等変動計算書 .....	2 4
○個別注記表 .....	2 5
○単体自己資本比率 .....	3 2
2022 年 5 月 31 日現在 日計表 .....	3 5
第 9 8 期 有価証券報告書 .....	3 7

# 第 9 8 期 連結計算書類

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日)

- 第 9 8 期末 連結貸借対照表
- 第 9 8 期 連結損益計算書
- 第 9 8 期 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

株式会社 筑波銀行



第98期末（2022年3月31日現在）連結貸借対照表

株式会社 筑波銀行  
取締役頭取 生田 雅彦

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	524,843	預 金	2,465,954
買入金銭債権	1,005	コールマネー及び売渡手形	20,000
商品有価証券	200	債券貸借取引受入担保金	12,000
金銭の信託	2,948	借 用 金	349,000
有 価 証 券	501,352	外 国 為 替	93
貸 出 金	1,882,596	そ の 他 負 債	7,197
外 国 為 替	7,188	賞 与 引 当 金	743
そ の 他 資 産	17,224	退 職 給 付 に 係 る 負 債	96
有 形 固 定 資 産	20,833	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3
建 物	9,978	執 行 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	52
土 地	9,569	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	121
建 設 仮 勘 定	90	ポ イ ン ト 引 当 金	15
その他の有形固定資産	1,195	偶 発 損 失 引 当 金	227
無 形 固 定 資 産	4,533	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	321
ソ フ ト ウ ェ ア	2,738	支 払 承 諾	1,103
その他の無形固定資産	1,794	負 債 の 部 合 計	2,856,931
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,898	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	1,555	資 本 金	48,868
支 払 承 諾 見 返	1,103	資 本 剰 余 金	30,447
貸 倒 引 当 金	△ 9,255	利 益 剰 余 金	34,909
		自 己 株 式	△ 8
		株 主 資 本 合 計	114,216
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 11,728
		土 地 再 評 価 差 額 金	341
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,267
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 10,119
		純 資 産 の 部 合 計	104,097
資 産 の 部 合 計	2,961,028	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,961,028

株式会社 筑波銀行  
取締役頭取 生田 雅彦

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		36,680
資金運用収益	25,937	
貸出金利	20,587	
有価証券利息配当金	4,726	
預け金利息	623	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	8,267	
その他の業務収益	661	
その他の経常収益	1,813	
償却債権取立益	369	
その他の経常収益	1,444	
経常費用		31,478
資金調達費用	464	
預金利息	72	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 1	
債券貸借取引支払利息	393	
その他の支払利息	△ 0	
役員取引等費用	3,845	
その他の業務費用	921	
営業経費	23,901	
その他の経常費用	2,345	
貸倒引当金繰入額	1,331	
その他の経常費用	1,014	
経常利益		5,201
特別利益		82
固定資産処分益	82	
特別損失		713
固定資産処分損失	44	
減損損失	93	
債券貸借取引解約損	575	
税金等調整前当期純利益		4,570
法人税、住民税及び事業税	327	
法人税等調整額	8	
法人税等合計		336
当期純利益		4,233
親会社株主に帰属する当期純利益		4,233

第98期

〔 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで 〕

## 連結株主資本等変動計算書

株式会社 筑波銀行  
取締役頭取 生田 雅彦

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	31,099	△ 7	110,408
当期変動額					
剰余金の配当			△ 412		△ 412
親会社株主に帰属する当期純利益			4,233		4,233
自己株式の取得				△ 11	△ 11
自己株式の処分		△ 0		9	9
土地再評価差額金の取崩			△ 10		△ 10
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△ 0	3,810	△ 1	3,808
当期末残高	48,868	30,447	34,909	△ 8	114,216

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	439	330	1,132	1,902	112,310
当期変動額					
剰余金の配当					△ 412
親会社株主に帰属する当期純利益					4,233
自己株式の取得					△ 11
自己株式の処分					9
土地再評価差額金の取崩					△ 10
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 12,168	10	135	△ 12,021	△ 12,021
当期変動額合計	△ 12,168	10	135	△ 12,021	△ 8,212
当期末残高	△ 11,728	341	1,267	△ 10,119	104,097

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権については、百万円未満を四捨五入して表示しております。

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

筑波総研株式会社

つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

つくば地域活性化2号ファンド投資事業有限責任組合

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

会社名

筑波 SBI 地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

筑波 SBI 地方創生ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 1社

- (2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 13年～50年

その他 5年～20年

##### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結

される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は24,656百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用並びにその他資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

## 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる当連結会計年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 8 項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。

これによる当連結会計年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 9,255 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

貸出金等の与信債権について自己査定基準に基づき資産査定を実施し、債務者の信用リスクに応じた債務者区分を判定したうえで、予め定めている償却・引当基準に基づき債務者区分に応じた貸倒引当金を算出しております。なお、具体的な貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

#### ② 主要な仮定

貸倒引当金の算出に用いる債務者区分判定には、貸出先の将来の業績見通しや新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含めた国内外の経営環境に係る仮定が含まれております。新型コロナウイルス感染症による影響については、今後も一定期間続き、当行の貸出金等の信用リスクに一定程度の影響を及ぼすことが見込まれますが、政府・自治体や金融機関による中小企業の資金繰り支援等により当行の与信費用への影響は限定的であるとの仮定において貸倒引当金を計上しております。

また、法人顧客の債務者区分判定は、財務指標等の定量要因に加えて、債務者の経営状態や債務償還能力、経営改善計画又は経営改善策の内容や進捗状況などの定性要因を踏まえた将来の仮定を含めて総合的に判断しております。

なお、当連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに鑑み、一部の債務者について、足元の業績や将来の業績見通しを債務者区分の判定や回収可能額の見積りに反映したうえで貸倒引当金を算出しております。

#### ③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることを含む事業環境の変化や債務者の経営状態、業績の動向等により、今後、信用リスクが増加した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 1,555 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

繰延税金資産は、将来の合理的な課税所得の予測・仮定に基づき、将来にわたり税金負担額を軽減する効果(回収可能性)があると判断した将来減算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、毎決算期末時点において、中期経営計画をベースに経営環境や足許の収益状況等を踏まえて策定した将来 5 年間の収益計画及び将来減算一時差異の解消見込(スケジュールリング)を基礎とした将来の課税所得の見込額を算定することにより判断しております。また、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、一定の要件を満たす債務者の状況

を勘案し、それ以外の将来減算一時差異については、毎決算期末時点において把握した情報等に基づき将来5年間の解消額を見積もり、将来年度の課税所得の充分性を慎重に検討したうえで、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産計上の基礎となる将来5年間の収益計画には、今後の経営環境の変動や当行が策定した経営上の施策が着実に実行されることなどの仮定が含まれております。また、将来減算一時差異のうち重要な割合を占める貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、過年度の趨勢や当行の将来の無税化方針などに基づきスケジューリングを行っております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

繰延税金資産は、将来の課税所得の予測や仮定に基づき計上するため、実際の課税所得の発生状況や今後の業績等により、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化した場合、繰延税金資産の計上額は変動する可能性があります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 29百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,200百万円
危険債権額	27,682百万円
三月以上延滞債権額	26百万円
貸出条件緩和債権額	7,492百万円
合計額	39,400百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月29日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,348百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	63百万円
有価証券	231,646百万円
貸出金	233,617百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,649百万円
債券貸借取引受入担保金	12,000百万円
借入金	349,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券446百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金3,079百万円、中央清算機関差入証拠金10,000百万円及び保証金631

百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、367,687百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが266,290百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△1,404百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 18,793百万円  
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 357百万円  
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は40,341百万円であります。

#### （連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益830百万円及び金銭の信託運用益15百万円を含んでおります。  
2. 「営業経費」には、給料・手当12,614百万円及び外注委託料3,150百万円を含んでおります。  
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却494百万円、株式等売却損198百万円及び株式等償却86百万円を含んでおります。  
4. 営業活動によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落及び店舗統廃合の決定等により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額93百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗	13カ店	土地及び建物等	59百万円
〃	遊休資産	4カ所	土地	8百万円
茨城県外	営業店舗	2カ店	建物等	25百万円
合 計				93百万円

#### （グルーピングの方法）

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店に合算。また、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結される子会社については、各社を1つの単位としております。

#### （回収可能価額）

当連結会計年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。



(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	82,553	—	—	82,553	
第四種優先株式	70,000	—	—	70,000	
合 計	152,553	—	—	152,553	
自己株式					
普通株式	23	65	57	32	(注) 1、2
合 計	23	65	57	32	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加 65 千株は、取締役会決議に基づく取得による 63 千株及び単元未満株式の買取りによる 2 千株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少 57 千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	412百万円	5円	2021年3月31日	2021年6月7日
	第四種優先株式	0円	0円	2021年3月31日	2021年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	412百万円	利益剰余金	5円	2022年3月31日	2022年6月6日
	第四種優先株式	0円	利益剰余金	0円	2022年3月31日	2022年6月6日

(注) 第四種優先株式の配当金については、2021年7月9日に預金保険機構が公表しました震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(令和2年度)」により算出した額としており、当該「優先配当年率としての資金調達コスト(令和2年度)」は0.00%であるため配当金の総額および1株当たり配当額は0円としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。当行が主たる事業とする銀行業務においては、預金等による資金調達を行い、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。また、お客様との取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、リスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざ

すとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、信用リスク管理部署が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

## ② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM (Asset Liability Management) の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

一方、業務管理面では、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署（バックオフィス）を明確に分離し、さらに市場リスクを担当するリスク統括部署（ミドルオフィス）を設置し、相互牽制機能を確保しております。

### (i) 金利リスクの管理

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠（投資額または保有額の上限）を決定しております。各部署は、このリスク・リミットルールにもとづき、機動的かつ効率的に市場取引を行い、毎月の ALM 委員会や都度の常務会等で報告・モニタリングを実施しております。

### (ii) 為替リスクの管理

当行は、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用しております。

### (iii) 価格変動リスクの管理

経営方針に基づいて、市場関連リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組んでおります。

投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、常務会で決定しております。

### (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

### (v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用している VaR の算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間 60 日（政策投資株式は 120 日、売買目的有価証券は 1 日）、信頼水準 99%、観測期間 1 年）を採用しております。

2022 年 3 月 31 日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で 276 億円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出する VaR と実際の損失を比較するバックテストを実施しております。

また、VaR は、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づき ALM 委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。上記のほか、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 その他有価証券	482,789	482,789	—
(2) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	1,882,596 △9,061		
	1,873,534	1,903,330	29,796
資産計	2,356,324	2,386,120	29,796
(1) 預金	2,465,954	2,466,007	52
(2) 借入金	349,000	348,953	△46
負債計	2,814,954	2,814,960	6
デリバティブ取引 (*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,533)	(2,533)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(2,533)	(2,533)	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2) (*3)	1,322
組合出資金 (*2) (*4)	2,552
私募投資信託 (REIT)	14,659
合 計	18,533

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 子会社株式及び関連会社株式等は、上記に含めておりません。

(\*3) 当連結会計年度において、非上場株式について86百万円減損処理を行っております。

(\*4) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	40,354	56,129	61,326	30,977	164,475	93,732
その他有価証券のうち 満期があるもの	40,354	56,129	61,326	30,977	164,475	93,732
貸出金 (*)	356,223	327,132	279,652	175,475	206,376	492,364
合 計	396,578	383,261	340,978	206,453	370,851	586,097

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの45,387百万円は含めておりません。

## (注3) 預金及び借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,303,351	137,201	22,631	617	2,151	—
借入金	332,000	—	17,000	—	—	—
合計	2,635,351	137,201	39,631	617	2,151	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	70,705	217,976	40,181	328,863
国債・地方債等	45,473	128,801	—	174,275
社債	—	67,226	40,181	107,408
株式	5,503	—	—	5,503
その他	19,727	21,947	—	41,675
資産計	70,705	217,976	40,181	328,863
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,533	—	2,533
負債計	—	2,533	—	2,533

(\*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は153,926百万円であります。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	1,903,330	1,903,330
資産計	—	—	1,903,330	1,903,330
預金	—	2,466,007	—	2,466,007
借入金	—	348,953	—	348,953
負債計	—	2,814,960	—	2,814,960

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

## 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれます。

保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算出しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

#### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。貸出期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。返済期間の定めのないものについては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、額面金額から個別貸倒引当金を差し引いた金額で時価を算定しております。当該時価レベル3の時価に分類しております。

#### 負債

##### 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規預け入れレートを用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

##### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び市場金利に信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

##### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
保証付私募債	割引現在価値法	割引率	△0.28%—2.17%	0.86%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
有価証券								
その他有価証券								
保証付私募債	36,489	—	△143	3,835	—	—	40,181	—

(\*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは決算全般を所管する総合企画部において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに基づき各取引を所管する本部各部が時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門であるリスク統括部において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は、毎期監査部に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対するリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△1

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	4,531	3,111	1,419
	債券	91,265	90,268	997
	国債	27,415	26,849	566
	地方債	26,466	26,159	307
	社債	37,383	37,259	123
	その他	15,361	15,064	296
	外国証券	7,678	7,594	83
	その他	7,683	7,469	213
	小計	111,157	108,444	2,713
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	972	1,043	△70
	債券	190,418	192,996	△2,577
	国債	18,058	18,409	△351
	地方債	102,335	103,767	△1,431
	社債	70,025	70,819	△794
	その他	180,592	192,386	△11,793
	外国証券	33,997	36,287	△2,290
	その他	146,595	156,099	△9,503
	小計	371,984	386,426	△14,442
合計		483,142	494,870	△11,728

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16,957	830	198
債券	35,130	107	—
国債	5,531	17	—
地方債	27,535	89	—
社債	2,063	0	—
その他	44,674	376	866
外国証券	25,578	170	—
その他	19,096	206	866
合計	96,762	1,315	1,064

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式0百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1カ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1カ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,948	9

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
役務取引等収益	6,956
預金・貸出業務	1,799
為替業務	1,223
証券関連業務	1,858
代理業務	1,306
保護預り・貸金庫業務	136
その他業務	632
その他業務収益	177
その他経常収益	48
顧客との契約から生じる経常収益	7,182
上記以外の経常収益	29,497
経常収益	36,680

（注）「上記以外の経常収益」は主に資金運用収益等の「金融商品に関する会計基準」の適用対象の収益になります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当行グループの顧客との契約から生じる経常収益は、主に投資信託及び生命保険等の金融商品販売に係る手数料、内

国為替及び外国為替に係る手数料などから構成されます。

金融商品販売に係る手数料は金融商品販売の約定を行った時点、内国為替及び外国為替に係る手数料は振込等の為替取引が完了した時点で、それぞれ契約上の履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	837円 32銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	51円 30銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	15円 21銭



基準日	2022	3	31
-----	------	---	----

3. 連結自己資本比率  
(2) 総括表 (国内基準)

(単位: 百万円、%)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	113,803	/	/	/
うち、資本金及び資本剰余金の額	79,315	/	/	/
うち、利益剰余金の額	34,909	/	/	/
うち、自己株式の額 (△)	8	/	/	/
うち、社外流出予定額 (△)	412	/	/	/
うち、上記以外に該当するものの額		/	/	/
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	1,267	/	/	/
うち、為替換算調整勘定		/	/	/
うち、退職給付に係るものの額	1,267	/	/	/
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		/	/	/
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		/	/	/
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,382	/	/	/
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,382	/	/	/
うち、適格引当金コア資本算入額		/	/	/
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/	/	/
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第2項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/	/	/
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/	/	/
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	59	/	/	/
非支配株主持分のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第7条第1項又は第2項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/	/	/
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	118,514	/	/	/
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	3,154	/	/	/
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額		/	/	/
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,154	/	/	/

繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額	3,409			
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	6,564			
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	111,950			
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,200,610			
資産（オン・バランス）項目	1,172,917			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	662			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額	662			
オフ・バランス取引等項目	27,255			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	436			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	51,084			
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,251,694			
<b>連結自己資本比率</b>				
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.94%			

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行が記載するものとする。  
2. 本表における項目の内容については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）に規定する別紙様式第12号（注）に従うものとする。  
3. 他の金融機関等（自己資本比率告示第29条第4項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)

区分	残高（末残）
対象普通株式等（に相当するもの）	3,278

対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 特定取引勘定非設置行にあっては以下の左表の計数について、特定取引勘定設置行にあっては以下の右表の計数について記載すること。ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
商 品 有 価 証 券	
売 付 商 品 債 券	
計(A)	
総 資 産 ( B )	
比 率 ( A / B )	%

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
特 定 取 引 資 産	
特 定 取 引 負 債	
計(A)	
総 資 産 ( B )	
比 率 ( A / B )	%

5. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：百万円) 111,950
6. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3) 1
7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3) 0
8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3) 0
9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。
10. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3) 2
11. 採用する企業会計の基準に関する記載：(日本基準を採用=1、指定国際会計基準を採用=2、修正国際基準を採用=3、米国会計基準を採用=4) 1
12. 特例企業会計基準等適用法人等についても、採用する企業会計の基準によらず、本様式を使用すること。ただし、本様式中に記載すべき事項について、採用する企業会計の基準で使用する項目等を読み替えて記載している事項等があれば、その内容について欄外に注記すること。
13. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

# 第 9 8 期 計算書類

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日)

- 第 9 8 期末 貸借対照表
- 第 9 8 期 損益計算書
- 第 9 8 期 株主資本等変動計算書
- 注記表

株式会社 筑波銀行

第98期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

株式会社 筑波銀行  
取締役頭取 生田 雅彦

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	524,843	預金	2,466,336
現金	26,930	当座預金	50,922
預け	497,913	普通預金	1,577,121
買入金銭債権	1,005	貯蓄預金	13,000
商品有価証券	200	通知預金	1,312
商品国債	85	定期預金	798,565
商品地方債	114	定期積金	9,801
金銭の信託	2,948	その他の預金	15,613
有価証券	501,419	コーポレート	20,000
国債	45,473	債券貸借取引受入担保金	12,000
地方債	128,801	借入金	349,000
社債	107,408	借入金	349,000
株	6,443	外国為替	93
その他の証券	213,291	売渡外国為替	27
貸出	1,882,596	未払外国為替	65
割引手形	5,348	その他の負債	7,159
手形貸付	105,474	未決済為替借	2
証書貸付	1,682,299	未払法人税等	402
当座貸越	89,472	未払費用	760
外国為替	7,188	前受収益	1,737
外国他店預け	7,188	給付補填備金	62
その他の資産	17,194	金融派生商品	2,533
前払費用	420	資産除去債務	114
未収収益	2,037	その他の負債	1,546
金融商品等差入担保金	3,079	賞与引当金	720
その他の資産	11,657	退職給付引当金	159
有形固定資産	20,833	執行役員退職慰労引当金	52
建物	9,978	睡眠預金払戻損失引当金	121
土地	9,569	ポイント引当金	15
建設仮勘定	90	偶発損失引当金	227
その他の有形固定資産	1,194	再評価に係る繰延税金負債	321
無形固定資産	4,532	支払承諾	1,103
ソフトウェア	2,737	負債の部合計	2,857,312
その他の無形固定資産	1,794	(純資産の部)	
前払年金費用	3,205	資本金	48,868
繰延税金資産	2,109	資本剰余金	30,447
支払承諾見返	1,103	資本準備金	9,376
貸倒引当金	△ 9,255	その他資本剰余金	21,070
		利益剰余金	34,694
		利益準備金	1,029
		その他利益剰余金	33,664
		繰越利益剰余金	33,664
		自己株式	△ 8
		株主資本合計	114,000
		その他有価証券評価差額金	△ 11,728
		土地再評価差額金	341
		評価・換算差額等合計	△ 11,387
		純資産の部合計	102,613
資産の部合計	2,959,925	負債及び純資産の部合計	2,959,925

株式会社 筑波銀行  
取締役頭取 生田 雅彦

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		36,545
資	金 運 用 収 益	25,937	
	貸 出 金 利 息	20,587	
	有 価 証 券 利 息 配 当	4,726	
	預 け 金 利	623	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役	務 取 引 等 収 益	8,181	
	受 入 為 替 手 数 料	1,223	
	そ の 他 の 役 務 収 益	6,958	
そ	の 他 の 業 務 収 益	661	
	国 債 等 債 券 売 却 益	484	
	そ の 他 の 業 務 収 益	177	
そ	の 他 の 経 常 収 益	1,764	
	債 却 債 権 取 立 益	369	
	株 式 等 売 却 益	830	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	15	
	そ の 他 の 経 常 収 益	549	
経	資 金 常 用 費 用		31,413
資	金 調 達 費	464	
	預 金 利 息	72	
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	0	
	コ ー ル マ ネ ー 一 利 息	△1	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	393	
	そ の 他 の 支 払 利 息	△0	
役	務 取 引 等 費 用	3,845	
	支 払 為 替 手 数 料	289	
	そ の 他 の 役 務 費 用	3,555	
そ	の 他 の 業 務 費 用	921	
	外 国 為 替 売 買 損 益	53	
	商 品 有 価 証 券 売 買 損 益	1	
	国 債 等 債 券 売 却 損 益	866	
営	業 他 経 常 費 用	23,814	
そ	の 他 の 経 常 費 用	2,366	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,331	
	貸 出 金 償 却 損 益	494	
	株 式 等 売 却 損 益	198	
	株 式 等 償 却 損 益	0	
	そ の 他 の 経 常 費 用	342	
経	特 常 利 益		5,132
特	固 定 資 産 処 分 益	82	
	固 定 資 産 損 失		82
	固 定 資 産 処 分 損 失	44	
	減 損 損 失	93	
	債 券 貸 借 取 引 解 約 損 益	575	
税	引 前 当 期 純 利 益		4,501
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	304	
法	人 税 等 調 整 額	8	
法	人 税 等 合 計		313
当	期 純 利		4,188

第98期 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで 株主資本等変動計算書

株式会社 筑波銀行  
取締役頭取 生田 雅彦

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△ 0	△ 0
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	946	29,982	30,929	△ 7	110,238
当期変動額					
剰余金の配当	82	△ 495	△ 412		△ 412
当期純利益		4,188	4,188		4,188
自己株式の取得				△ 11	△ 11
自己株式の処分				9	9
土地再評価差額金の取崩		△ 10	△ 10		△ 10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	82	3,681	3,764	△ 1	3,762
当期末残高	1,029	33,664	34,694	△ 8	114,000

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	439	330	769	111,008
当期変動額				
剰余金の配当				△ 412
当期純利益				4,188
自己株式の取得				△ 11
自己株式の処分				9
土地再評価差額金の取崩				△ 10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 12,168	10	△ 12,157	△ 12,157

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権については、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	13年～50年
その他	5年～20年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は24,656百万円であります。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

##### (4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見



積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用並びにその他の資産(繰延消費税等)に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

## 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 8 項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。

これによる当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 9,255 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸出金等の与信債権について自己査定基準に基づき資産査定を実施し、債務者の信用リスクに応じた債務者区分を判定したうえで、予め定めている償却・引当基準に基づき債務者区分に応じた貸倒引当金を算出しております。

なお、具体的な貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準」(1)貸倒引当金に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金の算出に用いる債務者区分判定には、貸出先の将来の業績見通しや新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含めた国内外の経営環境に係る仮定が含まれております。新型コロナウイルス感染症による影響については、今後も一定期間続き、当行の貸出金等の信用リスクに一定程度の影響を及ぼすことが見込まれますが、政府・自治体や金融機関による中小企業の資金繰り支援等により当行の与信費用への影響は限定的であるとの仮定を置いて貸倒引当金を計上しております。

また、法人顧客の債務者区分判定は、財務指標等の定量要因に加えて、債務者の経営状態や債務償還能力、経営改善計画又は経営改善策の内容や進捗状況などの定性要因を踏まえた将来の仮定を含めて総合的に判断しております。

なお、当事業年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに鑑み、一部の債務者について、足元の業績や将来の業績見通しを債務者区分の判定や回収可能額の見積りに反映したうえで貸倒引当金を算出しております。

### ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることを含む事業環境の変化や債務者の経営状態、業績の動向等により、今後、信用リスクが増加した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 繰延税金資産

### (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 2,109 百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

繰延税金資産は、将来の合理的な課税所得の予測・仮定に基づき、将来にわたり税金負担額を軽減する効果（回収可能性）があると判断した将来減算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、毎決算期末時点において、中期経営計画をベースに経営環境や足許の収益状況等を踏まえて策定した将来5年間の収益計画及び将来減算一時差異の解消見込（スケジューリング）を基礎とした将来の課税所得の見込額を算定することにより判断しております。また、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、一定の要件を満たす債務者の状況を勘案し、それ以外の将来減算一時差異については、毎決算期末時点において把握した情報等に基づき将来5年間の解消額を見積もり、将来年度の課税所得の十分性を慎重に検討したうえで、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

#### ②主要な仮定

繰延税金資産計上の基礎となる将来5年間の収益計画には、今後の経営環境の変動や当行が策定した経営上の施策が着実に実行されることなどの仮定が含まれております。また、将来減算一時差異のうち重要な割合を占める貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、過年度の趨勢や当行の将来の無税化方針などに基づきスケジューリングを行っております。

#### ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

繰延税金資産は、将来の課税所得の予測や仮定に基づき計上するため、実際の課税所得の発生状況や今後の業績等により、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化した場合、繰延税金資産の計上額は変動する可能性があります。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

#### 1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 527 百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,200 百万円
危険債権額	27,682 百万円
三月以上延滞債権額	26 百万円
貸出条件緩和債権額	7,492 百万円
合計額	39,400 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

#### (表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月29日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,348 百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	63 百万円
有価証券	231,646 百万円
貸出金	233,617 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,649 百万円
債券貸借取引受入担保金	12,000 百万円
借入金	349,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 446 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金 10,000 百万円及び保証金 631 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、367,687 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 266,290 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△ 1,404 百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 18,784 百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 357 百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 40,341 百万円であります。

10. 関係会社に対する金銭債権総額 0 百万円

11. 関係会社に対する金銭債務総額 373 百万円

12. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、82 百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	－百万円
役務取引等に係る収益総額	1 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	13 百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	－百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	389 百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2. 関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

- (2) 子会社及び関連会社等  
該当ありません。
- (3) 兄弟会社等  
該当ありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	当行の議決権割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社今井建材(注1, 2)	なし	融資取引	資金の貸付 利息の受取(注1)	5 1	貸出金	125

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、利率を合理的に決定しております。

2. 株式会社今井建材は、当行役員である長島明伸の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。

なお、取引金額については、当行役員である長島明伸の役員就任期間中の取引金額を記載しております。

3. 当事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落及び店舗統廃合の決定等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 93 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗	13 ヶ店	土地及び建物等	59 百万円
"	遊休資産	4 ヶ所	土地	8 百万円
茨城県外	営業店舗	2 ヶ店	建物等	25 百万円
合 計				93 百万円

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店に合算。また、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

(回収可能価額)

当事業年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	23	65	57	32	(注) 1, 2
合 計	23	65	57	32	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加 65 千株は、取締役会決議に基づく取得 63 千株及び単元未満株式の買取り 2 千株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少 57 千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△1

2. 満期保有目的の債券 (2022 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(注) 上記「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	498
関連法人等株式	29
合計	527

4. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,531	3,111	1,419
	債券	91,265	90,268	997
	国債	27,415	26,849	566
	地方債	26,466	26,159	307
	社債	37,383	37,259	123
	その他	15,361	15,064	296
	外国債券	7,678	7,594	83
	その他	7,683	7,469	213
	小計	111,157	108,444	2,713
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	972	1,043	△70
	債券	190,418	192,996	△2,577
	国債	18,058	18,409	△351
	地方債	102,335	103,767	△1,431
	社債	70,025	70,819	△794
	その他	180,592	192,386	△11,793
	外国債券	33,997	36,287	△2,290
	その他	146,595	156,099	△9,503
	小計	371,984	386,426	△14,442
合計	483,142	494,870	△11,728	

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	889
組合出資金	2,552
私募投資信託 (REIT)	14,659
合計	18,101

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16,957	830	198
債券	35,130	107	—
国債	5,531	17	—
地方債	27,535	89	—
社債	2,063	0	—
その他	44,674	376	866
外国債券	25,578	170	—
その他	19,096	206	866
合計	96,762	1,315	1,064

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、株式0百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1カ月平均時価（債券は事業年度末日時価）が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1カ月平均時価（債券は事業年度末日時価）が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,948	9

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	9,852	百万円
繰越欠損金	17	
有価証券償却	579	
退職給付引当金	192	
減価償却超過額	807	
その他有価証券評価差額金	4,390	
土地に係る減損損失	275	
合併による土地評価損	494	
その他	860	
繰延税金資産小計	17,470	
評価性引当額	△14,006	
繰延税金資産合計	3,463	
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△406	
資産除去債務	△8	
退職給付信託設定益	△215	
その他有価証券評価差額金	△723	
繰延税金負債合計	△1,353	
繰延税金資産の純額	2,109	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	819円34銭
1株当たりの当期純利益金額	50円75銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	15円5銭

基準日	2022	3	31
-----	------	---	----

10. 単体自己資本比率  
(2) 総括表 (国内基準)

(単位: 百万円、%)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	113,588			
うち、資本金及び資本剰余金の額	79,315			
うち、利益剰余金の額	34,694			
うち、自己株式の額 (△)	8			
うち、社外流出予定額 (△)	412			
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,382			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,382			
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第2項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	59			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	117,030			
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	3,154			
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,154			
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額	2,231			
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5,385			
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	111,644			
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,200,283			
資産（オン・バランス）項目	1,172,591			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	662			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額	662			
オフ・バランス取引等項目	27,255			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	436			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	50,458			
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,250,742			
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率（ハ）／（ニ）	8.92	%		

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行が記載するものとする。  
2. 本表における項目の内容については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）に規定する別紙様式第11号（注）に従うものとする。  
3. 他の金融機関等（自己資本比率告示第41条第3項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)

区分	残高（未残）
対象普通株式等（に相当するもの）	3,278
対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 特定取引勘定非設置行にあっては以下の左表の計数について、特定取引勘定設置行にあっては以下の右表の計数について記載すること。ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
商 品 有 価 証 券	
売 付 商 品 債 券	
計(A)	
総 資 産 ( B )	
比 率 ( A / B )	%

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
特 定 取 引 資 産	
特 定 取 引 負 債	
計(A)	
総 資 産 ( B )	
比 率 ( A / B )	%

5. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：百万円)

111,644



- 6. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3）
- 7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：（標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3）
- 8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：（標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3）
- 9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。
- 10. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3）
- 11. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

	1
	0
	0
	2

## 日 計 表

【部分償却後】

(2022年5月末現在)

【全店合計末残】

(金額単位:円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
<b>現 金 預 け 金</b>	511,939,846,179	<b>預 当 座 預 金</b>	2,526,703,142,963
現 金	26,148,503,575	普 通 預 金	52,218,232,277
(うち切手手形)	(201,776,050)	貯 蓄 預 金	1,630,788,388,170
外 国 通 貨	0	通 知 預 金	12,991,876,753
金	0	定 期 預 金	1,333,144,573
預 け 金	485,791,342,604	定 期 預 金	798,032,933,586
(日銀当座預け金)	(473,258,164,358)	(うち自由金利定期預金)	(798,032,933,586)
(無利息預け金)	(9,653,223,102)	(うち変動金利定期預金)	( )
(有利息預け金)	(879,955,144)	定 期 預 金 積	9,592,143,000
(譲渡性預け金)	(2,000,000,000)	別 段 預 金	19,255,793,615
<b>コ ー ル ロ ー ン</b>	0	納 税 準 備 預 金	676,669,542
円建コールローン	0	非 居 住 者 円 預 金	0
外貨建コールローン	0	外 貨 預 金	1,813,961,447
<b>買 現 先 勤 定</b>	0	(金融機関預金)	( )
<b>債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金</b>	0	<b>譲 渡 性 預 金</b>	0
<b>買 入 手 形</b>	0	<b>コ ー ル マ ネ</b>	67,000,000,000
(うち円建銀行引受手形)	( )	円 建 コ ー ル マ ネ	67,000,000,000
<b>買 入 金 銭 債 権</b>	989,551,422	外 貨 建 コ ー ル マ ネ	0
<b>商 品 有 価 証 券</b>	201,980,158	<b>売 現 先 勤 定</b>	0
商 品 債 権	87,030,310	<b>債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金</b>	12,000,071,529
商 品 地 方 債 権	114,949,848	<b>売 渡 手 形</b>	0
商 品 政 府 保 証 債 権	0	(うち円建銀行引受手形)	( )
貸 付 商 品 債 権	0	<b>コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ</b>	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	<b>借 用 金</b>	249,000,000,000
<b>金 銭 の 債 権</b>	2,948,163,328	再 割 引 手 形	0
(うち特定金銭信託)	(1,478,613,074)	(うち日銀再割引手形)	( )
<b>有 価 証 券</b>	512,149,028,262	借 入 金	249,000,000,000
国 債	45,259,047,541	(うち日銀借入金)	(249,000,000,000)
(うち手元現在高)	( )	当 座 借 越	0
地 方 債 権	126,773,704,882	<b>外 国 他 為 替</b>	91,090,054
短 期 社 債	0	外 国 他 店 預 り	0
社 債	108,693,496,567	外 国 他 店 借 替	0
(公社公団債)	(36,714,155,149)	売 渡 外 国 為 替	39,641,471
(金融債)	( )	未 払 外 国 為 替	51,448,583
(事業債)	(71,979,341,418)	<b>短 期 社 債</b>	0
株 式	5,092,569,930	<b>社 債</b>	0
(自 行 株 式)	( )	<b>新 株 予 約 権 付 社 債</b>	0
(一般株式)	(5,092,569,930)	<b>信 託 勤 定 借</b>	0
外 国 建 証 券	45,703,316,010	<b>そ の 他 の 負 債</b>	1,739,044,185
(外貨建外国証券)	(45,203,316,010)	未 決 済 為 替 借	16,454,949
そ の 他 の 証 券	180,626,893,332	未 払 法 人 税 等	0
貸 付 有 価 証 券	0	未 払 費 用	10,693,000
(うち消費貸借型貸付債券)	( )	前 受 取 益	0
<b>貸 出 金</b>	1,904,059,863,905	従 業 員 預 り 金	62,088,091
割 引 手 形	4,518,086,408	給 付 補 填 備 金	0
商 業 付 手 形	4,518,086,408	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
貸 付 金	1,899,541,777,497	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
手 形 付 貸 付 金	104,099,793,564	借 入 商 品 債 券	0
(うちインパクトローン)	( )	借 入 有 価 証 券	0
証 書 貸 付 金	1,704,449,907,661	(うち消費貸借型借入債権)	( )
当 座 貸 越	90,992,076,272	売 付 商 品 債 券	0
<b>外 国 他 為 替</b>	7,343,229,918	売 付 借 付 債 券	0
外 国 他 店 預 け	7,343,229,918	金 融 派 生 商 品	0
外 国 他 店 貸 替	0	リ ー ス 債 務	0
買 入 外 国 為 替	0	資 産 除 去 債 務	114,020,345
取 立 外 国 為 替	0	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0
<b>そ の 他 の 資 産</b>	15,139,475,011	代 理 店 借	59,942
未 決 済 為 替 貸	2,420,165	未 払 配 当 金	52,028,886
前 払 費 用	0	未 払 送 金 為 替	0
未 収 益	0	預 金 利 子 税 等 預 り 金	303,682,176
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	仮 受 取 金	1,146,720,957
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	債 権 貸 付 取 引 担 保 金	0
保 管 有 価 証 券 等	0	そ の 他 の 負 債	4,380,888
金 融 派 生 商 品	0	外 為 関 係 そ の 他 の 負 債	0
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	2,348,000,000	本 支 店 未 達	28,914,951
社 債 発 行 差 金	0	<b>賞 与 引 当 金</b>	720,921,985
社 債 発 行 費 用	0	<b>役 員 賞 与 引 当 金</b>	0
リ ー ス 投 資 資 産	0	<b>退 職 給 付 引 当 金</b>	159,368,424
代 理 店 貸 付 金	0	<b>債 権 売 却 損 失 引 当 金</b>	0
仮 払 金	610,975,489	<b>投 資 損 失 引 当 金</b>	0
そ の 他 の 資 産	11,120,127,195	<b>役 員 退 職 慰 勞 引 当 金</b>	0
外 為 関 係 そ の 他 の 資 産	1,057,952,162	<b>雇 員 預 金 払 戻 引 当 金</b>	121,884,786
本 支 店 未 達	0	<b>偶 発 損 失 引 当 金</b>	227,148,122
<b>有 形 固 定 資 産</b>	20,908,402,961	<b>そ の 他 の 引 当 金</b>	68,756,375
建 物	9,983,028,241	<b>特 別 法 上 の 引 当 金</b>	0
土 地	9,569,461,665	(金融商品取引責任準備金)	( )
リ ー ス 有 形 固 定 資 産	0	<b>繰 延 税 金 負 債</b>	0
建 設 仮 勘 定	185,432,300	<b>再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債</b>	321,033,478
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,170,480,755	<b>支 払 承 継</b>	42,833,173,208
<b>無 形 固 定 資 産</b>	5,073,503,156	<b>[ 負 債 計 ]</b>	<b>[ 2,900,985,635,109 ]</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	4,075,712,825	<b>純 資 産</b>	110,164,506,793
の れ	0	資 本	48,868,341,819
リ ー ス 無 形 固 定 資 産	0	新 株 式 払 込	0
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	997,790,331	資 本 割 余	30,446,202,595
<b>前 払 年 金 費 用</b>	3,205,937,509	資 本 準 備 金	9,376,918,895
<b>繰 延 税 金 資 産</b>	2,109,732,130	そ の 他 資 本 割 余	21,069,283,700
<b>再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産</b>	0	利 益 剰 余	30,517,122,514
<b>支 払 承 継 見 返 金</b>	42,833,173,208	利 益 準 備 金	1,029,451,600
<b>△ 貸 倒 引 当 金</b>	▲ 8,971,695,116	そ の 他 利 益 剰 余	29,487,670,914
(△個別貸倒引当金)	(▲ 5,642,362,293)	積 立 金	29,487,670,914
<b>△ 投 資 損 失 引 当 金</b>	0	繰 越 利 益 剰 余 金	29,487,670,914
		自 己 株 式	▲ 8,806,602
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額	341,646,467
		新 株 予 約 権	0
		<b>損 益 勘 定</b>	8,780,050,129
		<b>[ 純 資 産 の 部 合 計 ]</b>	<b>[ 118,944,556,922 ]</b>
<b>合 計</b>	3,019,930,192,031	<b>合 計</b>	3,019,930,192,031

## 平均残高表

(2022年5月中平残)

【全店合計平残】

(金額単位:円)

借方	平均残高		貸方	平均残高	
	月中平残	上期平残		月中平残	上期平残
現金預け金	578,955,667,788	579,712,062,757	預当座預金	2,518,492,585,723	2,511,185,718,830
(うち切手手形)	(27,815,896,269)	(27,674,922,002)	普通預金	53,237,874,905	52,733,631,874
外国通貨	0	0	貯蓄預金	1,628,990,095,182	1,624,338,000,884
預け金	0	0	通知預金	13,024,527,267	13,026,640,755
(日銀当座預け金)	(551,139,771,519)	(552,036,096,540)	定期預金	1,089,245,948	964,569,143
(無利息預け金)	(539,020,739,447)	(540,520,334,854)	(うち自由金利定期預金)	(798,368,861,573)	(798,116,336,647)
(有利息預け金)	(9,470,754,098)	(9,453,947,601)	(うち変動金利定期預金)	(970,000,000)	(970,983,607)
(譲渡性預け金)	(648,277,974)	(619,191,135)	定期積金	9,838,329,032	9,806,849,557
コーポレートローン	0	0	別段預金	11,344,957,309	9,501,722,992
円建コーポレートローン	0	0	納税準備預金	764,120,842	763,175,690
外貨建コーポレートローン	0	0	非居住者円預金	0	0
買現先勘定	0	0	外貨預金	1,834,573,665	1,934,791,289
債券貸借取引支払保証金	0	0	(金融機関預金)	(5,019,000,000)	(4,756,868,852)
買入手形	0	0	譲渡性預金	0	0
(うち円建銀行引受手形)	(0)	(0)	コーポレマネー	52,064,516,129	47,580,163,934
買入金債債権	1,077,521,549	1,100,538,057	円建コーポレマネー	52,064,516,129	47,590,163,934
商品有価証券	201,980,158	201,980,158	外貨建コーポレマネー	0	0
商品債	87,030,310	87,030,310	売現先勘定	0	0
商品地方債	114,949,848	114,949,848	債券貸借取引受入担保金	12,000,071,529	12,000,071,529
商品政府保証債	0	0	売渡手形	0	0
貸付商品債券	0	0	(うち円建銀行引受手形)	(0)	(0)
その他の商品有価証券	0	0	コマニシャル・ペーパー	0	0
金銭の債権	2,948,163,328	2,948,163,328	借用金	321,129,032,258	334,147,540,984
(うち特定金銭信託)	(1,478,613,074)	(1,478,613,074)	再割引手形	0	0
有価証券	513,926,816,472	513,926,744,211	(うち日銀再割引手形)	(0)	(0)
国債	45,259,047,541	45,259,047,541	借入金	321,129,032,258	334,147,540,984
(うち手元現在高)	(0)	(0)	(うち日銀借入金)	(321,129,032,258)	(334,147,540,984)
地方債	128,704,043,869	129,223,590,084	当座借越	0	0
短期社債	0	0	外国為替	54,633,106	53,728,816
社債	108,628,411,463	108,357,319,396	外国他店預り	0	0
(公社公団債)	(37,020,769,729)	(37,121,498,968)	外国他店借	0	0
(金融債)	(0)	(0)	売渡外国為替	17,699,634	18,420,193
(事業債)	(71,607,641,734)	(71,235,820,428)	未払外国為替	36,933,472	35,308,623
株	5,092,569,930	5,093,348,618	短期社債	0	0
(自行株式)	(0)	(0)	新株予約権付社債	0	0
(一般株式)	(5,092,569,930)	(5,093,348,618)	債権勘定債	0	0
外国証券	45,636,673,262	44,729,675,026	その他の負債	2,238,515,660	2,272,386,001
(外貨建外国証券)	(45,136,673,262)	(44,229,675,026)	未決済為替	27,416,820	23,894,250
その他の証券	180,606,070,407	180,643,763,546	未払法人税	324,770,564	363,104,139
貸付有価証券	0	0	未払費用	10,693,000	10,693,000
(うち消費貸借型貸付債券)	(0)	(0)	前受取	0	0
貸出	1,883,593,066,362	1,884,522,133,671	従業員預り金	0	0
割引手形	4,866,079,855	5,173,779,010	給付補填備金	62,119,075	62,144,157
商業手形	(4,866,079,855)	(5,173,779,010)	先物取引受入証拠金	0	0
貸付	1,878,726,986,507	1,879,348,354,662	先物取引差金勘定	0	0
手形貸付	104,518,930,610	105,901,538,287	借入商品債券	0	0
(うちインパクトローン)	(0)	(0)	借入有価証券	0	0
証書貸付	1,685,817,798,471	1,684,677,667,651	(うち消費貸借型借入債権)	(0)	(0)
当座借越	88,390,257,426	88,769,148,724	売付商品債券	0	0
外国為替	6,700,631,030	6,540,168,023	売付債券	0	0
外国他店預け	6,700,631,030	6,540,168,023	金融派生商品	0	0
外国他店貸	0	0	リース債務	0	0
買入外国為替	0	0	資産除去負債	114,020,345	114,020,345
取立外国為替	0	0	金融商品等受入担保金	0	0
その他の資産	16,203,294,160	16,401,098,400	代理店借	511,409	384,958
未決済為替	5,078,412	4,089,612	未払配当	52,111,067	52,184,552
前払取費用	0	0	未払送金為替	0	0
未取収益	0	0	預金利息税等預り金	274,835,029	247,334,072
先物取引差入証拠金	0	0	償受	1,068,673,083	1,067,042,339
先物取引差金勘定	0	0	債権貸付取引担保金	0	0
保管有価証券等	0	0	その他の負債	231,774,161	259,439,326
金融派生商品	0	0	外為関係その他の負債	0	0
金融商品等差入担保金	3,743,451,612	3,799,311,475	資本支店未達	71,591,107	72,144,863
社債発行差金	0	0	賞与引当金	720,921,985	720,921,985
社債発行費用	0	0	役員賞与引当金	0	0
リース投資資産	0	0	退職給付引当金	159,368,424	159,368,424
代理店貸	0	0	債権売却損失引当金	0	0
仮払	1,091,666,188	1,076,364,185	投資損失引当金	0	0
その他の資産	11,119,996,089	11,120,020,673	役員退職慰労引当金	0	0
外為関係その他の資産	243,101,859	401,312,454	睡眠預金払戻引当金	121,884,786	121,884,786
本支店未達	0	0	偶発損失引当金	227,148,122	227,148,122
有形固定資産	20,936,800,954	20,921,751,170	その他の引当金	68,756,375	68,756,375
建物	9,980,861,487	9,980,861,487	特別法上の引当金	0	0
土地	9,569,461,665	9,569,461,665	(金融商品取引責任準備金)	(0)	(0)
リース有形固定資産	0	0	繰延税金負債	0	0
建設仮勘定	189,406,493	176,282,463	再評価に係る繰延税金負債	321,033,478	321,033,478
その他の有形固定資産	1,195,413,619	1,195,145,555	支払	42,462,878,357	42,144,718,578
無形固定資産	4,921,011,961	4,790,047,698	【負債計】	[2,950,061,345,932]	[2,951,013,441,842]
ソフトウェア	2,788,346,754	2,763,405,861	純資産	110,163,790,896	110,163,450,894
れ	0	0	資本	48,868,341,819	48,868,341,819
リース無形固定資産	0	0	新株式払込	0	0
その他の無形固定資産	2,132,665,207	2,026,641,837	資本剰余金	30,445,471,240	30,445,116,168
前払年金費用	3,205,937,509	3,205,937,509	資本準備金	9,376,918,895	9,376,918,895
繰延税金資産	2,109,732,130	2,109,732,130	その他資本剰余金	21,068,552,345	21,068,197,273
再評価に係る繰延税金資産	0	0	利益剰余金	30,517,122,514	30,517,122,514
支払承諾見返	42,462,878,357	42,144,718,578	利益準備金	1,029,451,600	1,029,451,600
△賞倒引当金	(8,974,611,903)	(9,098,966,769)	その他利益剰余金	29,487,670,914	29,487,670,914
(△個別貸倒引当金)	(5,645,279,080)	(5,769,633,946)	積立金	0	0
△投資損失引当金	0	0	繰越利益剰余金	29,487,670,914	29,487,670,914
			自己株式	(8,791,144)	(8,776,075)
			自己株式申込証拠金	0	0
			その他の有価証券評価差額金	0	0
			繰延ヘッジ損益	0	0
			土地再評価差額金	341,646,467	341,646,467
			新株予約権	0	0
			損益勘定	8,043,753,027	7,629,216,185
			【純資産の部合計】	[118,207,543,923]	[117,792,667,079]
合計	3,068,268,889,855	3,068,806,108,921	合計	3,068,268,889,855	3,068,806,108,921

# 有価証券報告書

事業年度 自 2021年4月1日  
(第98期) 至 2022年3月31日

株式会社筑波銀行

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

## 第98期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2 【事業等のリスク】	8
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	10
4 【経営上の重要な契約等】	19
5 【研究開発活動】	19
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	20
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
(1) 【株式の総数等】	21
(2) 【新株予約権等の状況】	26
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	26
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	26
(5) 【所有者別状況】	27
(6) 【大株主の状況】	28
(7) 【議決権の状況】	30
2 【自己株式の取得等の状況】	31
3 【配当政策】	32
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	33
第5 【経理の状況】	52
1 【連結財務諸表等】	53
(1) 【連結財務諸表】	53
① 【連結貸借対照表】	53
② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	55
③ 【連結株主資本等変動計算書】	57
④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	59
⑤ 【連結附属明細表】	89
(2) 【その他】	89
2 【財務諸表等】	90
(1) 【財務諸表】	90

① 【貸借対照表】	90
② 【損益計算書】	93
③ 【株主資本等変動計算書】	95
④ 【附属明細表】	104
(2) 【主な資産及び負債の内容】	105
(3) 【その他】	105
第6 【提出会社の株式事務の概要】	106
第7 【提出会社の参考情報】	107
1 【提出会社の親会社等の情報】	107
2 【その他の参考情報】	107
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	107

監査報告書

内部統制報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月24日

【事業年度】 第98期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社筑波銀行

【英訳名】 Tsukuba Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 生田 雅彦

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市中央二丁目11番7号

【電話番号】 (029)821局8111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 岡野 強志

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東二丁目9番4号  
株式会社筑波銀行東京支店

【電話番号】 (03)3835局6031(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長 蓮田 裕直

【縦覧に供する場所】 株式会社筑波銀行東京支店  
(東京都台東区台東二丁目9番4号)

株式会社筑波銀行松戸支店  
(千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)



## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)	(自2020年 4月1日 至2021年 3月31日)	(自2021年 4月1日 至2022年 3月31日)
連結経常収益	百万円	40,606	38,119	37,819	35,791	36,680
連結経常利益	百万円	4,933	1,995	2,632	2,467	5,201
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	3,037	1,083	1,223	1,760	4,233
連結包括利益	百万円	4,223	1,446	△4,744	7,423	△7,798
連結純資産額	百万円	109,449	110,460	105,303	112,310	104,097
連結総資産額	百万円	2,420,184	2,401,627	2,379,649	2,698,415	2,961,028
1株当たり純資産額	円	901.77	914.31	851.79	936.75	837.32
1株当たり当期純利益	円	36.54	13.13	14.77	21.33	51.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	16.63	4.98	4.58	6.28	15.21
自己資本比率	%	4.52	4.59	4.42	4.16	3.51
連結自己資本利益率	%	2.82	0.98	1.13	1.61	3.91
連結株価収益率	倍	9.57	14.69	11.50	8.62	3.95
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	86,159	△39,540	△54,177	174,182	219,997
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△10,319	102,216	30,146	△30,956	△34,663
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△452	△434	△412	△416	△424
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	154,438	216,679	192,236	335,045	519,956
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,660 [1,033]	1,607 [993]	1,526 [916]	1,467 [857]	1,421 [826]

(注) 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

## (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第94期	第95期	第96期	第97期	第98期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
経常収益	百万円	40,092	37,586	37,406	35,573	36,545
経常利益	百万円	4,443	1,776	2,308	2,094	5,132
当期純利益	百万円	2,743	936	1,012	4,977	4,188
資本金	百万円	48,868	48,868	48,868	48,868	48,868
発行済株式総数 (普通株式) (第四種優先株式)	千株	82,553 70,000	82,553 70,000	82,553 70,000	82,553 70,000	82,553 70,000
純資産額	百万円	105,689	106,701	102,192	111,008	102,613
総資産額	百万円	2,421,863	2,403,672	2,381,813	2,697,468	2,959,925
預金残高	百万円	2,286,223	2,256,981	2,251,676	2,404,457	2,466,336
貸出金残高	百万円	1,632,853	1,646,313	1,685,616	1,814,648	1,882,596
有価証券残高	百万円	571,248	475,116	437,121	476,221	501,419
1株当たり純資産額	円	856.22	868.76	814.10	920.97	819.34
1株当たり配当額 (普通株式) (第四種優先株式) (内1株当たり中間配当額) (普通株式) (第四種優先株式)	円  (円)	5.00 0.30  (—) (—)	5.00 0.00  (—) (—)	5.00 0.05  (—) (—)	5.00 0.00  (—) (—)	5.00 0.00  (—) (—)
1株当たり当期純利益	円	32.98	11.34	12.23	60.31	50.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	15.02	4.30	3.79	17.77	15.05
自己資本比率	%	4.36	4.43	4.29	4.11	3.46
自己資本利益率	%	2.63	0.88	0.96	4.66	3.92
株価収益率	倍	10.61	17.01	13.89	3.05	3.99
配当性向	%	15.16	44.08	40.88	8.28	9.85
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,576 [969]	1,524 [933]	1,448 [863]	1,415 [818]	1,368 [807]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	%	113.78 (115.86)	65.06 (110.03)	59.29 (99.57)	65.38 (141.52)	73.07 (144.33)
最高株価	円	434	394	268	231	227
最低株価	円	303	185	118	148	157

(注) 1. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 2 【沿革】

- 1921年11月 茨城無尽(株)設立 本店を水戸市に置く  
1927年4月 下妻無尽(株)設立 本店を下妻市に置く  
1952年5月 下妻無尽(株) 相互銀行へ転換、商号を(株)東陽相互銀行に変更  
茨城無尽(株) 相互銀行へ転換、商号を(株)茨城相互銀行に変更  
1952年9月 (株)関東銀行設立 本店を土浦市に置く(同年10月開業)  
1974年4月 (株)関東銀行、株式を東京証券取引所市場第二部に上場(1977年3月第一部に指定)  
1975年4月 (株)関東銀行、外国為替業務開始  
1977年1月 (株)関東銀行、総合オンライン稼働  
1983年5月 (株)関東銀行、国債等公共債窓口販売業務開始  
1983年7月 (株)関東銀行、関銀ビジネスサービス(株)(2010年3月 筑波ビジネスサービス(株)に商号変更)を設立  
(2021年3月 清算終了)  
1984年1月 (株)関東銀行、関東信用保証(株)(2010年3月 筑波信用保証(株)に商号変更)を設立(2021年3月 同社の全株式をグループ外の会社へ譲渡)  
1984年9月 (株)茨城相互銀行、(株)茨銀ビジネスサービスを設立  
1987年12月 (株)関東銀行、第3次オンライン稼働  
1989年2月 (株)東陽相互銀行 普通銀行へ転換、商号を(株)つくば銀行に変更  
(株)茨城相互銀行 普通銀行へ転換、商号を(株)茨城銀行に変更  
1989年7月 (株)関東銀行、関銀コンピュータサービス(株)(2013年4月 筑波総研(株)に商号変更、現・連結子会社)を設立  
(株)茨城銀行、いばぎん信用保証(株)を設立  
1991年2月 (株)関東銀行、海外コルレス業務取扱認可  
1991年9月 (株)茨城銀行、(株)いばぎんミリオンカード(2002年1月 (株)いばぎんカードに商号変更)を設立  
1993年8月 (株)関東銀行、かんぎん不動産調査(株)を設立  
1993年11月 (株)関東銀行、信託代理店業務取扱開始  
1996年11月 (株)つくば銀行、(株)つくば保証サービスを設立  
1998年7月 (株)関東銀行、関銀オフィスサービス(株)を設立  
1998年12月 (株)関東銀行、投資信託窓口販売業務取扱開始  
2000年5月 (株)関東銀行、新オンラインシステム稼働  
2001年4月 (株)関東銀行、保険商品窓口販売業務取扱開始  
2001年10月 (株)関東銀行・(株)つくば銀行・(株)茨城銀行 三行による「包括的業務提携」の合意  
2002年10月 (株)関東銀行、生命保険商品窓口販売業務取扱開始  
2003年4月 (株)関東銀行と(株)つくば銀行が合併、商号を(株)関東つくば銀行に変更(資本金200億円)  
関東信用保証(株)、(株)つくば保証サービスを吸収合併  
2005年10月 (株)関東つくば銀行、証券仲介業務取扱開始  
2008年1月 (株)関東つくば銀行、じゅうだん会共同版システム稼働  
2009年6月 (株)いばぎんカード、(株)茨銀ビジネスサービスを吸収合併  
2009年8月 (株)関東つくば銀行グループ、(株)茨城銀行グループ並びに(株)あおぞら銀行グループ三行の戦略的業務提携に関する基本合意  
2010年1月 (株)関東つくば銀行、本部機能をつくば市に移転  
2010年2月 関銀ビジネスサービス(株)、関銀オフィスサービス(株)を吸収合併  
関東信用保証(株)、かんぎん不動産調査(株)を吸収合併  
2010年3月 (株)関東つくば銀行と(株)茨城銀行が合併、商号を(株)筑波銀行に変更(資本金313億円)  
2010年5月 オンラインシステム統合  
(株)あおぞら銀行と戦略的業務提携に基づく預金代理業務の開始  
2010年7月 ブランチ・イン・ブランチ(店舗内店舗)形式による店舗統合開始  
2011年9月 金融機能強化法(震災特例)に基づく第四種優先株式350億円発行(資本金488億円)  
2011年10月 筑波信用保証(株)、いばぎん信用保証(株)を吸収合併  
2015年4月 (株)いばぎんカードの信用保証業務を筑波信用保証(株)へ吸収分割、信用保証業務以外のクレジットカード業務等を(株)筑波銀行が吸収合併  
2016年1月 つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合(現・連結子会社)を設立  
2019年4月 つくば地域活性化2号ファンド投資事業有限責任組合(現・連結子会社)を設立

2022年3月末現在、本支店141、出張所7(ブランチ・イン・ブランチ形式による店舗統合後の営業箇所数75)、連結対象子会社3社

### 3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行と連結子会社3社で構成され、銀行業を中心にシステム開発業、コンサルティング業及び投資業の金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

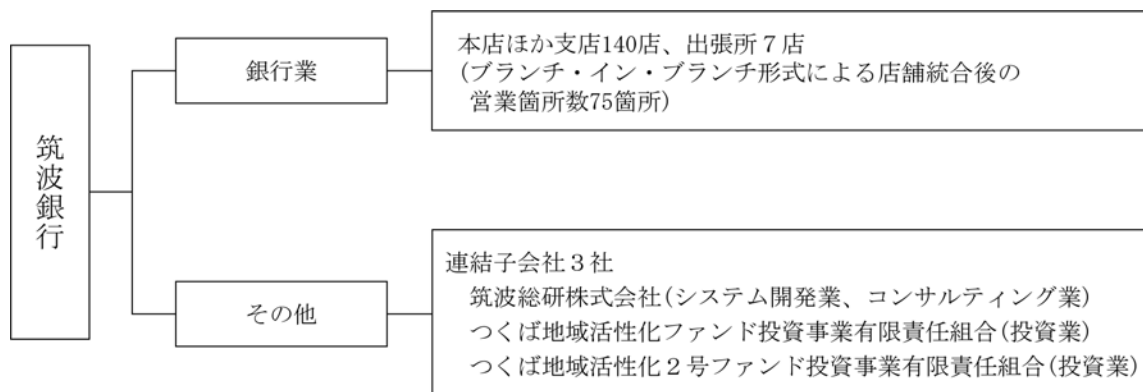
当行の本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。地域重視の営業活動を積極的に展開し、お客さまへの総合的な金融サービスの向上に取り組んでおります。

〔その他〕

連結子会社において、システム開発業、コンサルティング業及び投資業を行っております。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 筑波総研株式会社	茨城県 土浦市	50	その他 (システム開発業、 コンサルティング業)	100.00	3 (1)	—	預金取引 業務委託 取引	土地建物 賃借	—
(連結子会社) つくば地域活性化 ファンド投資事業 有限責任組合	茨城県 土浦市	458	その他 (投資業)	100.00 (1.00)	— (—)	—	預金取引	—	—
(連結子会社) つくば地域活性化 2号ファンド投資事業 有限責任組合	茨城県 土浦市	252	その他 (投資業)	100.00 (1.00)	— (—)	—	預金取引	—	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。  
 2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。  
 3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。  
 なお、投資事業有限責任組合につきましては出資比率を記載しております。  
 4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

2022年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	1,368 [807]	53 [19]	1,421 [826]

- (注) 1. 従業員数は、執行役員12人と嘱託及び臨時従業員793人を含んでおりません。  
 2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 当行の従業員数

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,368 [807]	42.5	20.0	5,924

- (注) 1. 従業員数は、執行役員12人、出向者54人、嘱託及び臨時従業員776人を含んでおりません。  
 2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。  
 3. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
 4. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、出向者54人分を含めております。  
 5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 6. 当行の従業員組合は、筑波銀行従業員組合と称し、組合員数は996人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

##### ①経営の基本方針

当行は、「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します」を基本理念に掲げ、永年築き上げてきたノウハウや人材、ポテンシャルの高い営業基盤等を最大限に活用し、質の高い金融サービスをお客さまに提供することにより、これまで以上にお客さまから支持される地域金融機関を目指すとともに、収益力の強化と健全な財務基盤の確立を図ることで企業価値の拡大につなげ、株主価値の向上を目指してまいります。

また、従業員が持てる力を遺憾なく発揮し、働きがいがあり、公正に処遇される自由闊達な組織を目指すとともに、金融機関としての社会的責任を自覚し、地域経済活性化・地方創生のために惜しみない貢献を行ってまいります。

##### ②目標とする経営指標

当行は、2022年4月から2025年3月までの3年間を計画期間とする第5次中期経営計画『「Rising Innovation 2025」～未来への懸け橋～“つながり”』を策定し、次の3つの基本骨子に基づき各施策に取り組んでまいります。

- イ、「地域・お客さまとの“つながり”」（地域の課題解決やお客さまのニーズへの対応）
- ロ、「新たなビジネスモデルへの“つながり”」（経営効率性の向上と行動プロセスの新化）
- ハ、「人財の“つながり”」（『人づくり』とエンゲージメント向上）

「第5次中期経営計画」において、目標とする経営指標は以下のとおりです。

経営指標	目標 (2025年3月期)	算出方法	当指標を採用する理由
コア業務純益	50億円以上	業務純益＋一般貸倒引当金繰入額 －国債等債券損益	事業の収益性を追求するため
当期純利益	35億円以上	財務諸表上の数値	事業の収益性を追求するため
ROE	3%以上	当期純利益÷ ((期首自己資本＋期末自己資本)÷2)	経営の効率性を追求するため
コアOHR	70%台	経費÷(業務粗利益－国債等債券損益)	経営の効率性を追求するため
自己資本比率	9%以上	自己資本の額÷リスク・アセットの額	経営の健全性を追求するため

#### (2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

2021年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返され発令されるなど経済活動に大きな制約を受けました。その後、感染者数の減少を受け、経済活動は徐々に正常化へ向かうものの、新たな変異株の出現や一部商品の供給不足によるサプライチェーンの混乱など厳しい状況が続きました。景気の先行きについては、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向が懸念されるとともに、エネルギー及び原材料価格の高騰やウクライナ情勢の長期化などにより不透明感が増しています。

茨城県経済は、製造業については一部に供給制約の影響を受けつつも回復基調にありますが、飲食・宿泊などの対面型サービス業は新型コロナウイルス感染症再拡大による経済活動の制約等を受け、厳しい業況が続きました。

このような環境のなか、当行は「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します」という経営理念に基づき、「ファースト・コール・バンク」の実現を掲げ、お客さまが「最初に相談したい銀行」としての存在感の確立を目指してまいりました。その実現に向けた具体的な施策として、2019年4月より、第4次中期経営計画「Rising Innovation 2022～選択と集中～」に取り組んでまいりました。

地域金融機関を取り巻く環境は、長引くマイナス金利政策と人口減少に伴うマーケット縮小が続くなか、新型コロナウイルス感染症による地域経済への打撃も加わり厳しさを増しています。また、近年急速に進展しているDX（デジタルトランスフォーメーション）により、顧客サービスや業務のデジタル化が求められております。さらに、低収益環境下において、業務効率化や業務の抜本的な見直しにより、コスト削減を図ることで、経営基盤を強化する必要性が生じています。

2022年度は第5次中期経営計画のスタートとなる重要な年度であり、「選択と集中」をコンセプトに展開した第4次中期経営計画における取り組みを、第5次中期経営計画へくつなげていくとともに、お客さま、地域社会、従業員とのつながりを強みとして、「小回り」と「質」の高いサービスを提供し続けることにより、「ビジネスモデルを

深化」させ「共通価値の創造」へつなげていくことで「ファースト・コール・バンク」の実現を目指してまいります。

地域金融機関として資金繰り支援はもちろんのこと、これまで培ってきたコンサルティング能力のさらなる深化により、個々の企業や一人ひとりのお客さまに寄り添い、直面する課題解決を通じて、地域社会・お客さまの持続的な発展に貢献してまいります。また、デジタル化、店舗ネットワークの最適化、異業種との連携強化を通じて、経営効率性の向上と行動プロセスの新化につなげてまいります。さらに、人づくりと「メリハリのある働き方」「より働きがいを実感できる働き方」「ワークライフバランス」を実現するとともに、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーとのエンゲージメント向上に取り組んでまいります。そして、株主の皆さまとの建設的な対話などを通じ、コーポレートガバナンス態勢の一層の強化を図り、企業価値の向上を図ってまいります。

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは当行グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する情報開示を積極的に行っております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループが判断したものであります。

（主要なリスクについて）

当行グループの財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは以下に記載したとおりです。そのなかで、特に信用リスク及び市場リスク（価格変動リスク、金利リスク）については、統計的手法であるVaRを用いて、ある確率（信頼水準99%）のもと一定期間（例えば1年間）に被る可能性のある最大損失額（リスク量）を見積り・把握しております。

これらのリスクが顕在化した場合、当行グループの業績・業務運営に影響を及ぼす可能性があるため、当行グループでは業務の継続性を確保する観点から、リスク量が自己資本の範囲内に収まるよう資本配賦制度（リスク量に対する資本の割り当て）を用いた業務運営を行い、経営戦略と一体となったリスク管理を実践しております。

当行グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めます。

なお、これらのリスク管理体制等については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

### (1) 信用リスク

#### ①不良債権

当行は資産の自己査定基準等に基づき適切な引当・償却を行っておりますが、国内外の景気動向、取引先の経営状態の悪化、担保価値の下落等により、不良債権及び信用コスト（不良債権の引当・償却費用）が増加し、業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②貸倒引当金

当行は、自己査定を行い、その結果に基づいて貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れによる損失が貸倒引当金の見積りと乖離し、貸倒引当金の額を超える場合があります。また、担保価値の下落及びその他予期せぬ理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となり、与信費用が増加する場合があります。

#### ③権利行使

当行は、担保価値の下落や不動産市場における流動性の欠如、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、または貸出先の保有するこれらの資産に対する強制執行ができない場合があります。この場合、信用コストが増加するとともに不良債権処理が進まない恐れがあります。

### (2) 市場リスク

#### ①価格変動リスク

当行は、市場性のある株式、債券等を保有しております。これら有価証券の価格下落により損失が発生し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②金利リスク

資産と負債の金利または更改期間が異なることから、金利の変動によって利益が減少ないし損失が発生し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③為替リスク

外貨建資産・負債について、為替の価格変動により、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④市場信用リスク

社債、クレジット・デリバティブ等について、信用スプレッドが変動することによって、現在価値および期間

損益に影響を与え、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流動性リスク

当行の財務内容の悪化や市場の風評等により必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りが悪化する場合や、資金の確保に通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされる可能性があります。

(4) オペレーショナル・リスク

①事務リスク

当行の役職員が正確な事務を怠り、または事故を起こし、もしくは不正をはたらくことにより、当行が損失を被り経営成績等に影響を与える可能性があります。内部統制・業務フロー等を遵守・適宜見直ししていくことで、事業リスクにつながるような大きな事務リスクの顕在化を防止しております。

②システムリスク

当行が利用しているコンピュータシステムの停止または誤作動等、システムの不備等の事態が発生した場合、業務が遂行できず、経営成績に影響を与える可能性があります。これに対応するため、「セキュリティポリシー」「システムリスク管理規程」を定め、システムリスクへの体制・対応を整備しつつ、大規模な障害時は、「システム障害対応計画」により対応を行うこととしています。また、ホストオンラインシステム・インターネットバンキングシステムについては、バックアップセンターを設置し、災害時にも業務継続できるよう対策を講じております。

(5) 財務上のリスク

①自己資本比率

自己資本比率は、法令等に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。当行グループは、国内基準を適用しており、自己資本比率を4%以上に維持することを求められております。

当行グループの自己資本比率が4%を下回った場合には、業務の全部または一部の停止命令を含む早期是正措置等が発動されることとなります。

②繰延税金資産

当行グループでは、繰延税金資産を現時点の会計基準に基づいて計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。法令等の改正により法人税率等の引下げが行われた場合、あるいは、当行グループが将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産を減額することとなり、その結果、当行グループの業績や財務内容に影響を与え、自己資本比率の低下につながる可能性があります。

③退職給付債務

当行グループの退職給付費用及び債務は、割引率等の数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響額は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。今後の割引率や運用利回りの変動によっては、当行グループの業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

④固定資産の減損会計

当行グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に関する会計基準」（企業会計審議会）を適用しております。保有する固定資産は、使用範囲又は方法の変更、市場価格の著しい下落、収益性の低下などにより減損損失を計上し、当行グループの業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスク

①格付低下のリスク

当行は外部格付機関より格付を取得しておりますが、外部格付機関が格付を引き下げた場合、当行の資金調達等に影響を及ぼす可能性があります。主に預金流出や株式の売却が想定されますが、その場合、預金流出防止のための預金金利引上げにより資金調達コストが上昇し、当行の業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。当行は経営に関する指標や情報について、適切かつタイムリーな開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

②風評リスク

当行グループに関して事実に基づかない風評等により預金の流出が発生した場合、預金流出防止のための預金金利の引上げにより資金調達コストが上昇し、当行グループの業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。当行グループは非常事態や突発的なリスク対応のための行内ガバナンス態勢の整備を図るとともに、有事を想定した訓練等を日ごろから実施しております。



### ③情報漏洩

当行グループは、業務上、多数の顧客情報を保有しておりますが、法令等に則り内部規程を定め情報管理の徹底を図っております。こうした情報が万一漏洩した場合には、当行グループの業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ④法令等の違反に係るリスク

当行グループの業務遂行が法令等に違反したものであった場合、訴訟の提起や行政処分を受ける可能性があります。また、行政処分等によって当行グループの業務遂行が停止した場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。当行グループは、内部統制システム構築の基本方針に基づいて、役職員の職務執行の法適合性を確保するため、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス・マニュアルを制定しコンプライアンス重視の組織風土の醸成に取り組み、その実践においてはコンプライアンス・プログラムに基づいて実施しております。

### ⑤法律や規制の改正

将来における法令等の改正並びに、政策、法令解釈及び実務慣行等の変更により、当行グループの業務遂行に影響を及ぼすリスクがあり、当該リスクが顕在化した場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。法令等の改正などにおいては、全ての部門が組織横断的に連携して対応にあたり、その進捗及び結果については経営陣へ報告がなされております。

### ⑥自然災害等

当行グループの主要な事業拠点やシステム拠点がある地域において、大規模な震災、自然災害等が発生した場合、事業活動に支障が生じ、業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。大規模災害発生時は、緊急対策本部を設置し、「業務継続基本規程」や「システム障害対応計画」に基づき、初動対応や業務継続に向けた取組みを行うこととしています。

### ⑦感染症の流行

今般世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行により、地域の経済活動が停滞し、当行グループの事業活動に支障が生じ、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (新型コロナウイルス感染症について)

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化により、国内の経済活動が大きな影響を受けており、当行グループの事業活動にも影響を及ぼしております。当行グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまを全力で支援するために「金融相談窓口」を設置し、資金繰りを含めた経営に関するご相談や、住宅ローンの返済に関するご相談等の総合的な金融サービスの提供による支援に取り組んでおります。しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症の影響がさらに拡大及び長期化する場合には、信用コストの増加等により、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

## 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### ① 財政状態及び経営成績の状況

##### (財政状態)

総資産は、現金預け金や貸出金の増加等により前連結会計年度末比2,626億13百万円増加し、2兆9,610億28百万円となりました。

負債は、預金や借入金等の増加等により前連結会計年度末比2,708億26百万円増加し、2兆8,569億31百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益を計上しましたが、その他有価証券評価差額金が評価損となったことなどから、前連結会計年度末比82億12百万円減少し、1,040億97百万円となりました。

主要な勘定残高では、預金は、個人預金や法人預金の増加等により前連結会計年度末比617億93百万円増加し、2兆4,659億54百万円となりました。

貸出金は、中小企業貸出や地方公共団体向け貸出が増加したことなどにより、前連結会計年度末比679億47百万円増加し、1兆8,825億96百万円となりました。

有価証券は、地方債などの国内債券は減少しましたが、投資信託の増加等により前連結会計年度末比251億96百万円増加し、5,013億52百万円となりました。

##### (経営成績)

経常収益は、国債等債券売却益が減少しましたが、資金運用収益で有価証券利息配当金や預け金利息が増加したことなどにより、前連結会計年度比8億88百万円増加し、366億80百万円となりました。

経常費用は、人件費を中心に営業経費が減少したことに加え、国債等債券売却損が減少したことなどから、前連結会計年度比18億45百万円減少し、314億78百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度比27億33百万円増加の52億1百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、同24億73百万円増加の42億33百万円となりました。

## ② キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加により減少しましたが、預金や借入金等の増加等により前連結会計年度比458億15百万円増加し、2,199億97百万円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の増加等により前連結会計年度比37億6百万円減少し、346億63百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額の増加等により前連結会計年度比7百万円減少し、4億24百万円の減少となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末比1,849億10百万円増加し、5,199億56百万円となりました。

## ③ 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

### ①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

地域金融機関においては、将来的に地域の人口減少や高齢化の進展が見込まれる中、金融仲介機能の十分な発揮や顧客本位の業務運営の確立のため、また、安定した収益基盤を確立して地域経済の維持・発展に永続的に寄与するため、将来に向けて持続可能なビジネスモデルを早急に構築し、実践していくことが求められております。

また、地域金融機関を取り巻く経営環境は、日本銀行による金融緩和政策の継続に伴う低金利環境の長期化や他行競争激化の影響等により利鞘の縮小や本業収益の減少傾向が続くなど厳しさを増していることに加え、依然として全国的に新型コロナウイルス感染症の影響が続くなど、感染症の収束時期を含め、今後の見通しについて不透明な状況が続きました。

このような状況のなか、当行は、2019年4月からスタートさせた第4次中期経営計画『「Rising Innovation 2022」～選択と集中～』（以下、「中計」）の最終年度である当連結会計年度においても、中計のテーマである経営資源の「選択と集中」による基本戦略の3つ（サービス品質、経営資源、営業力）のイノベーションに基づく諸施策を着実に履行してまいりました。

その結果、中計の計数目標に対する最終年度の実績は以下のとおりです。

経営指標	目標(2022年3月期)	最終年度の実績(2022年3月期)
コア業務純益	30億円以上	58億円
当期純利益	25億円以上	41億円
自己資本比率	8%台	8.92%
ROE	2.4%以上	3.92%
コアOHR	5%改善	12.99%改善

最終年度の結果としては、地元中小企業への徹底的な支援を実践するため、コロナ禍の中、取引先の資金繰り支援や本業支援に積極的に取り組んだ結果、収益の中核である貸出金利息が増加に転じたことや、役務取引等収益が増加したこと、経費が人件費を中心に減少したことで、5つの計数目標全てで目標を上回ることができました。

今後も、第5次中期経営計画『「Rising Innovation 2025」～未来への懸け橋～“つながり”』（計画期間2022年4月～2025年3月）に掲げた諸施策を着実に履行するとともに、地域金融機関として金融仲介機能を十分に発揮することにより、第5次中期経営計画の最終年度である2025年3月期の計数目標達成に向けて取り組んでまいります。

なお、当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであるため、セグメント別の業績は記載しておりません。

### ②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び流動性に係る情報

当行グループの中核事業は銀行業であり、主に茨城県を中心とした地域のお客さまからお預かりした預金を貸

出金、有価証券等で運用しております。

資金の流動性については行内に設置したリスク管理委員会で適切に管理しております。

なお、キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は「(1)経営成績等の状況の概要」、重要な資本的支出は「第3 設備の状況」に記載のとおりです。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は254億73百万円、部門別では国内業務部門が247億72百万円、国際業務部門が7億1百万円となりました。役務取引等収支は44億21百万円、部門別では国内業務部門が47億37百万円、国際業務部門が△35百万円となりました。その他業務収支は△2億59百万円、部門別では国内業務部門が△3億76百万円、国際業務部門が1億16百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	23,370	615	292	23,693
	当連結会計年度	24,772	701	—	25,473
うち資金運用収益	前連結会計年度	24,001	647	292	29 24,327
	当連結会計年度	25,236	723	0	22 25,937
うち資金調達費用	前連結会計年度	630	32	0	29 633
	当連結会計年度	463	22	0	22 464
役務取引等収支	前連結会計年度	5,131	△44	462	4,624
	当連結会計年度	4,737	△35	279	4,421
うち役務取引等収益	前連結会計年度	8,964	15	650	8,329
	当連結会計年度	8,533	15	281	8,267
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,833	59	187	3,705
	当連結会計年度	3,796	50	1	3,845
その他業務収支	前連結会計年度	△339	280	—	△59
	当連結会計年度	△376	116	—	△259
うちその他業務収益	前連結会計年度	841	394	—	1,236
	当連結会計年度	491	170	—	661
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,181	114	—	1,296
	当連結会計年度	867	53	—	921

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券及び円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。
3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を控除して表示しております。
4. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

## (4) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は2兆7,985億71百万円、部門別では国内業務部門が2兆7,970億72百万円、国際業務部門が480億33百万円となりました。利回りは0.92%、部門別では国内業務部門が0.90%、国際業務部門が1.50%となりました。資金調達勘定の平均残高は2兆8,450億94百万円、部門別では国内業務部門が2兆8,426億43百万円、国際業務部門が484億45百万円となりました。利回りは0.01%、部門別では国内業務部門が0.01%、国際業務部門が0.04%となりました。

## ① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(42,076) 2,426,017	(29) 24,001	0.98
	当連結会計年度	(45,651) 2,797,072	(22) 25,236	0.90
うち貸出金	前連結会計年度	1,756,630	20,512	1.16
	当連結会計年度	1,849,798	20,587	1.11
うち商品有価証券	前連結会計年度	456	1	0.35
	当連結会計年度	230	1	0.44
うち有価証券	前連結会計年度	421,683	3,408	0.80
	当連結会計年度	468,100	4,001	0.85
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	45,561	△14	△0.03
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	156,988	51	0.03
	当連結会計年度	432,201	623	0.14
資金調達勘定	前連結会計年度	2,452,022	630	0.02
	当連結会計年度	2,842,643	463	0.01
うち預金	前連結会計年度	2,370,260	139	0.00
	当連結会計年度	2,483,031	72	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	9,684	0	0.00
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	4,191	△0	△0.00
	当連結会計年度	43,063	△1	△0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	19,989	491	2.45
	当連結会計年度	22,098	393	1.78
うち借入金	前連結会計年度	60,550	0	0.00
	当連結会計年度	287,734	—	0.00

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
2. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引であります。
3. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度2,970百万円、当連結会計年度2,969百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
4. ( )内は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	45,227	647	1.43
	当連結会計年度	48,033	723	1.50
うち貸出金	前連結会計年度	2	0	1.66
	当連結会計年度	18	0	1.92
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	34,284	646	1.88
	当連結会計年度	37,786	723	1.91
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(42,076) 45,382	(29) 32	0.07
	当連結会計年度	(45,651) 48,445	(22) 22	0.04
うち預金	前連結会計年度	3,262	3	0.10
	当連結会計年度	2,726	0	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

3. ( )内は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,429,167	12,616	2,416,551	24,619	292	24,327	1.00
	当連結会計年度	2,799,454	882	2,798,571	25,937	0	25,937	0.92
うち貸出金	前連結会計年度	1,756,633	137	1,756,496	20,512	—	20,512	1.16
	当連結会計年度	1,849,816	—	1,849,816	20,587	—	20,587	1.11
うち商品有価証券	前連結会計年度	456	—	456	1	—	1	0.35
	当連結会計年度	230	—	230	1	—	1	0.44
うち有価証券	前連結会計年度	455,967	1,474	454,493	4,055	292	3,763	0.82
	当連結会計年度	505,886	553	505,333	4,725	—	4,725	0.935
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	45,561	—	45,561	△14	—	△14	△0.03
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	156,988	11,004	145,983	51	0	51	0.03
	当連結会計年度	432,201	328	431,872	623	0	623	0.14
資金調達勘定	前連結会計年度	2,455,327	7,227	2,448,100	634	0	633	0.02
	当連結会計年度	2,845,437	343	2,845,094	464	0	464	0.01
うち預金	前連結会計年度	2,373,522	7,227	2,366,295	143	0	142	0.00
	当連結会計年度	2,485,758	343	2,485,414	72	0	72	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	9,684	—	9,684	0	—	0	0.00
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	4,191	—	4,191	△0	—	△0	△0.00
	当連結会計年度	43,063	—	43,063	△1	—	△1	△0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	19,989	—	19,989	491	—	491	2.45
	当連結会計年度	22,098	—	22,098	393	—	393	1.78
うち借入金	前連結会計年度	60,550	—	60,550	0	—	0	0.00
	当連結会計年度	287,734	—	287,734	—	—	—	0.00

- (注) 1. 平均残高欄の「相殺消去額」は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しており、利息欄の「相殺消去額」は連結相殺仕訳として消去した金額であります。
2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度2,970百万円、当連結会計年度2,969百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
3. 「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(5) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は82億67百万円、部門別では国内業務部門が85億33百万円、国際業務部門が15百万円となりました。役務取引等費用は38億45百万円、部門別では国内業務部門が37億96百万円、国際業務部門が50百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	8,964	15	650	8,329
	当連結会計年度	8,533	15	281	8,267
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	2,423	1	1	2,423
	当連結会計年度	2,652	1	1	2,652
うち為替業務	前連結会計年度	1,373	14	0	1,387
	当連結会計年度	1,209	13	0	1,223
うち証券関連業務	前連結会計年度	2,099	—	—	2,099
	当連結会計年度	2,183	—	—	2,183
うち代理業務	前連結会計年度	1,238	—	—	1,238
	当連結会計年度	1,306	—	—	1,306
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	136	—	—	136
	当連結会計年度	136	—	—	136
うち保証業務	前連結会計年度	684	0	186	498
	当連結会計年度	131	0	—	131
うちその他業務	前連結会計年度	1,009	—	462	546
	当連結会計年度	912	—	279	633
役務取引等費用	前連結会計年度	3,833	59	187	3,705
	当連結会計年度	3,796	50	1	3,845
うち為替業務	前連結会計年度	327	59	0	387
	当連結会計年度	239	50	0	289

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

3. 当連結会計年度より、国内・国際業務部門別役務取引の状況の集計方法を一部変更しております。この変更により、従来の集計方法によった場合に比べ、前連結会計年度において、役務取引等収益のうち証券関連業務が17億41百万円増加、代理業務が3百万円減少、その他業務が17億38百万円減少し、当連結会計年度において、役務取引等収益のうち証券関連業務が18億58百万円増加、代理業務が2百万円減少、その他業務が18億56百万円減少しております。

## (6) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,401,262	3,194	296	2,404,160
	当連結会計年度	2,464,123	2,213	382	2,465,954
うち流動性預金	前連結会計年度	1,546,019	—	236	1,545,783
	当連結会計年度	1,642,357	—	322	1,642,034
うち定期性預金	前連結会計年度	841,729	—	60	841,669
	当連結会計年度	808,366	—	60	808,306
うちその他	前連結会計年度	13,513	3,194	—	16,708
	当連結会計年度	13,399	2,213	—	15,613
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
総合計	前連結会計年度	2,401,262	3,194	296	2,404,160
	当連結会計年度	2,464,123	2,213	382	2,465,954

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
4. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

## (7) 貸出金残高の状況

## ○ 業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,814,648	100.00	1,882,596	100.00
製造業	144,396	7.96	146,173	7.76
農業、林業	8,038	0.44	9,231	0.49
漁業	381	0.02	582	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	3,582	0.20	3,705	0.20
建設業	110,764	6.10	111,146	5.90
電気・ガス・熱供給・水道業	22,043	1.21	27,403	1.46
情報通信業	11,489	0.63	11,659	0.62
運輸業、郵便業	76,181	4.20	78,921	4.19
卸売業、小売業	118,573	6.53	119,191	6.33
金融業、保険業	82,917	4.57	72,259	3.84
不動産業、物品賃貸業	232,139	12.79	242,319	12.87
学術研究、専門・技術サービス業	12,939	0.71	12,413	0.66
宿泊業	6,693	0.37	7,028	0.37
飲食業	18,729	1.03	19,470	1.03
生活関連サービス業、娯楽業	20,740	1.14	21,156	1.12
教育、学習支援業	10,095	0.56	10,103	0.54
医療・福祉	83,819	4.62	83,507	4.44
その他のサービス業	31,834	1.75	32,241	1.71
地方公共団体	319,927	17.64	367,329	19.51
その他	499,369	27.53	506,760	26.93
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,814,648	—	1,882,596	—



## (8) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

## ○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	45,649	—	—	45,649
	当連結会計年度	45,473	—	—	45,473
地方債	前連結会計年度	181,634	—	—	181,634
	当連結会計年度	128,801	—	—	128,801
社債	前連結会計年度	109,950	—	—	109,950
	当連結会計年度	107,408	—	—	107,408
株式	前連結会計年度	5,671	—	29	5,641
	当連結会計年度	6,876	—	50	6,826
その他の証券	前連結会計年度	109,476	24,342	538	133,280
	当連結会計年度	171,620	41,675	453	212,842
合計	前連結会計年度	452,383	24,342	568	476,156
	当連結会計年度	460,181	41,675	503	501,352

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券は「国際業務部門」に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

3. 「相殺消去額」は、連結会社相互間の取引その他連結上の調整であります。

## (自己資本比率等の状況)

## (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2022年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.94
2. 連結における自己資本の額	1,119
3. リスク・アセットの額	12,516
4. 連結総所要自己資本額	500

## 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2022年3月31日
1. 単体自己資本比率(2/3)	8.92
2. 単体における自己資本の額	1,116
3. リスク・アセットの額	12,507
4. 単体総所要自己資本額	500

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	2021年3月31日	2022年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	53	42
危険債権	331	277
要管理債権	84	75
正常債権	18,061	18,854

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、営業の効率化及び顧客の利便性向上をはかるべく、店舗等の改修及び事務機器やソフトウェアの投資を行ってまいりました。その結果、当連結会計年度における設備投資の額は、銀行業で927百万円となりました。

なお、計画中であった主要な設備のうち、当連結会計年度において完了したものは次のとおりであります。

銀行業  
新規

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	投資金額 (百万円)	完了年月
当行	次期営業店端末	茨城県土浦市他	ソフトウェア等	2,503	2022年3月

(注) 投資金額には、消費税等を含んでおりません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地	建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数(人)		
					面積 (㎡)						帳簿価額 (百万円)	
当行	—	本店 他135店	茨城県	銀行業	店舗	145,263 (55,536)	7,858	8,657	705	—	17,221	1,221
	—	宇都宮支店 他5店	栃木県	銀行業	店舗	4,185 (1,830)	267	30	9	—	306	35
	—	松戸支店 他3店	千葉県	銀行業	店舗	2,909 (1,967)	284	390	28	—	703	23
	—	東京支店 他1店	東京都	銀行業	店舗	488 (—)	213	12	11	—	236	18
	—	事務センター (2カ所)	茨城県 土浦市他	銀行業	事務 センター	16,843 (11,678)	340	320	165	—	826	71
	—	寮・社宅 (11カ所)	茨城県 土浦市他	銀行業	厚生施設	29,257 (2,223)	560	477	5	—	1,043	0
	—	運動場	茨城県 那珂市	銀行業	厚生施設	19,101 (6,367)	44	12	0	—	57	0
	—	その他	茨城県 水戸市他	銀行業	その他	9,287 (1,300)	255	76	14	—	347	0
	小計	—	—	—	—	227,337 (80,904)	9,824	9,978	939	—	20,742	1,368
連結 子会 社	筑波総研(株)	本社	茨城県 土浦市	その他	事務所	75 (75)	—	—	0	—	0	53
	小計	—	—	—	—	75 (75)	—	—	0	—	0	53
合計	—	—	—	—	227,412 (80,979)	9,824	9,978	939	—	20,742	1,421	

- (注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。  
 2. 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め432百万円であります。  
 3. 動産は、事務機械435百万円、その他504百万円であります。  
 4. 店舗外現金自動設備100カ所は上記に含めて記載しております。  
 5. 上記の他、ソフトウェアは2,738百万円あります。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中で重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

銀行業  
新設

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	完了予定年月
				総額	既支払額		
当行	次期情報系 システム	茨城県 土浦市他	ソフト ウェア	1,406	901	自己資金	2022年4月

(注) 投資予定金額には、消費税等を含んでおりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	333,000,000
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	100,000,000
計	333,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	82,553,721	82,553,721	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在)	単元株式数は100株 であります。 (注2、5)
第四種優先株式 (注)1	70,000,000	70,000,000	—	単元株式数は100株 であります。 (注3、4、5)
計	152,553,721	152,553,721	—	—

(注)1. 第四種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

(注)2. 普通株式は、議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。

(注)3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第四種優先株式の特質については、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度および行使価額の下限等については、以下(注)4.に記載のとおりです。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

(注)4. 第四種優先株式の内容は次のとおりです。

#### 1. 優先期末配当金

当行は、定款第42条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主(以下「第四種優先株主」という。)または第四種優先株式の登録株式質権者(以下「第四種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記2に定める配当率(以下「第四種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)の期末配当金(以下「第四種優先期末配当金」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において第5項に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### 2. 優先配当率

2012年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第四種優先配当率

第四種優先配当率=預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「第四種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、第四種優先配当率は第四種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全銀協TIBOR運営機関（ただし、日本円TIBORの公表主体が、全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

### 3. 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

### 4. 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### 5. 第四種優先中間配当金

当行は、定款第43条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第四種優先中間配当金」という。）を支払う。

### 6. 残余財産

#### (1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### (2) 非参加事項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記の第四種優先期末配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### 7. 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、(ii)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

### 8. 普通株式を対価とする取得請求権

#### (1) 取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

#### (2) 取得を請求することができる期間

2012年7月1日から2031年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

#### (3) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下

記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は172円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ. 第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ. (iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を

適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合  
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。  
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合  
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合  
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv) (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv) (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ、上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ、上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ、上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト、取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

#### (9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第10項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### (10) 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

#### (11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

### 9. 金銭を対価とする取得条項

#### (1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第8項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

#### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第6項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

### 10. 普通株式を対価とする取得条項

#### (1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。



(2)一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得金額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

11. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1)分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2)株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

13. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 5. 当行は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2022年1月1日から 2022年3月31日まで)	第98期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日 (注)	△709	152,553	—	48,868	—	9,376

(注) 第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却したものであります。

## (5) 【所有者別状況】

## ① 普通株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	32	36	1,249	82	19	16,351	17,769	—
所有株式数(単元)	—	222,345	27,337	161,931	58,724	91	352,285	822,713	282,421
所有株式数の割合(%)	—	27.03	3.32	19.68	7.14	0.01	42.82	100.00	—

(注) 1. 自己株式32,741株は「個人その他」に327単元、「単元未満株式の状況」に41株含まれております。なお、自己株式300株は株主名簿上の株式数であり、2022年3月31日現在の実質的な所有株式数は32,441株であります。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、3単元含まれております。

## ② 第四種優先株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	700,000	—	—	—	—	—	700,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(注) 自己株式の所有はありません。

## (6) 【大株主の状況】

## ① 所有株式数別

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	70,000	45.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	10,692	7.01
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園1丁目7番	4,839	3.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,685	2.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,219	1.45
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	1,591	1.04
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常 任代理人 シティバンク、エヌエイ東京支 店)	PALISADES WEST 6300, BEECAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,088	0.71
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	934	0.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	657	0.43
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号東京 ビルディング	640	0.41
計	—	96,348	63.17

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

② 所有議決権数別

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議 決権に対す る所有議決 権数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	106,928	13.00
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園1丁目7番	48,395	5.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	36,850	4.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	22,198	2.69
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	15,911	1.93
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常 任代理人 シティバンク、エヌエイ東京支 店)	PALISADES WEST 6300, BEECAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	10,882	1.32
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	9,345	1.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	6,574	0.79
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号東京 ビルディング	6,402	0.77
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	5,874	0.71
計	—	269,359	32.75

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四種優先株式 70,000,000	—	前記「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,238,900	822,386	—
単元未満株式	普通株式 282,421	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 82,553,721 第四種優先株式 70,000,000	—	—
総株主の議決権	—	822,386	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式300株(議決権3個)および株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式300株が含まれております。また、「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が含まれておりません。

## ② 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
当行(自己保有株式)	茨城県土浦市中央二丁目 11番7号	32,400	—	32,400	0.02
計	—	32,400	—	32,400	0.02

(注) 株主名簿上は、当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株あります。なお、当該株式数は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数3個は含まれておりません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区 分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2021年6月24日) での決議状況 (取得期間2021年6月25日～2021年7月20日)	90,000	15,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	63,900	11,026,500
残存議決株式の総数及び価額の総額	26,100	3,973,500
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	29.00	26.49
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	29.00	26.49

区 分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2022年5月30日) での決議状況 (取得期間2022年5月31日～2022年6月23日)	130,000	25,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存議決株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	96,800	18,356,800
提出日現在の未行使割合 (%)	25.53	26.57

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区 分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	2,085	372,191
当期間における取得自己株式	283	53,432

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分）	57,144	9,863,054	—	—
保有自己株式数	32,441	—	129,524	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨、ならびに同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、年2回の配当を実施できることとしております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図り、地域金融機関として営業力の強化等に活用してまいります。

こうした基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たりの配当金を、普通株式5円、第四種優先株式0円とさせていただきます。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年5月13日 取締役会決議	普通株式	412	5
	第四種優先株式	—	0.00

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、「経営理念」、「経営ビジョン」に基づき、社会からの揺るぎない信頼を確立するためにコーポレート・ガバナンスの充実に努めるとともに、次の基本的な考え方に沿って、より実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の整備を図ってまいります。

イ. 当行は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。

ロ. 当行は、株主、お客さま、従業員、地域社会等の幅広いステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成に努めてまいります。

ハ. 当行は、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。

ニ. 当行は、取締役会および監査等委員会が株主に対する受託者責任を認識し、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、業務執行の監督および監査の実効性確保に努めてまいります。

ホ. 当行は、社外取締役を構成員とした任意の委員会を活用するなど、社外の視点に基づく意見・提言を取り入れる体制とすることにより、取締役会における業務執行の意思決定機能や監督機能の実効性強化を図ってまいります。

ヘ. 当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を行ってまいります。

#### ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、2021年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の決議を受けて、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当行は、コーポレート・ガバナンスの充実に経営の重要な課題と認識しており、当該移行に伴い、監査等委員である取締役を構成員とする監査等委員会を設置し、「監督機能の強化」および「意思決定の迅速化」を図り、取締役の職務執行を適正に監査し、経営に対する牽制機能の充実に努めております。

これによる当行の体制は以下のとおりであり、当該体制を採用することにより経営監視機能の客観性および中立性は十分に確保できるものと考えております。

##### (取締役会)

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）9名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）の計14名で構成されております。取締役会は毎月1回以上開催しており、会社法に定める「会社の業務の執行の決定」、「取締役の職務の執行の監督」、「代表取締役の選定および解職」等を行うことを目的とし、法令および定款に定める事項のほか、当行の重要な業務執行を決定しております。

なお、監査等委員会設置会社であるため、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年であります。

##### (監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名で構成されており、うち4名は社外取締役であります。監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、監査等委員である取締役は、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など重要な会議に出席し提言・助言を行うほか、取締役の職務執行を適正に監査します。また、監査等委員会は、法令および監査等委員会規程等に定める権限を有するほか、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議・決議を行います。

また、当行は取締役会の諮問機関として任意の委員会である経営諮問委員会、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。各諮問委員会のメンバー構成は、独立性・客観性を担保するため全員が独立社外取締役であり、互選により選出された者を議長としております。

各委員会の目的等は以下のとおりであります。

##### (経営諮問委員会)

経営諮問委員会は、社外取締役と経営陣との連携強化・情報交換・認識共有を図るとともに、経営上重要な事項の決定に際し独立性・客観性を担保するため、同意・意見具申等適切な関与・助言を受けることにより、公正かつ透明性の高い手続を確立することを目的としております。

##### (指名諮問委員会)

指名諮問委員会は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、経営陣幹部の選解任及び取締役の指名に関して恣意的な判断がなされることを防止するとともに、選解任および指名に際し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役の適切な関与・助言を受けることにより客観性・透明性の高い手続を確立することを目的としております。

##### (報酬諮問委員会)

報酬諮問委員会は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役の報酬制度ならびに具体的



な報酬額に関して恣意的な判断がなされることを防止するとともに、報酬決定に際し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役の適切な関与・助言を受けることにより客観性・透明性の高い手続を確立することを目的としております。

さらに、取締役会の下位機関として常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項についての決定を行っております。

当行の主な機関の構成員は次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営諮問委員会	指名諮問委員会	報酬諮問委員会	常務会
取締役会長	藤川 雅海	○		(注) 2			(注) 3
取締役頭取 (代表取締役)	生田 雅彦	◎		(注) 2	(注) 2	(注) 2	◎
取締役副頭取 (代表取締役)	越智 悟	○		(注) 2	(注) 2	(注) 2	○
専務取締役 (代表取締役)	篠原 智	○		(注) 2	(注) 2	(注) 2	○
常務取締役	瀬尾 達朗	○		(注) 2			○
取締役	菊池 謙一	○		(注) 2			(注) 3
取締役	長島 明伸	○		(注) 2			(注) 3
取締役	岡野 強志	○		(注) 2			(注) 3
取締役(社外)	根本 祐一	○		◎	○	○	
取締役 監査等委員	尾崎 聡	○	◎				(注) 4
取締役(社外) 監査等委員	横井 のり枝	○	○	○	◎	○	
取締役(社外) 監査等委員	鈴木 大輔	○	○	○	○	◎	
取締役(社外) 監査等委員	田宮 弘志	○	○	○	○	○	
取締役(社外) 監査等委員	瀬尾 純一郎	○	○	○	○	○	

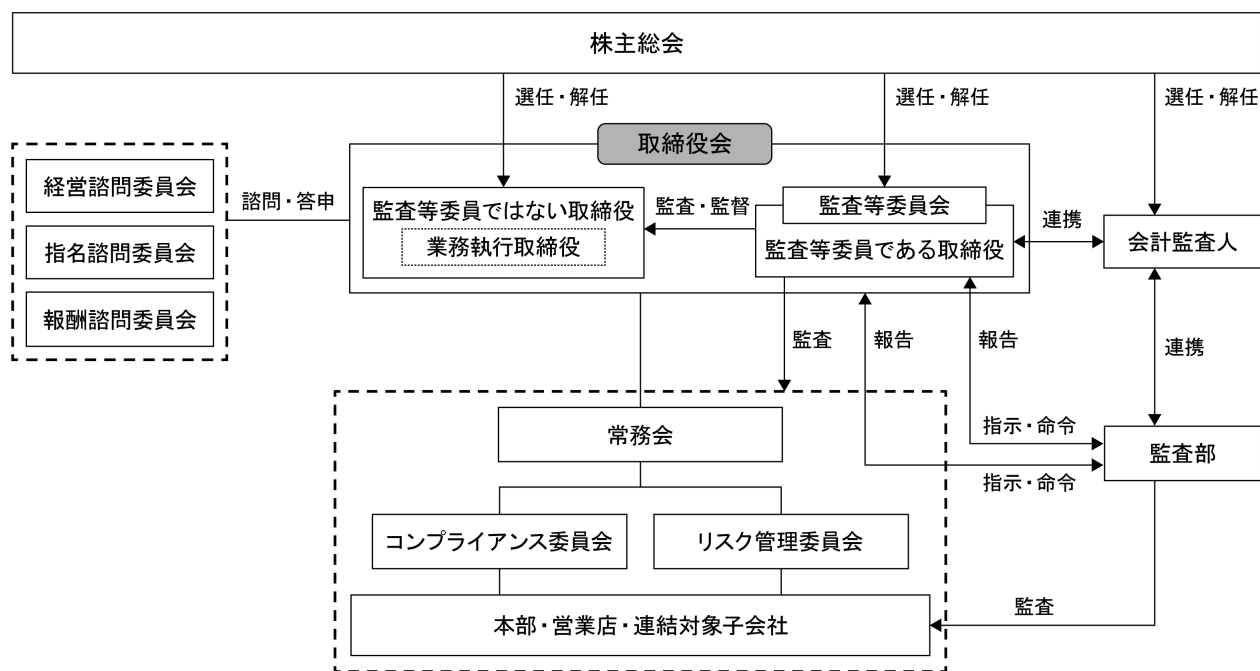
(注) 1. 上記表中の「◎」は機関の長、「○」は構成員を表しております。

2. 説明者又はオブザーバーとして出席することができます。

3. オブザーバーとして出席し、必要に応じ提言、助言等を行います。

4. 監査等委員である取締役として出席し、取締役の職務執行を適正に監査します。

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)



③企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当行は「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制の整備・強化に努めております。

<内部統制システム構築の基本方針>

a. 業務の適正を確保するために必要な体制

(a) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための事項

- ・企業倫理の確立と法令等遵守を経営の最重要課題として位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取り組む。
- ・頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス態勢確立の諸施策、同態勢の評価・改善、その他法令等遵守に関する重要事項の審議を行い、その結果を取締役に報告する。
- ・コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ・当行および子会社の役職員等が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談出来るよう、外部の弁護士ならびに行内の常勤の監査等委員およびコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図る。
- ・顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備する。
- ・会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適正性を確保する。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行う。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しない。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき適正に保存、管理する。また、取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- ・開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の事項

- ・リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努める。
- ・頭取を委員長とするリスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対

する報告を行う。

- ・各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築する。
- ・監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果、法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、直ちに取締役会ならびに監査等委員会等に報告する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための事項

- ・協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行う。
- ・取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、選任された執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行う。また、取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとする。

(e) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための事項

- ・子会社における業務執行の状況については、子会社管理基準に基づき設置された統括部署が適時報告を受け、適切な管理・指導を行う。
- ・子会社の損失の危険を管理するため、子会社管理基準を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
- ・子会社は、当行および子会社の経営陣によって協議された当行グループとしての経営方針等を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会ならびに各取締役および各部門の担当職務を明確にし、取締役の職務の執行の効率性確保に努める。
- ・子会社にもコンプライアンスにかかる方針および規程を具備させ、コンプライアンスの遵守等に取組ませる。また、当行の監査部署は必要に応じて子会社に立ち入り監査を行う。

b. 監査等委員会の職務の執行のため必要な体制

(a) 監査等委員会の職務の執行ならびに、これを補助すべき取締役および使用人に関する事項

- ・監査等委員会の職務の執行のため、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）から選任された常勤の監査等委員を置く。また、監査等委員会の職務を補助する使用人を1名以上配置する。
- ・監査等委員会の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定については、監査等委員の意見を尊重するなど、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人は監査等委員会の専任として指揮命令権を明確化し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ・なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

(b) 監査等委員会への報告に関する事項

- ・取締役（監査等委員を除く）および使用人は、当行および子会社の役職員の職務の執行に関し、重大な法令違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は、直ちにこれを監査等委員会へ報告する。
- ・子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の役職員の職務の執行に関し、重大な法令違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は、直ちにこれを監査等委員会へ報告する。
- ・監査等委員会は、必要に応じて、当行および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求める。
- ・監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを確保する。

(c) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に関する事項

- ・監査等委員会は職務の執行上必要と認める費用について予算を計上しておくこととする。また緊急または臨時に支出した費用については当行に費用の償還を請求することができる。
- ・監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について当行に対して費用等の請求をすることができる。
- ・当行は会社法第399条の2第4項に基づき当該請求にかかる費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを速やかに処理する。

(d) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための事項

- ・監査等委員は、常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- ・監査等委員会は、監査部やリスク統括部等、本部各部から適時適切に情報を受ける体制を整備する。
- ・代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努める。

ロ. コンプライアンス態勢の整備の状況

当行にとってお客さまとの「信頼」「信用」が最大の財産であるとの認識のもと、コンプライアンスを経営の最重要課題と捉え、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会の設置や、各営業店及び本部各部にコンプ

ライアンス責任者としてチーフコンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス担当者であるコンプライアンス・オフィサーを配置しております。

そして、取締役会が策定したコンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを実施しております。さらに頭取メッセージ・筑波銀行行動憲章・行員行動規範・コンプライアンス基本方針・コンプライアンス基本規程等を記載したコンプライアンス・マニュアルをパートタイマーを含む全行員へ配付するなど、コンプライアンスの周知徹底に努めております。

また、公益通報者保護法に基づき行内の内部通報制度として外部の弁護士ならびに行内の常勤の監査等委員およびコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令等違反行為の未然防止等によるコンプライアンス態勢の強化を図っております。

#### ハ．リスク管理態勢の整備の状況

金融、経済の急速な変化とグローバル化の進展を背景に、金融機関の業務内容は急速に変化しており、これに伴って発生するリスクはますます多様化かつ複雑化しております。

当行では、お客さまから信頼される銀行であるためには、経営の健全性の維持と、安定した収益確保の観点からリスク管理を最重要課題の一つと捉え、全行を挙げて取り組んでおります。

また、リスクマネジメントの強化のために、統合的リスク管理規程、リスク管理委員会の運営を通して、経営陣の積極的な関与のもと、リスク管理態勢の整備と運用に努めてまいります。

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスク等)、レピュテーションリスク等主要なリスク管理については、所管部がリスクの所在と大きさの把握に努め、管理規程の整備、運用を行っております。さらに定期的に開催するリスク管理委員会及び各リスクに対する小委員会において、具体的な各リスクの評価、管理方針等の検討を加え適切なリスク管理に努めております。

#### ニ．責任限定契約の内容の概要

当行は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

#### ホ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は取締役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。

#### ヘ．取締役の定数

当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

#### ト．取締役の選任決議要件

当行は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### チ．取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### ・自己株式の取得

当行は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### ・剰余金の配当等

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の決議で定められることにより、株主への機動的かつ柔軟な利益還元を行うことを目的としたものであります。

#### リ．株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### ス．種類株式

当行は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

## (2) 【役員 の 状 況】

## ① 役員 一 覧

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率 7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	藤 川 雅 海	1952年10月13日生	1976年4月 関東銀行入行 2002年2月 同行ひたちなか支店長 2003年4月 関東つくば銀行ひたちなか支店長 2003年9月 同行研究学園都市支店長兼研究学園都市支店 つくばアッセ出張所長 2004年7月 同行総合企画部長 2006年6月 同行取締役総合企画部長 2007年6月 同行常務取締役総合企画部長 2007年7月 同行常務取締役 2008年4月 同行専務取締役 2010年3月 当行専務取締役 2011年4月 同行取締役副頭取 2012年6月 同行取締役頭取 2019年6月 同行取締役会長(現職)	(注) 3	普通株式 176,643
取締役頭取 (代表取締役)	生 田 雅 彦	1960年10月12日生	1984年4月 関東銀行入行 2006年4月 関東つくば銀行石岡支店長 2007年7月 同行総合企画部副部長 2010年3月 当行総合企画部副部長兼共同化推進室長 2010年8月 同行神栖支店長兼営業本部上席主任調査役 2012年7月 同行執行役員総合企画部長 2014年4月 同行上席執行役員総合企画部長 2015年4月 同行上席執行役員営業本部長 2015年6月 同行取締役営業本部長 2016年4月 同行常務取締役 2018年6月 同行取締役副頭取 2019年6月 同行取締役頭取(現職)	(注) 3	普通株式 95,543
取締役副頭取 (代表取締役)	越 智 悟	1960年11月15日生	1984年4月 茨城相互銀行入行 2006年6月 茨城銀行竜ヶ崎支店長 2008年6月 同行事務部長 2010年3月 当行上席執行役員(事務部・人事部担当) 2011年4月 同行上席執行役員ブロック長(牛久ブロック 担当) 2011年10月 同行上席執行役員ブロック長(水戸ブロック 担当) 2012年4月 同行上席執行役員事務統括部長 2013年4月 同行常務執行役員営業本部長 2015年4月 同行常務執行役員(市場金融部・総務部担 当) 2015年6月 同行常務取締役 2018年6月 同行専務取締役 2020年6月 同行取締役副頭取(現職)	(注) 3	普通株式 81,443
専務取締役 (代表取締役)	篠 原 智	1961年4月22日生	1985年4月 関東銀行入行 2005年4月 関東つくば銀行谷田部支店長 2007年10月 同行法人部副部長 2010年3月 当行営業統括部副部長兼資産運用推進室長 2010年10月 同行筑西支店長 2012年7月 同行執行役員筑西支店長兼下館支店長 2012年11月 同行執行役員営業本部副本部長 2014年4月 同行上席執行役員営業本部副本部長 2015年4月 同行上席執行役員営業推進部長兼地区本部長 2015年7月 同行常務執行役員営業推進部長兼地区本部長 2015年10月 同行常務執行役員営業推進部長 2016年4月 同行常務執行役員営業本部長 2016年6月 同行取締役営業本部長 2017年6月 同行常務取締役営業本部長 2018年6月 同行専務取締役営業本部長 2019年4月 同行専務取締役(現職)	(注) 3	普通株式 69,543

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常務取締役	瀬尾 達 朗	1963年 8 月28日生	1986年 4 月 2005年 7 月 2007年10月 2010年 3 月 2011年10月 2013年 4 月 2014年 4 月 2015年10月  2016年 4 月  2017年 6 月  2018年 6 月	関東銀行入行 関東つくば銀行大みか支店長 同行ひたちなか支店長 当行ひたちなか支店長 同行日立支店長 同行融資部長 同行執行役員融資部長 同行執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼 土浦駅前支店長 同行上席執行役員本店エリア長兼本店営業部 長兼土浦駅前支店長 同行取締役本店エリア長兼本店営業部長兼土 浦駅前支店長 同行常務取締役(現職)	(注) 3	普通株式 52,243
取締役 事務本部長	菊池 謙 一	1962年10月 8 日生	1985年 4 月 2008年 4 月 2010年 3 月 2013年 4 月 2015年 4 月 2017年 4 月 2019年 4 月 2020年 6 月 2022年 4 月	関東銀行入行 関東つくば銀行総合企画部部長代理 当行総合企画部副部長 同行システム統括部長 同行事務統括部長 同行執行役員事務統括部長 同行上席執行役員事務統括部長 同行取締役 同行取締役事務本部長(現職)	(注) 3	普通株式 30,343
取締役 営業本部長	長 島 明 伸	1965年 6 月28日生	1990年 4 月 2005年 7 月 2008年 4 月 2010年 3 月 2010年 8 月  2014年 4 月 2016年 4 月  2017年 4 月 2018年 4 月 2019年 4 月  2021年 4 月 2021年 6 月	関東銀行入行 関東つくば銀行人事部部长代理 同行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 同行総合企画部副部長兼共同化推進室長兼東 京事務所長 同行筑西エリア長兼筑西支店長兼下館支店長 同行執行役員筑西エリア長兼筑西支店長兼下 館支店長 同行執行役員人事総務部長 同行上席執行役員人事総務部長 同行上席執行役員本店営業部エリア長兼本店 営業部長兼土浦駅前支店長 同行上席執行役員営業副本部長 同行取締役営業本部長(現職)	(注) 3	普通株式 30,943
取締役 総合企画部長	岡野 強 志	1966年 2 月21日生	1988年 4 月 2010年 3 月 2011年 4 月 2011年10月 2013年 7 月 2014年 4 月 2016年 4 月 2017年 4 月 2018年 7 月 2020年 7 月 2022年 6 月	茨城相互銀行入行 当行人事部部长代理 同行人事部副部長 同行大みか支店長兼大みか駅前支店長 同行総合企画部上席主任調査役 同行総合企画部広報室長 同行総合企画部副部長 同行総合企画部長 同行執行役員総合企画部長 同行上席執行役員総合企画部長 同行取締役総合企画部長(現職)	(注) 3	普通株式 14,900
取締役	根 本 祐 一	1952年 9 月30日生	1976年 4 月 2006年 4 月 2008年 4 月 2011年 4 月 2015年 3 月 2015年 4 月 2016年 3 月 2016年 4 月 2018年 3 月 2019年 6 月	茨城県信用保証協会入協 同協会本店営業部長 同協会土浦支店長 同協会監事 同協会監事退任 同協会理事 同協会理事退任 同協会参与指導検査室長委嘱 同協会退職 当行取締役(非常勤)(現職)	(注) 3	普通株式 5,100

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	尾崎 聡	1962年3月24日生	1984年4月 2007年7月 2010年3月 2010年8月 2011年10月 2012年7月 2013年4月 2013年7月 2014年4月 2015年6月 2016年4月 2017年6月 2021年6月	関東銀行入行 関東つくば銀行融資部副部長 当行融資部副部長 同行牛久支店長 同行融資管理部長 同行融資部長 同行執行役員融資本部副本部長 同行執行役員融資本部長 同行上席執行役員融資本部長 同行取締役融資本部長 同行取締役 同行常勤監査役 同行取締役監査等委員(現職)	(注)4	普通株式 48,700
取締役 監査等委員	横井 のり枝	1972年6月27日生	1998年3月 2000年6月 2000年7月 2003年6月 2003年7月 2011年3月 2011年4月 2014年4月 2016年6月 2019年3月 2019年4月 2019年4月 2020年3月 2021年6月	アンダーセンコンサルティング入社 同社退社 株式会社トークス入社 同社退社 財団法人流通経済研究所入所 同法人退所 流通経済大学流通情報学部専任講師 流通経済大学流通情報学部准教授 当行取締役(非常勤) 流通経済大学流通情報学部准教授退任 日本大学経済学部准教授(現職) 流通経済大学流通情報学部講師(非常勤) 流通経済大学流通情報学部講師(非常勤) 退任 当行取締役監査等委員(非常勤)(現職)	(注)4	普通株式 8,800
取締役 監査等委員	鈴木 大輔	1972年5月30日生	2000年4月 2001年10月 2012年11月 2017年7月 2017年8月 2019年6月 2021年6月	司法修習生 検事任官 湊総合法律事務所入所 同事務所退所 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所 (現職) 当行監査役(非常勤) 同行取締役監査等委員(非常勤)(現職)	(注)4	普通株式 5,100
取締役 監査等委員	田宮 弘志	1957年10月28日生	1982年4月 2005年4月 2007年6月 2012年4月 2013年4月 2014年4月 2014年9月 2015年4月 2016年3月 2016年6月 2020年6月 2020年6月 2020年6月 2020年6月 2021年6月 2021年6月	日本火災海上保険株式会社入社 日本興亜損害保険株式会社福井支店長 同社本店営業第四部長 同社執行役員北海道本部長 同社執行役員北海道本部長兼株式会社損害保険ジャパン執行役員北海道本部長 同社取締役常務執行役員兼株式会社損害保険ジャパン常務執行役員 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員 同社常務執行役員 同社退社 電気興業株式会社社外常勤監査役 当行監査役(非常勤) 電気興業株式会社社外常勤監査役退任 同社社外非常勤監査役 トリア再保険株式会社社外取締役(現職) 電気興業株式会社社外非常勤監査役退任 当行取締役監査等委員(非常勤)(現職)	(注)4	普通株式 3,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	瀬尾 純一郎	1948年12月27日生	1973年4月 日本銀行入行 1995年5月 同行青森支店長 1998年10月 同行福岡支店長 2001年6月 同行退職 2004年5月 株式会社サンワドー（現DCM株式会社）非常勤監査役 2005年4月 有限責任中間法人CRD協会副代表理事 2009年6月 同法人退社 2009年6月 株式会社千葉銀行常勤監査役 2013年6月 同行退社 2014年4月 株式会社ジェイモーゲージバンク取締役社長 2017年6月 株式会社シンクダイ（現株式会社カシワバラ・ハンズ）代表取締役社長 2019年6月 株式会社ジェイモーゲージバンク退社 2019年10月 株式会社カシワバラ・ハンズ取締役会長 2020年3月 同社退社 2020年5月 DCMサンワ株式会社（現DCM株式会社）退社 2021年6月 当行取締役監査等委員（非常勤）（現職）	(注) 4	普通株式 1,100
計					普通株式 623,601

- (注) 1. 当行は、2021年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の決議を受けて、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2. 取締役根本祐一、横井のり枝、鈴木大輔、田宮弘志及び瀬尾純一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## ②社外役員の状況

当行の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1名であります。長年にわたり地域金融の円滑化に携わっており、その経歴を通じて培われた幅広い見識から、取締役会に対して有益なアドバイスを行うとともに、職務執行の妥当性や銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能を果たせるものと考えております。

当行の監査等委員である社外取締役は4名であります。経済産業界に係る研究、弁護士及び会社役員としての経験に基づく高い見識により、経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、当行の経営執行等の適法性・妥当性について、独立した立場から監査を行い、経営の監督機能の一層の強化が期待できるものと考えております。

社外取締役の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保にあたっての選定基準等を踏まえた以下の社外取締役の独立性基準に基づき、幅広い見識を持ち、各専門分野や経営に関する豊富な知識経験からの的確な助言とチェック機能を果たすことが可能で一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を選任しております。

### ＜社外取締役の独立性基準＞

当行における社外役員は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- イ. 当行および当行の子会社また当行の関連会社の業務執行取締役、執行役員、または支店長その他の使用人である者（全従業員）。また、過去10年間に於いてこれらに該当する者。
- ロ. 当行を主要な取引先（注1）とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。また、過去5年間に於いてこれらに該当する者。
- ハ. 当行の主要な取引先（注1）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。また、過去5年間に於いてこれらに該当する者。
- ニ. 現在または最近（注2）において、当行の主要株主（注3）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- ホ. 当行からの役員報酬以外に、当行もしくは当行の子会社または当行の関連会社から、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等。または、今後得る予定がある者。
- ヘ. 現在または最近（注2）において、当行の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員である者。
- ト. 一定額を超える寄付金（注4）を当行から受領している、または今後受領する予定がある団体の業務執



行者。

チ. 次に掲げる者（重要でない者（注5）は除く）の近親者（注6）。

・上記ロ. ～ト. に該当する者。

・当行および当行の子会社また当行の関連会社の業務執行取締役、執行役員、または支店長その他の使用人（全従業員）。また、過去5年間においてこれらに該当する者。

(注) 1. 「主要な取引先」の定義

直近事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当行の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上の取引先をいう。

2. 「最近」の定義

就任の前1年以内を基準として判定する。

3. 「主要株主」の定義

当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主をいう。

4. 「一定額を超える寄付金」の定義

過去3年平均にて年間1,000万円または、当該団体の総収入または経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

5. 「重要でない者」の定義

会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

6. 「近親者」の定義

二親等内の親族をいう。

当行の社外役員はいずれもその他の取締役と人的関係を有しておらず、当行との間に通常の銀行取引等を除き、一般株主と利益相反が生じるおそれのあるような事情はないものと判断しております。

なお、社外取締役との関係は以下のとおりであります。

- ・社外取締役根本祐一は、当行と重要な取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「①役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ・監査等委員である社外取締役横井のり枝は、当行と重要な取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「①役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ・監査等委員である社外取締役鈴木大輔は、当行と重要な取引関係その他利害関係はありません。同氏が兼職している渥美坂井法律事務所は、当行と通常の銀行取引を行っております。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「①役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ・監査等委員である社外取締役田宮弘志は、当行と重要な取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「①役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ・監査等委員である社外取締役瀬尾純一郎は、当行と重要な取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「①役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。あわせて同氏については、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。

### ③社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会等の重要な会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど外部的な視点からの取締役の業務執行に対するアドバイスを行ってまいります。

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会で定めた監査計画等に従い、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査してまいります。また、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うことで十分な連携を保つほか、内部監査部門や内部統制部門からの報告及び常勤監査等委員から監査等委員監査の報告を受け、適切な提言・助言を行うとともに、監査機能の有効性、効率性を高めるため、常勤監査等委員との連携強化に努めてまいります。

### (3) 【監査の状況】

#### ①監査等委員会監査の状況

当行は、2021年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の決議を受けて、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会は、監査等委員である取締役5名で構成しておりますが、うち4名は非常勤の監査等委員である社外取締役であり、1名は常勤の監査等委員である取締役であります。なお、監査等委員会の職務を補助すべく監査等委員会室を設置し、専任の担当者1名を配置しております。

監査等委員会は、決定した監査方針・監査計画に基づいて、取締役の業務執行適正性、内部統制システムの有効性、会計監査の相当性などについて適正な監査を実施し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

監査等委員会は原則毎月1回開催しており、当事業年度における出席状況は以下のとおりであります。

氏名	役職名	監査役会		監査等委員会		合計	
		開催回数	出席回数	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
尾崎 聡	常勤監査等委員	6	6	13	13	19	19
杉山 勉(注)2	常勤監査等委員	6	6	13	13	19	19
横井 のり枝	監査等委員(社外)	—	—	13	11	13	11
鈴木 大輔	監査等委員(社外)	6	6	13	13	19	19
田宮 弘志	監査等委員(社外)	6	6	13	13	19	19
瀬尾 純一郎	監査等委員(社外)	—	—	13	13	13	13
堀内 巧(注)3	監査役(社外)	6	6	—	—	6	6

(注) 1. 2021年6月24日開催の定時株主総会決議により監査等委員会設置会社へ移行したため、当事業年度につきましては、監査等委員会設置会社への移行前に監査役会を6回、移行後に監査等委員会を13回それぞれ開催いたしました。

2. 監査等委員杉山勉は、2022年6月24日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

3. 監査役堀内巧は、2021年6月24日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### イ. 監査等委員会における主な検討事項

- ・取締役会の意思決定状況、取締役の職務の執行に係る監督義務の履行状況
- ・内部統制システムの構築・運用状況
- ・不祥事件再発防止策、コンプライアンス態勢への取組状況
- ・顧客保護等管理態勢の整備状況
- ・中期経営計画等の達成に向けた取組状況
- ・コーポレートガバナンス・コードの各項目に関する運用状況

#### ロ. 常勤監査等委員の主な活動内容

- ・取締役会・常務会・その他重要会議への出席・意見陳述
- ・重要書類等の閲覧
- ・本部各部からの報告聴取
- ・本部及び営業店往査(監査部との連携を含む)
- ・子会社監査
- ・会計監査人との連携
- ・その他監査業務全般について社外監査等委員との情報共有

#### ②内部監査の状況

##### イ. 内部監査の組織、人員及び手続

当行では、内部監査として監査部(事業年度末現在15人)が営業店及び本部、子会社の業務監査を実施しており、監査部長は、毎年度監査の基本方針を立案し、取締役会の承認を得ております。監査部は、その業務遂行に関して、被監査部署から独立し、いかなる影響、干渉も受けておりません。監査の結果については、被監査部署の部長及び役付者に講評するほか、取締役会及び監査等委員会に報告する体制としております。

さらに、監査部では貸出金等の自己査定結果と償却・引当の監査及び開示債権についての監査を実施し、監査結果を取締役に報告する体制としております。

##### ロ. 監査等委員会監査、内部監査及び会計監査人監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

当行の監査体制は、監査等委員会監査、内部監査及び会計監査人監査から成り、それぞれの監査方針や計

画、監査実施結果に基づき、定期的に意見や情報の交換を行い、相互連携を図ることで監査の効率性と実効性確保に努めております。

監査等委員会は、内部監査部署である監査部の監査方針や年間の監査計画、実施した監査結果等の報告を受け、定期的に意見や情報の交換を行い、相互連携を図ることで監査品質や効率性の向上に努めております。

監査等委員会と会計監査人は、双方の監査が効果的、網羅的に遂行されるよう策定したコミュニケーション計画に基づく意見交換のほか、監査上の主要な検討事項（KAM: Key Audit Matters）や会計監査人による監査実施時に抽出された問題点や課題等について、随時意見交換を行っております。

さらに、監査等委員会及び会計監査人は内部統制部門であるリスク統括部とも定期的に意見交換を行っているほか、監査部が内部統制の整備・運用状況について有効性評価を行う体制としております。

### ③会計監査の状況

#### イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### ロ. 継続監査期間

1976年以降（46年間）

#### ハ. 業務を執行した公認会計士

氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 宮田 世紀
指定有限責任社員 業務執行社員 響田 留美子

#### ニ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他15名

#### ホ. 会計監査人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の再任に関して、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の提出を受け、会計監査人の業務執行が適正に行われているか検証を行いました。この結果、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認め、監査等委員会は有限責任 あずさ監査法人を再任することが適当であると判断しました。

また、監査等委員会は、次のとおり会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めており、有限責任 あずさ監査法人が解任または不再任には該当しないことを確認しております。

＜会計監査人の解任または不再任の決定の方針＞

- ・監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
- ・また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

#### ヘ. 監査等委員会による会計監査人の評価

監査等委員会が定める「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき評価・分析を行い、会計監査人の品質管理体制や独立性、専門性などが適正であると判断しております。

### ④監査報酬の内容等

#### イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	64	1	64	1
連結子会社	2	—	2	—
計	66	1	66	1

当行における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、FATCA・日本版CRS対応の指導・助言業務であります。

#### ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ. を除く）

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は、2021年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の決議を受けて監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また、役員報酬制度の見直しを行い、同定時株主総会の決議により譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

イ. 基本方針

当行の取締役の報酬は、年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の役員報酬等も勘案した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては役職を踏まえた報酬案を経営陣幹部が作成し、取締役会の諮問機関として設置している社外役員で構成される報酬諮問委員会の意見を最大限尊重したうえで、適正な水準とすることを基本方針としております。

ロ. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「確定報酬（月額報酬）」、「業績連動報酬（賞与）」及び「非金銭報酬等（譲渡制限付株式）」の3つで構成しております。

- ・「確定報酬（月額報酬）」は、月額確定報酬とし、役職に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。
- ・「業績連動報酬（賞与）」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当行の業績に反映した現金報酬とし、各事業年度の業績（親会社株主に帰属する当期純利益の水準等）に鑑みて決定しております。
- ・「非金銭報酬等（譲渡制限付株式）」は、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において確定報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において付与しております。

ハ. 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、取締役の職務執行を監督する立場にあり、高い独立性が求められること等を考慮し、「確定報酬（月額報酬）」のみとしております。

ニ. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、取締役の職務執行を監査する立場等を考慮し、「確定報酬（月額報酬）」のみとしております。

ホ. 株主総会の決議

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、2021年6月24日開催の定時株主総会において年額360百万円以内とし、内訳は基本報酬を年額320百万円以内、非金銭報酬等（譲渡制限付株式）を年額40百万円以内と決議しております。監査等委員である取締役の報酬については、同定時株主総会において基本報酬年額72百万円以内と決議しております。

ヘ. 役員報酬の額及び算定方法の決定権限、その他の事項

当行の役員報酬の額及び算定方法は、取締役会の諮問機関として設置している社外役員で構成されている報酬諮問委員会の意見を最大限尊重したうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会の決議、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議により決定することとしており、意思決定の透明性・公正性を確保しております。なお、当事業年度における当行役員の報酬等の額については、2021年6月24日の取締役会において決議しております。

報酬諮問委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬に関する議案の原案に対する諮問、取締役の個人別報酬額に対する諮問および報酬の決定に関する方針・手続きに対する諮問に対して意見具申を行っております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の一部は、各取締役の業務執行内容を熟知している取締役頭取生田雅彦に委任しており、各取締役に係る「確定報酬（月額報酬）」、「業績連動報酬（賞与）」及び「非金銭報酬等（譲渡制限付株式）」の個別の金額を決定しております。なお、当該権限が取締役頭取により適切に行使されるよう、取締役会は、報酬諮問委員会に取締役の個人別報酬等の原案を諮問し答申を得るものとしております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数  
 当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額				左記のうち、 非金銭報酬等
		(百万円)	固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く)	9	198	191	—	—	6
監査等委員 (社外取締役を除く)	2	28	28	—	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	2	9	9	—	—	—
社外役員	6	24	24	—	—	—

- (注) 1. 当行は、2021年6月24日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。  
 2. 取締役及び社外役員の員数及び報酬等の総額には、第97期定時株主総会で退任した取締役1名及び社外役員1名を含んでおります。  
 3. 非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。

③提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資とし、配当金収入に加え、当行及び取引先の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上及び地域社会の発展に資することも考慮のうえ保有する株式（みなし保有株式を含む、子会社および関連会社株式を除く）を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）として区分しています。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式については、当行の経営戦略及び企業が当行の営業基盤である地域経済の成長へ貢献しているか等に照らし、当行の企業価値の維持・向上や地域経済の成長に資すると判断される企業の株式を保有しております。保有の適否については、個別銘柄ごとに、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが当行の経営計画における資本コストを踏まえた資本効率性に関する指標に見合っているかを定期的に精査・検証し、総合的に判断を行います。保有の意義が希薄となったと考えられる株式については、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業との十分な対話を行ったうえで縮減していくことを基本方針とします。

また、上場株式にかかる保有の合理性については、「保有目的の適切性」の確認を行うとともに、保有に伴う便益やリスク検証の観点から「リスク・リターン指標（RORA等）」の基準値を設定し、個社毎に検証を実施します。「保有目的の適切性」の確認の結果、保有の意義が希薄となっていると判断される場合および「リスク・リターン指標」が基準値を下回る場合、簿価に対する評価損益の状況、投資先の県内関連性の有無、業務提携・再生支援目的の有無、投資先の成長性、銀行取引の中長期的採算性等を加味し、保有の適否を総合的に判断します。なお、当行の取締役会は、2022年3月末基準で行った検証の結果、上場株式19銘柄について政策保有株式として保有の合理性が認められると判断しました。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	19	2,025
非上場株式	71	889

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	1	30	「地元企業向けファンドの共同設立」及び「デジタル化による利便性向上ならびに地元企業へのDX支援」を目的とした戦略的業務提携の強化を図るため取得したものの。
非上場株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	2	6
非上場株式	2	89

ハ、特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注1) 及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無(注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
S O M P Oホールディングス株式会社	124,250	124,250	当社との取引状況・経緯および業務の関連性を踏まえ、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	668	527		
株式会社東京精密	50,000	50,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	244	252		
株式会社栃木銀行	781,550	781,550	当社は顧客利便性の向上を目的としたATM提携や営業戦略上重要な地域振興協定締結先であり様々な分野で協力関係にあること等を加味し、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	172	148		
野村ホールディングス株式会社	316,500	316,500	当社は当行の幹事証券会社であるほか様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	163	184		
株式会社京葉銀行	304,406	304,406	当社との取引状況・経緯および業務の関連性を踏まえ、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	150	139		
株式会社ジョイフル本田	64,600	64,600	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	96	92		
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	24,258	24,258	当社との取引状況・経緯および業務の関連性を踏まえ、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	96	78		
CYBERDYNE株式会社	240,000	240,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	無
	87	153		
総合警備保障株式会社	17,000	17,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	68	88		
株式会社コンソルディア・フィナンシャルグループ	133,086	133,086	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	無
	60	59		
株式会社タカラレーベン	162,000	162,000	当社の地域経済への貢献度合や営業戦略上の関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	48	60		
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	25,974	25,974	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	45	36		

SBIホールディングス株式会社	11,100	—	当社とは地元経済への貢献や、付加価値の高い顧客サービスの提供に向けた戦略的業務提携により、多くの分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。当社とは「地元企業向けファンドの共同設立」及び「デジタル化による利便性向上ならびに地元企業へのDX支援」を目的に戦略的業務提携の強化に関する合意書を締結し、さらなる関係強化を図る目的で取得しました。	有
	34	—		
ホリイフードサービス株式会社	60,000	60,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	28	31		
水戸証券株式会社	96,000	96,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	26	30		
株式会社ジャックス	7,400	7,400	当社とはローン保証提携等の分野で協力関係にあること等営業戦略上の関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	22	16		
株式会社ティビィシイ・スキヤット	24,000	8,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。当社が1株につき3株の割合をもって株式分割を行ったため、株式数が増加しております。	無
	8	10		
株式会社大和証券グループ本社	3,000	3,000	当社は当行の幹事証券会社であるほか様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	2	1		
日本銀行	10	10	本邦の中央銀行であることを踏まえ総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	無
	0	0		
株式会社千葉銀行	—	254,000	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しておりましたが、双方合意のうえ、保有目的を純投資目的に変更しました。	有
	—	184		
株式会社千葉興業銀行	—	103,800	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しておりましたが、双方合意のうえ、保有目的を純投資目的に変更し、一部売却しました。	有
	—	30		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	—	4,455	当社とは証券代行等の業務委託や様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しておりましたが、双方合意のうえ、売却しました。	有
	—	7		

(注) 1. 定量的な保有効果は、個別の取引状況等を開示できないため記載が困難であります。

2. 当行の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分(実質所有株式数)を勘案し記載しております。
3. 保有の合理性は、「保有目的の適切性」の確認を行うとともに、「リスク・リターン指標 (RORA等)」の基準値を設定し、個社毎に検証を実施しております。
4. 特定投資株式とみなし保有株式における同一銘柄は、株式数及び貸借対照表計上額を合算しております。



(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注1) 及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無(注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
住友不動産株式会社	249,000	249,000	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	843	972		
東京海上ホールディングス株式会社	65,000	65,000	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	463	342		
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	325,000	325,000	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	342	378		
株式会社宮崎銀行	66,300	66,300	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	136	154		
株式会社琉球銀行	119,500	119,500	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	95	93		
株式会社千葉興業銀行	192,000	192,000	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	50	57		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	10,400	10,400	当社株式は、年金財政の健全化を目的として退職給付信託に信託設定したものであり、当該株式について議決権行使権限を有しております。	有
	16	16		

(注) 1. 定量的な保有効果は、個別の取引状況等を開示できないため記載が困難であります。

2. 当行の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分(実質所有株式数)を勘案し記載しております。
3. 保有の合理性は、「保有目的の適切性」の確認を行うとともに、「リスク・リターン指標 (RORA等)」の基準値を設定し、個社毎に検証を実施しております。
4. 特定投資株式とみなし保有株式における同一銘柄は、株式数及び貸借対照表計上額を合算しておりません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数(銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(百万円)	銘柄数(銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(百万円)
上場株式	28	3,478	27	1,885
非上場株式	—	—	1	180

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額(百万円)	売却損益の合計額(百万円)	評価損益の合計額(百万円)
上場株式	61	△100	344
非上場株式	2	0	—

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものが該当ありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
株式会社千葉銀行	254,000	184
株式会社千葉興業銀行	102,800	27
株式会社みずほフィナンシャルグループ (注)	—	—

(注) 当事業年度中に全株売却しております。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同財団等の主催する研修に参加しております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※4 357,135	※4 524,843
買入金銭債権	919	1,005
商品有価証券	231	200
金銭の信託	2,969	2,948
有価証券	※2, ※4, ※9 476,156	※1, ※2, ※4, ※9 501,352
貸出金	※2, ※3, ※5 1,814,648	※2, ※3, ※4, ※5 1,882,596
外国為替	※2 6,353	※2 7,188
その他資産	※2, ※4 17,105	※2, ※4 17,224
有形固定資産	※7, ※8 21,848	※7, ※8 20,833
建物	10,508	9,978
土地	※6 9,811	※6 9,569
建設仮勘定	136	90
その他の有形固定資産	※6 1,391	※6 1,195
無形固定資産	4,443	4,533
ソフトウェア	3,294	2,738
その他の無形固定資産	1,149	1,794
退職給付に係る資産	4,180	4,898
繰延税金資産	1,574	1,555
支払承諾見返	※2 843	※2 1,103
貸倒引当金	△9,995	△9,255
資産の部合計	2,698,415	2,961,028
<b>負債の部</b>		
預金	※4 2,404,160	※4 2,465,954
コールマネー及び売渡手形	—	20,000
債券貸借取引受入担保金	※4 16,000	※4 12,000
借入金	※4 158,000	※4 349,000
外国為替	44	93
その他負債	5,224	7,197
賞与引当金	771	743
退職給付に係る負債	233	96
役員退職慰労引当金	1	3
執行役員退職慰労引当金	52	52
睡眠預金払戻損失引当金	138	121
ポイント引当金	15	15
偶発損失引当金	297	227
再評価に係る繰延税金負債	※6 321	※6 321
支払承諾	843	1,103
負債の部合計	2,586,104	2,856,931

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	30,447	30,447
利益剰余金	31,099	34,909
自己株式	△7	△8
株主資本合計	110,408	114,216
その他有価証券評価差額金	439	△11,728
土地再評価差額金	※6 330	※6 341
退職給付に係る調整累計額	1,132	1,267
その他の包括利益累計額合計	1,902	△10,119
純資産の部合計	112,310	104,097
負債及び純資産の部合計	2,698,415	2,961,028

## ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	35,791	36,680
資金運用収益	24,327	25,937
貸出金利息	20,512	20,587
有価証券利息配当金	3,765	4,726
コールローン利息及び買入手形利息	△14	—
預け金利息	51	623
その他の受入利息	13	0
役務取引等収益	8,329	8,267
その他業務収益	1,236	661
その他経常収益	1,898	1,813
償却債権取立益	408	369
その他の経常収益	※1 1,489	※1 1,444
経常費用	33,323	31,478
資金調達費用	634	464
預金利息	142	72
譲渡性預金利息	—	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	△1
債券貸借取引支払利息	491	393
借入金利息	0	—
その他の支払利息	—	△0
役務取引等費用	3,705	3,845
その他業務費用	1,296	921
営業経費	※2 25,153	※2 23,901
その他経常費用	2,534	2,345
貸倒引当金繰入額	1,592	1,331
その他の経常費用	※3 942	※3 1,014
経常利益	2,467	5,201
特別利益	987	82
固定資産処分益	37	82
子会社株式売却益	923	—
移転補償金	26	—
特別損失	1,270	713
固定資産処分損	134	44
減損損失	※4 391	※4 93
債券貸借取引解約損	745	575
税金等調整前当期純利益	2,184	4,570
法人税、住民税及び事業税	323	327
法人税等調整額	99	8
法人税等合計	423	336
当期純利益	1,760	4,233
親会社株主に帰属する当期純利益	1,760	4,233

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	1,760	4,233
その他の包括利益	※1 5,662	※1 △12,032
その他有価証券評価差額金	4,253	△12,168
退職給付に係る調整額	1,408	135
包括利益	7,423	△7,798
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,423	△7,798

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	29,672	△7	108,981
当期変動額					
剰余金の配当			△416		△416
親会社株主に帰属する当期純利益			1,760		1,760
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			82		82
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,426	△0	1,426
当期末残高	48,868	30,447	31,099	△7	110,408

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△3,814	413	△276	△3,678	105,303
当期変動額					
剰余金の配当					△416
親会社株主に帰属する当期純利益					1,760
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					82
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,253	△82	1,408	5,580	5,580
当期変動額合計	4,253	△82	1,408	5,580	7,006
当期末残高	439	330	1,132	1,902	112,310



当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	31,099	△7	110,408
当期変動額					
剰余金の配当			△412		△412
親会社株主に帰属する当期純利益			4,233		4,233
自己株式の取得				△11	△11
自己株式の処分		△0		9	9
土地再評価差額金の取崩			△10		△10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△0	3,810	△1	3,808
当期末残高	48,868	30,447	34,909	△8	114,216

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	439	330	1,132	1,902	112,310
当期変動額					
剰余金の配当					△412
親会社株主に帰属する当期純利益					4,233
自己株式の取得					△11
自己株式の処分					9
土地再評価差額金の取崩					△10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△12,168	10	135	△12,021	△12,021
当期変動額合計	△12,168	10	135	△12,021	△8,212
当期末残高	△11,728	341	1,267	△10,119	104,097

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,184	4,570
減価償却費	2,087	2,165
減損損失	391	93
貸倒引当金の増減(△)	△755	△740
賞与引当金の増減額(△は減少)	△27	△28
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△1,693	△717
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△669	△136
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△5	1
執行役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	5	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△55	△16
ポイント引当金の増減額(△は減少)	0	0
偶発損失引当金の増減(△)	△76	△69
資金運用収益	△24,327	△25,937
資金調達費用	634	464
有価証券関係損益(△)	10	40
子会社株式売却損益(△は益)	△923	—
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△125	△15
為替差損益(△は益)	△792	△4,044
固定資産処分損益(△は益)	97	△37
貸出金の純増(△)減	△129,033	△67,947
預金の純増減(△)	152,030	61,793
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	158,000	191,000
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	△14,051	17,202
コールローン等の純増(△)減	4,924	△85
コールマネー等の純増減(△)	—	20,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△3,999	△3,999
外国為替(資産)の純増(△)減	4,021	△835
外国為替(負債)の純増減(△)	△30	48
商品有価証券の純増(△)減	205	31
資金運用による収入	24,517	25,941
資金調達による支出	△762	△509
その他	2,815	1,978
小計	174,594	220,212
法人税等の支払額	△411	△215
営業活動によるキャッシュ・フロー	174,182	219,997
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△204,054	△190,172
有価証券の売却による収入	100,850	96,818
有価証券の償還による収入	67,650	59,992
有形固定資産の取得による支出	△582	△303
無形固定資産の取得による支出	△664	△1,231
有形固定資産の除却による支出	△78	△15
資産除去債務の履行による支出	△14	△28
有形固定資産の売却による収入	286	275
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※2 5,649	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,956	△34,663

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△416	△412
自己株式の取得による支出	△0	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△416	△424
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	142,809	184,910
現金及び現金同等物の期首残高	192,236	335,045
現金及び現金同等物の期末残高	※1 335,045	※1 519,956

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 3社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

#### (2) 非連結子会社

該当ありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

#### (2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

#### (3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

#### (4) 持分法非適用の関連会社

会社名

筑波SBI地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

筑波SBI地方創生ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

#### (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 1社

#### (2) 連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：13年～50年

その他：5年～20年

##### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は24,656百万円（前連結会計年度末は25,182百万円）であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 重要な収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金、当座預け金及び普通預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用並びにその他資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	9,995百万円	9,255百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸出金等の与信債権について自己査定基準に基づき資産査定を実施し、債務者の信用リスクに応じた債務者区分を判定したうえで、予め定めている償却・引当基準に基づき債務者区分に応じた貸倒引当金を算出しております。なお、具体的な貸倒引当金の算出方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

貸倒引当金の算出に用いる債務者区分判定には、貸出先の将来の業績見通しや新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含めた国内外の経営環境に係る仮定が含まれております。新型コロナウイルス感染症による影響については、今後も一定期間続き、当行の貸出金等の信用リスクに一定程度の影響を及ぼすことが見込まれますが、政府・自治体や金融機関による中小企業の資金繰り支援等により当行の与信費用への影響は限定的であるとの仮定をおいて貸倒引当金を計上しております。

また、法人顧客の債務者区分判定は、財務指標等の定量要因に加えて、債務者の経営状態や債務償還能力、経営改善計画又は経営改善策の内容や進捗状況などの定性要因を踏まえた将来の仮定を含めて総合的に判断しております。なお、当連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに鑑み、一部の債務者について足元の業績や将来の業績見通しを債務者区分の判定や回収可能額の見積りに反映したうえで貸倒引当金を算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることを含む事業環境の変化や債務者の経営状態、業績の動向等により、今後、信用リスクが増加した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	1,574百万円	1,555百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来の合理的な課税所得の予測・仮定に基づき、将来にわたり税金負担額を軽減する効果(回収可能性)があると判断した将来減算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、毎決算期末時点において、中期経営計画をベースに経営環境や足許の収益状況等を踏まえて策定した将来5年間の収益計画及び将来減算一時差異の解消見込(スケジューリング)を基礎とした将来の課税所得の見込額を算定することにより判断しております。また、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、一定の要件を満たす債務者の状況を勘案し、それ以外の将来減算一時差異については、毎決算期末時点において把握した情報等に基づき将来5年間の解消額を見積もり、将来年度の課税所得の十分性を慎重に検討したうえで、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産計上の基礎となる将来5年間の収益計画には、今後の経営環境の変動や当行が策定した経営上の施策が着実に実行されることなどの仮定が含まれております。また、将来減算一時差異のうち重要な割合を占める貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、過年度の趨勢や当行の将来の無税化方針などに基づきスケジューリングを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産は、将来の課税所得の予測や仮定に基づき計上するため、実際の課税所得の発生状況や今後の業績等により、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化した場合、繰延税金資産の計上額は変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる当連結会計年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。

これによる当連結会計年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

上記のほか、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結関係会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
出資金	一百万円	29百万円

※2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,310百万円	4,199百万円
危険債権額	33,110百万円	27,682百万円
三月以上延滞債権額	33百万円	25百万円
貸出条件緩和債権額	8,364百万円	7,491百万円
合計額	46,819百万円	39,399百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- ※3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	5,016百万円	5,348百万円

- ※4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	105百万円	63百万円
有価証券	201,448百万円	231,646百万円
貸出金	一百万円	233,617百万円
計	201,553百万円	465,327百万円
担保資産に対応する債務		
預金	3,231百万円	2,649百万円
債券貸借取引受入担保金	16,000百万円	12,000百万円
借入金	158,000百万円	349,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有価証券	393百万円	446百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
金融商品等差入担保金	2,982百万円	3,079百万円
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
保証金	657百万円	631百万円

- ※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	376,339百万円	367,687百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの)	283,736百万円	266,290百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証



券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	△1,389百万円	△1,404百万円

- ※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
減価償却累計額	18,309百万円	18,793百万円

- ※8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
圧縮記帳額	365百万円	357百万円
（当該連結会計年度の圧縮記帳額）	（一百万円）	（一百万円）

- ※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	36,506百万円	40,341百万円

（連結損益計算書関係）

- ※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
株式等売却益	554百万円	830百万円
金銭の信託運用益	125百万円	15百万円

- ※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料・手当	13,243百万円	12,614百万円
外注委託料	3,165百万円	3,150百万円

- ※3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
貸出金償却	279百万円	494百万円
株式等売却損	55百万円	198百万円
株式等償却	118百万円	86百万円

※4. 減損損失

営業活動によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落及び店舗統廃合の決定等により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		種類	減損損失額	種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗	土地及び建物等 (16カ店)	250百万円	土地及び建物等 (13カ店)	59百万円
〃	遊休資産	土地 (3カ所)	21百万円	土地 (4カ所)	8百万円
茨城県外	営業店舗	建物等 (3カ店)	116百万円	建物等 (2カ店)	25百万円
〃	遊休資産	土地 (1カ所)	3百万円	—	一百万円
合計			391百万円		93百万円

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店に合算。また、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結子会社については、各社を1つの単位としております。

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4,505	△11,974
組替調整額	△201	△244
税効果調整前	4,304	△12,218
税効果額	△50	50
その他有価証券評価差額金	4,253	△12,168
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	2,038	506
組替調整額	△14	△311
税効果調整前	2,024	195
税効果額	△615	△59
退職給付に係る調整額	1,408	135
その他の包括利益合計	5,662	△12,032

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553	—	—	82,553	
第四種優先株式	70,000	—	—	70,000	
合計	152,553	—	—	152,553	
自己株式					
普通株式	22	1	—	23	(注)
合計	22	1	—	23	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	412	5	2020年3月31日	2020年6月5日
	第四種優先株式	3	0.05	2020年3月31日	2020年6月5日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	412	利益剰余金	5	2021年3月31日	2021年6月7日
	第四種優先株式	—	—	0	2021年3月31日	2021年6月7日

(注) 第四種優先株式の配当金については、2020年7月6日に預金保険機構が公表しました震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(令和元年度)」により算出した額としており、当該「優先配当年率としての資金調達コスト(令和元年度)」は0.00%であるため配当金の総額および1株当たり配当額は0円としております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553	—	—	82,553	
第四種優先株式	70,000	—	—	70,000	
合計	152,553	—	—	152,553	
自己株式					
普通株式	23	65	57	32	(注) 1、2
合計	23	65	57	32	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加65千株は、取締役会決議に基づく取得による63千株及び単元未満株式の買取りによる2千株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少57千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	412	5	2021年3月31日	2021年6月7日
	第四種優先株式	—	0	2021年3月31日	2021年6月7日

(注) 第四種優先株式の配当金については、2020年7月6日に預金保険機構が公表しました震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(令和元年度)」により算出した額としており、当該「優先配当年率としての資金調達コスト(令和元年度)」は0.00%であるため配当金の総額および1株当たり配当額は0円としております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	412	利益剰余金	5	2022年3月31日	2022年6月6日
	第四種優先株式	—	—	0	2022年3月31日	2022年6月6日

(注) 第四種優先株式の配当金については、2021年7月9日に預金保険機構が公表しました震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(令和2年度)」により算出した額としており、当該「優先配当年率としての資金調達コスト(令和2年度)」は0.00%であるため配当金の総額および1株当たり配当額は0円としております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金預け金勘定	357,135百万円	524,843百万円
通知預け金	△17百万円	△17百万円
定期預け金	△8百万円	△8百万円
その他の預け金	△22,063百万円	△4,861百万円
現金及び現金同等物	335,045百万円	519,956百万円

※2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式の売却により筑波信用保証株式会社(以下、「同子会社」という。)を除外したことに伴う連結除外時の資産及び負債の主な内訳並びに同子会社の売却価額と同子会社の売却による収入との関係は次のとおりであります。

資産	11,569 百万円
負債	△ 6,884 百万円
貸倒引当金	41 百万円
子会社株式売却益	923 百万円
同子会社の株式の売却価額	5,650 百万円
同子会社の現金及び現金同等物(△)	0 百万円
差引：同子会社売却による収入	5,649 百万円

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。当行が主たる事業とする銀行業務においては、預金等による資金調達を行い、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。また、お客さまとの取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、連結子会社が有する与信等も含めてリスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざすとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、信用リスク管理部署が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

## ② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM (Asset Liability Management) の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

一方、業務管理面では、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署（バックオフィス）を明確に分離し、さらに市場リスクを担当するリスク統括部署（ミドルオフィス）を設置し、相互牽制機能を確保しております。

### (i) 金利リスクの管理

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠（投資額または保有額の上限）を決定しております。各部署は、このリスク・リミットルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行い、毎月のALM委員会や都度の常務会等で報告・モニタリングを実施しております。

### (ii) 為替リスクの管理

当行は、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用しております。

### (iii) 価格変動リスクの管理

経営方針に基づいて、市場関連リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組んでおります。

投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、常務会で決定しております。

### (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

### (v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間60日（政策投資株式は120日、売買目的有価証券は1日）、信頼水準99%、観測期間1年）を採用しております。

2022年3月31日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で276億円（前連結会計年度は117億円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損失を比較するバックテストを実施しております。

また、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づきALM委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。上記のほか、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券 その他有価証券	458,809	458,809	—
(2) 貸出金 貸倒引当金(*1)	1,814,648 △9,795		
	1,804,852	1,840,188	35,335
資産計	2,263,662	2,298,998	35,335
(1) 預金	2,404,160	2,404,244	83
(2) 借入金	158,000	158,000	—
負債計	2,562,160	2,562,244	83
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(892)	(892)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(892)	(892)	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券 その他有価証券	482,789	482,789	—
(2) 貸出金 貸倒引当金(*1)	1,882,596 △9,061		
	1,873,534	1,903,330	29,796
資産計	2,356,324	2,386,120	29,796
(1) 預金	2,465,954	2,466,007	52
(2) 借入金	349,000	348,953	△46
負債計	2,814,954	2,814,960	6
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,533)	(2,533)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(2,533)	(2,533)	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式 (*1) (*2) (*3)	1,619	1,322
組合出資金 (*2) (*4)	2,347	2,552
私募投資信託 (REIT)	13,379	14,659
合計	17,347	18,533

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 子会社株式及び関連会社株式等は、上記に含めておりません。

(\*3) 前連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について86百万円減損処理を行っております。

(\*4) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	54,757	67,965	54,219	45,199	109,525	109,209
その他有価証券のうち 満期があるもの	54,757	67,965	54,219	45,199	109,525	109,209
うち国債	9,500	15,000	9,500	1,000	5,000	4,300
地方債	28,039	26,604	18,781	24,992	37,174	44,699
社債	15,849	22,420	17,857	7,986	15,926	29,841
貸出金 (*)	329,704	311,156	278,158	188,084	198,860	455,881
合計	384,462	379,122	332,378	233,283	308,385	565,091

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの52,802百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	40,354	56,129	61,326	30,977	164,475	93,732
その他有価証券のうち 満期があるもの	40,354	56,129	61,326	30,977	164,475	93,732
うち国債	8,000	16,500	—	1,500	15,000	3,800
地方債	16,283	14,149	20,413	16,678	32,070	29,337
社債	12,942	20,350	21,856	8,299	13,117	31,410
貸出金 (*)	356,223	327,132	279,652	175,475	206,376	492,364
合計	396,578	383,261	340,978	206,453	370,851	586,097

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの45,387百万円は含めておりません。

(注4) 預金及び借入金等の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	2,235,639	136,530	28,852	1,417	1,720	—
借入金	158,000	—	—	—	—	—
合計	2,393,639	136,530	28,852	1,417	1,720	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,303,351	137,201	22,631	617	2,151	—
借入金	332,000	—	17,000	—	—	—
合計	2,635,351	137,201	39,631	617	2,151	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券	70,705	217,976	40,181	328,863
国債・地方債等	45,473	128,801	—	174,275
社債	—	67,226	40,181	107,408
株式	5,503	—	—	5,503
その他	19,727	21,947	—	41,675
資産計	70,705	217,976	40,181	328,863
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,533	—	2,533
負債計	—	2,533	—	2,533

(\*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は153,926百万円であります。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	1,903,330	1,903,330
資産計	—	—	1,903,330	1,903,330
預金	—	2,466,007	—	2,466,007
借入金	—	348,953	—	348,953
負債計	—	2,814,960	—	2,814,960

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資産

##### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しておりま



す。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれます。

保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算出しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

#### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。貸出期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。返済期間の定めのないものについては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、額面金額から個別貸倒引当金を差し引いた金額で時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

#### 負債

##### 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規預け入れレートを用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

##### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び市場金利に信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

##### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
保証付私募債	割引現在価値法	割引率	△0.28%－2.17%	0.86%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
有価証券								
その他有価証券								
保証付私募債	36,489	—	△143	3,835	—	—	40,181	—

(\*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは金融商品の時価等の算定基準や時価会計運用基準等において時価の算定に関する手続きを定めており、これに沿って各取引を所管する部門が時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は、毎期監査部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対するリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	△4	△1

2. 満期保有目的の債券

該当ありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,459	2,267	1,192
	債券	158,184	156,078	2,105
	国債	37,394	36,440	953
	地方債	62,984	62,288	696
	社債	57,805	57,349	456
	その他	61,069	59,161	1,907
	外国債券	17,569	16,630	938
	その他	43,499	42,530	969
	小計	222,713	217,507	5,205
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	561	581	△20
	債券	179,050	180,408	△1,358
	国債	8,255	8,353	△98
	地方債	118,649	119,403	△754
	社債	52,145	52,651	△505
	その他	71,954	75,292	△3,338
	外国債券	6,772	7,139	△367
	その他	65,181	68,152	△2,970
	小計	251,566	256,282	△4,716
合計		474,279	473,790	489

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,531	3,111	1,419
	債券	91,265	90,268	997
	国債	27,415	26,849	566
	地方債	26,466	26,159	307
	社債	37,383	37,259	123
	その他	15,361	15,064	296
	外国証券	7,678	7,594	83
	その他	7,683	7,469	213
	小計	111,157	108,444	2,713
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	972	1,043	△70
	債券	190,418	192,996	△2,577
	国債	18,058	18,409	△351
	地方債	102,335	103,767	△1,431
	社債	70,025	70,819	△794
	その他	180,592	192,386	△11,793
	外国証券	33,997	36,287	△2,290
	その他	146,595	156,099	△9,503
	小計	371,984	386,426	△14,442
合計		483,142	494,870	△11,728

#### 4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	6,322	554	55
債券	56,057	666	554
国債	16,653	36	—
地方債	32,117	509	10
社債	7,286	119	543
その他	38,638	501	664
外国債券	22,646	394	37
その他	15,991	107	626
合計	101,018	1,722	1,274

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	16,957	830	198
債券	35,130	107	—
国債	5,531	17	—
地方債	27,535	89	—
社債	2,063	0	—
その他	44,674	376	866
外国債券	25,578	170	—
その他	19,096	206	866
合計	96,762	1,315	1,064

#### 5. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度中に、運用方針の変更に伴い、満期保有目的の債券(連結貸借対照表計上額55,079百万円)をその他有価証券に区分変更しております。この変更により、有価証券は1,339百万円増加し、その他有価証券評価差額金は932百万円増加し、繰延税金負債は407百万円増加しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

#### 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、株式117百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、株式0百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1ヶ月平均時価(債券は連結決算期末日時価)が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1ヶ月平均時価(債券は連結決算期末日時価)が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,969	119

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,948	9

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	489
その他有価証券	489
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	50
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	439
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	439

当連結会計年度(2022年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	△11,728
その他有価証券	△11,728
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△11,728
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△11,728

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	23,063	—	△892	△892
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△892	△892

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	45,050	—	△2,533	△2,533
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△2,533	△2,533

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

- (3) 株式関連取引  
該当ありません。
- (4) 債券関連取引  
該当ありません。
- (5) 商品関連取引  
該当ありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引  
該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度としてキャッシュバランスプランを基本とした確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用するほか、確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、退職一時金制度の一部には退職給付信託を設定しており、積立型制度となっております。

確定拠出年金制度では、給与に基づいた掛金を拠出しております。

一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,105	14,535
勤務費用	421	398
利息費用	33	50
数理計算上の差異の発生額	△106	△469
退職給付の支払額	△918	△894
退職給付債務の期末残高	14,535	13,621

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	16,779	18,578
期待運用収益	296	324
数理計算上の差異の発生額	1,932	37
事業主からの拠出額	237	215
退職給付の支払額	△667	△636
年金資産の期末残高	18,578	18,519

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,535	13,621
年金資産	△18,578	△18,519
	△4,042	△4,898
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,042	△4,898

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付に係る負債	137	—
退職給付に係る資産	△4,180	△4,898
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,042	△4,898

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	421	398
利息費用	33	50
期待運用収益	△296	△324
数理計算上の差異の損益処理額	△14	△311
その他	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	144	△186

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
数理計算上の差異	2,024	195
合計	2,024	195

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
未認識数理計算上の差異	1,626	1,821
合計	1,626	1,821

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
株式	34%	33%
債券	34%	40%
一般勘定	11%	11%
その他	21%	16%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度20%、当連結会計年度21%含まれております。



② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、年金資産を構成する有価証券等の過去の運用実績や、運用方針及び市場の動向等を考慮したうえで、それぞれの資産から長期的に期待される収益に基づき設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率	0.35%	0.51%
長期期待運用収益率		
企業年金基金	2.00%	2.00%
退職給付信託	0.00%又は2.00%	0.00%又は2.00%

(注) 当行は、退職給付債務の計算の基礎に「予想昇給率」を組み入れておりません。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	98	96
退職給付費用	16	11
退職給付の支払額	△11	△10
その他	△7	—
退職給付に係る負債の期末残高	96	96

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	96	96
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	96	96

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付に係る負債	96	96
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	96	96

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用                      前連結会計年度 16百万円    当連結会計年度 11百万円

4. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度110百万円、当連結会計年度108百万円でありま

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	10,308 百万円	9,852 百万円
繰越欠損金(注1)	2,932	17
有価証券償却	581	580
退職給付に係る負債	399	212
減価償却超過額	901	807
その他有価証券評価差額金	1,433	4,390
土地に係る減損損失	329	275
合併による土地評価損	631	494
その他	868	868
繰延税金資産小計	18,386	17,499
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△2,932	△17
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,229	△14,018
評価性引当額小計	△14,162	△14,036
繰延税金資産合計	4,224	3,463
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△446	△406
資産除去債務	△9	△8
退職給付信託設定益	△215	△215
その他有価証券評価差額金	△1,484	△723
退職給付に係る調整累計額	△494	△553
繰延税金負債合計	△2,650	△1,907
繰延税金資産の純額	1,574 百万円	1,555 百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(*1)	2,915	—	13	—	—	3	2,932
評価性引当額	2,915	—	13	—	—	3	2,932
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(*2)	—	13	—	—	—	3	17
評価性引当額	—	13	—	—	—	3	17
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(\*2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4 %	30.4 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.5	△0.5
住民税均等割等	2.1	0.8
評価性引当額の増減によるもの	△2.3	△24.5
再評価に係る繰延税金負債の取崩しによるもの	△1.6	—
その他	△3.3	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.4 %	7.4 %

3. 当行グループの繰延税金資産については、基本的に当連結会計年度末において5年間の長期収益計画に基づいて計上しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役務取引等収益	6,956
預金・貸出業務	1,799
為替業務	1,223
証券関連業務	1,858
代理業務	1,306
保護預り・貸金庫業務	136
その他業務	632
その他業務収益	177
その他経常収益	48
顧客との契約から生じる経常収益	7,182
上記以外の経常収益	29,497
経常収益	36,680

(注) 「上記以外の経常収益」は主に資金運用収益等の「金融商品に関する会計基準」の適用対象の収益になります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当行グループの顧客との契約から生じる経常収益は、主に投資信託及び生命保険等の金融商品販売に係る手数料、内国為替及び外国為替に係る手数料などから構成されます。

金融商品販売に係る手数料は金融商品販売の約定を行った時点、内国為替及び外国為替に係る手数料は振込等の為替取引が完了した時点で、それぞれ契約上の履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、常務会等において経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心にシステム開発業、コンサルティング業及び投資業の金融サービスに係る事業を行っており、当行が営む「銀行業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当行グループの報告セグメントは、従来当行が営む「銀行業」及び連結子会社の筑波信用保証㈱が営む「信用保証業、与信事務受託業」を報告セグメントとしておりましたが、同社については、2021年3月31日付で、当行の保有する同社の全株式を譲渡したことにより連結の範囲から除外しているため、当連結会計年度より「銀行業」のみを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一の方法により算定しております。

なお、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	35,261	401	35,662	129	35,791	—	35,791
セグメント間の内部経常収益	312	605	918	496	1,414	△1,414	—
計	35,573	1,006	36,580	625	37,206	△1,414	35,791
セグメント利益	2,128	548	2,677	63	2,740	△272	2,467
セグメント資産	2,697,468	—	2,697,468	904	2,698,372	42	2,698,415
セグメント負債	2,586,459	—	2,586,459	146	2,586,606	△501	2,586,104
その他の項目							
減価償却費	2,069	17	2,086	0	2,087	—	2,087
資金運用収益	24,619	0	24,619	0	24,619	△292	24,327
資金調達費用	634	—	634	—	634	△0	634
特別利益	4,430	0	4,430	—	4,430	△3,443	987
(固定資産処分益)	37	0	37	—	37	—	37
(子会社株式売却益)	4,235	—	4,235	—	4,235	△3,311	923
(子会社清算益)	131	—	131	—	131	△131	—
(移転補償金)	26	—	26	—	26	—	26
特別損失	1,269	1	1,270	0	1,270	—	1,270
(固定資産処分損)	133	1	134	0	134	—	134
(減損損失)	391	—	391	—	391	—	391
(債券貸借取引解約損)	745	—	745	—	745	—	745
税金費用	277	110	387	35	423	—	423
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,243	2	1,245	0	1,246	—	1,246

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、システム開発業、コンサルティング業及び投資業を含んでおります。

3. 調整額は次のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△272百万円は、セグメント間取引消去であります。

- (2)セグメント資産の調整額42百万円は、主にセグメント間取引消去であります。
  - (3)セグメント負債の調整額△501百万円は、主にセグメント間取引消去であります。
  - (4)資金運用収益の調整額△292百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - (5)資金調達費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - (6)特別利益の調整額△3,443百万円は、単体上の簿価と連結上の簿価との差額の調整であります。
4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。
5. 「信用保証業、与信事務受託業」は、2021年3月31日付で、筑波信用保証株式会社の全株式を譲渡したことにより、同日時点までの業績が含まれておりますが、連結貸借対照表項目については除外しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであり、銀行業以外の事業については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役員取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	20,998	5,612	8,329	851	35,791

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役員取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	21,039	6,056	8,267	1,317	36,680

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	計		
減損損失	391	—	391	—	391

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであり、銀行業以外の事業については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 今井建材 (注1、2)	茨城県 つくば市	10	卸売業	なし	融資取引	資金の 貸付  利息の 受取	5  1	貸出金	125

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、利率を合理的に決定しております。

2. 株式会社今井建材は、当行役員である長島明伸の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。なお、取引金額については、当行役員である長島明伸の役員就任期間中の取引金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

記載すべき重要なものはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当ありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	936円75銭	837円32銭
1株当たり当期純利益	21円33銭	51円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	6円28銭	15円21銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	112,310	104,097
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	35,000	35,000
（うち優先株式の払込金額）	百万円	35,000	35,000
（うち優先配当額）	百万円	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	77,310	69,097
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	82,530	82,521

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,760	4,233
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
うち優先配当額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益	百万円	1,760	4,233
普通株式の期中平均株式数	千株	82,530	82,519
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益 調整額	百万円	—	—
うち優先配当額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	197,461	195,682
うち優先株式	千株	197,461	195,682

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	158,000	349,000	0.00	—
借入金	158,000	349,000	0.00	2022年4月～ 2026年3月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。  
 2. 日本銀行からの借入金349,000百万円は無利息であります。  
 3. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	332,000	—	—	17,000	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	9,152	18,436	27,662	36,680
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	1,357	2,907	4,377	4,570
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	935	2,463	3,664	4,233
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	11.32	29.85	44.40	51.30

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	11.32	18.52	14.55	6.90



## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
現金預け金	357,135	524,843
現金	26,186	26,930
預け金	※4 330,949	※4 497,913
買入金銭債権	919	1,005
商品有価証券	231	200
商品国債	157	85
商品地方債	74	114
金銭の信託	2,969	2,948
有価証券	※1, ※2, ※4, ※7 476,221	※1, ※2, ※4, ※7 501,419
国債	45,649	45,473
地方債	181,634	128,801
社債	109,950	107,408
株式	5,172	6,443
その他の証券	133,813	213,291
貸出金	※2, ※5 1,814,648	※2, ※4, ※5 1,882,596
割引手形	※3 5,016	※3 5,348
手形貸付	104,274	105,474
証書貸付	1,626,102	1,682,299
当座貸越	79,255	89,472
外国為替	※2 6,353	※2 7,188
外国他店預け	6,347	7,188
取立外国為替	5	-
その他資産	17,066	17,194
未決済為替貸	0	-
前払費用	328	420
未収収益	1,971	2,037
金融商品等差入担保金	2,982	3,079
その他の資産	※2, ※4 11,784	※2, ※4 11,657
有形固定資産	※6 21,847	※6 20,833
建物	10,508	9,978
土地	9,811	9,569
建設仮勘定	136	90
その他の有形固定資産	1,391	1,194
無形固定資産	4,443	4,532
ソフトウェア	3,294	2,737
その他の無形固定資産	1,149	1,794
前払年金費用	2,714	3,205
繰延税金資産	2,068	2,109
支払承諾見返	※2 843	※2 1,103
貸倒引当金	△9,995	△9,255
資産の部合計	2,697,468	2,959,925

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	※4 2,404,457	※4 2,466,336
当座預金	52,736	50,922
普通預金	1,477,697	1,577,121
貯蓄預金	13,028	13,000
通知預金	2,557	1,312
定期預金	830,599	798,565
定期積金	11,130	9,801
その他の預金	16,708	15,613
コールマネー	-	20,000
債券貸借取引受入担保金	※4 16,000	※4 12,000
借入金	158,000	349,000
借入金	※4 158,000	※4 349,000
外国為替	44	93
売渡外国為替	15	27
未払外国為替	28	65
その他負債	5,213	7,159
未決済為替借	13	2
未払法人税等	246	402
未払費用	1,011	760
前受収益	1,657	1,737
給付補填備金	62	62
金融派生商品	892	2,533
資産除去債務	120	114
その他の負債	1,209	1,546
賞与引当金	752	720
退職給付引当金	326	159
執行役員退職慰労引当金	49	52
睡眠預金払戻損失引当金	138	121
ポイント引当金	15	15
偶発損失引当金	297	227
再評価に係る繰延税金負債	321	321
支払承諾	843	1,103
負債の部合計	2,586,459	2,857,312

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	30,447	30,447
資本準備金	9,376	9,376
その他資本剰余金	21,070	21,070
利益剰余金	30,929	34,694
利益準備金	946	1,029
その他利益剰余金	29,982	33,664
繰越利益剰余金	29,982	33,664
自己株式	△7	△8
株主資本合計	110,238	114,000
その他有価証券評価差額金	439	△11,728
土地再評価差額金	330	341
評価・換算差額等合計	769	△11,387
純資産の部合計	111,008	102,613
負債及び純資産の部合計	2,697,468	2,959,925

## ② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
経常収益	35,573	36,545
資金運用収益	24,619	25,937
貸出金利息	20,512	20,587
有価証券利息配当金	4,057	4,726
コールローン利息	△14	-
預け金利息	51	623
その他の受入利息	13	0
役務取引等収益	7,848	8,181
受入為替手数料	1,387	1,223
その他の役務収益	6,460	6,958
その他業務収益	1,236	661
国債等債券売却益	1,167	484
その他の業務収益	68	177
その他経常収益	1,869	1,764
償却債権取立益	408	369
株式等売却益	554	830
金銭の信託運用益	125	15
その他の経常収益	780	549
経常費用	33,479	31,413
資金調達費用	634	464
預金利息	143	72
譲渡性預金利息	-	0
コールマネー利息	△0	△1
債券貸借取引支払利息	491	393
借用金利息	0	-
その他の支払利息	-	△0
役務取引等費用	3,891	3,845
支払為替手数料	387	289
その他の役務費用	3,504	3,555
その他業務費用	1,296	921
外国為替売買損	76	53
商品有価証券売買損	0	1
国債等債券売却損	1,218	866
営業経費	※1 24,953	※1 23,814
その他経常費用	2,703	2,366
貸倒引当金繰入額	1,731	1,331
貸出金償却	279	494
株式等売却損	55	198
株式等償却	118	0
その他の経常費用	518	342
経常利益	2,094	5,132

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
特別利益	4,430	82
固定資産処分益	37	82
子会社株式売却益	4,235	-
子会社清算益	131	-
移転補償金	26	-
特別損失	1,269	713
固定資産処分損	133	44
減損損失	391	93
債券貸借取引解約損	745	575
税引前当期純利益	5,255	4,501
法人税、住民税及び事業税	183	304
法人税等調整額	94	8
法人税等合計	277	313
当期純利益	4,977	4,188

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447	863	25,421	26,285	△7	105,594	
当期変動額										
剰余金の配当					83	△499	△416		△416	
当期純利益						4,977	4,977		4,977	
自己株式の取得								△0	△0	
土地再評価差額金の 取崩						82	82		82	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	83	4,561	4,644	△0	4,644	
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447	946	29,982	30,929	△7	110,238	

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,814	413	△3,401	102,192
当期変動額				
剰余金の配当				△416
当期純利益				4,977
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の 取崩				82
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	4,253	△82	4,171	4,171
当期変動額合計	4,253	△82	4,171	8,815
当期末残高	439	330	769	111,008

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447	946	29,982	30,929	△7	110,238
当期変動額									
剰余金の配当					82	△495	△412		△412
当期純利益						4,188	4,188		4,188
自己株式の取得								△11	△11
自己株式の処分			△0	△0				9	9
土地再評価差額金の 取崩						△10	△10		△10
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	△0	△0	82	3,681	3,764	△1	3,762
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447	1,029	33,664	34,694	△8	114,000

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	439	330	769	111,008
当期変動額				
剰余金の配当				△412
当期純利益				4,188
自己株式の取得				△11
自己株式の処分				9
土地再評価差額金の 取崩				△10
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△12,168	10	△12,157	△12,157
当期変動額合計	△12,168	10	△12,157	△8,394
当期末残高	△11,728	341	△11,387	102,613

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物：13年～50年  
その他： 5年～20年
  - (2) 無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 収益の計上基準  
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は24,656百万円（前事業年度末は25,182百万円）であります。
  - (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法に



より按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	9,995百万円	9,255百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸出金等の与信債権について自己査定基準に基づき資産査定を実施し、債務者の信用リスクに応じた債務者区分を判定したうえで、予め定めている償却・引当基準に基づき債務者区分に応じた貸倒引当金を算出しております。なお、具体的な貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 7. 引当金の計上基準」 「(1)貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金の算出に用いる債務者区分判定には、貸出先の将来の業績見通しや新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含めた国内外の経営環境に係る仮定が含まれております。新型コロナウイルス感染症による影響については、今後も一定期間続き、当行の貸出金等の信用リスクに一定程度の影響を及ぼすことが見込まれますが、政府・自治体や金融機関による中小企業の資金繰り支援等により当行の与信費用への影響は限定的であるとの仮定をおいて貸倒引当金を計上しております。

また、法人顧客の債務者区分判定は、財務指標等の定量要因に加えて、債務者の経営状態や債務償還能力、経営改善計画又は経営改善策の内容や進捗状況などの定性要因を踏まえた将来の仮定を含めて総合的に判断しております。

なお、当事業年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに鑑み、一部の債務者について、足元の業績や将来の業績見通しを債務者区分の判定や回収可能額の見積りに反映したうえで貸倒引当金を算出しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることを含む事業環境の変化や債務者の経営状態、業績の動向等により、今後、信用リスクが増加した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 繰延税金資産

### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	2,068百万円	2,109百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

繰延税金資産は、将来の合理的な課税所得の予測・仮定に基づき、将来にわたり税金負担額を軽減する効果（回収可能性）があると判断した将来減算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、毎決算期末時点において、中期経営計画をベースに経営環境や足許の収益状況等を踏まえて策定した将来5年間の収益計画及び将来減算一時差異の解消見込（スケジューリング）を基礎とした将来の課税所得の見込額を算定することにより判断しております。また、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、一定の要件を満たす債務者の状況を勘案し、それ以外の将来減算一時差異については、毎決算期末時点において把握した情報等に基づき将来5年間の解消額を見積もり、将来年度の課税所得の十分性を慎重に検討したうえで、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

#### ②主要な仮定

繰延税金資産計上の基礎となる将来5年間の収益計画には、今後の経営環境の変動や当行が策定した経営上の施策が着実に実行されることなどの仮定が含まれております。また、将来減算一時差異のうち重要な割合を占める貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、過年度の趨勢や当行の将来の無税化方針などに基づきスケジューリングを行っております。

#### ③翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産は、将来の課税所得の予測や仮定に基づき計上するため、実際の課税所得の発生状況や今後の業績等により、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化した場合、繰延税金資産の計上額は変動する可能性があります。

### (会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。

これによる当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
株式	50百万円	50百万円
出資金	533百万円	477百万円

※2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,310百万円	4,199百万円
危険債権額	33,110百万円	27,682百万円
三月以上延滞債権額	33百万円	25百万円
貸出条件緩和債権額	8,364百万円	7,491百万円
合計額	46,819百万円	39,399百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

※3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
	5,016百万円	5,348百万円

※4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
担保に供している資産		
預け金	105百万円	63百万円
有価証券	201,448百万円	231,646百万円
貸出金	—百万円	233,617百万円
計	201,553百万円	465,327百万円
担保資産に対応する債務		
預金	3,231百万円	2,649百万円
債券貸借取引受入担保金	16,000百万円	12,000百万円
借入金	158,000百万円	349,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有価証券	393百万円	446百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
保証金	656百万円	631百万円

※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	376,339百万円	367,687百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	283,736百万円	266,290百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
圧縮記帳額	365百万円	357百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(—百万円)	(—百万円)

※7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
	36,506百万円	40,341百万円

(損益計算書関係)

※1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料・手当	12,640百万円	12,217百万円
外注委託料	3,147百万円	3,140百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式  
前事業年度 (2021年3月31日)

該当ありません。

当事業年度 (2022年3月31日)

該当ありません。

(注) 上記「子会社株式及び関連会社株式」に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額  
(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
子会社株式	50	50
関連会社株式	—	—
組合出資金	533	477
合計	583	527

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	10,308 百万円	9,852 百万円
繰越欠損金	2,932	17
有価証券償却	581	579
退職給付引当金	378	192
減価償却超過額	901	807
その他有価証券評価差額金	1,433	4,390
土地に係る減損損失	329	275
合併による土地評価損	631	494
その他	858	860
繰延税金資産小計	18,356	17,470
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,932	△17
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,199	△13,989
評価性引当額	△14,132	△14,006
繰延税金資産合計	4,224	3,463
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△446	△406
資産除去債務	△9	△8
退職給付信託設定益	△215	△215
その他有価証券評価差額金	△1,484	△723
繰延税金負債合計	△2,155	△1,353
繰延税金資産の純額	2,068 百万円	2,109 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.4 %	30.4 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.7	△0.5
住民税均等割等	0.8	0.9
評価性引当額の増減によるもの	△22.4	△24.9
再評価に係る繰延税金負債の取崩しによるもの	△0.7	—
その他	△0.3	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.3 %	7.0 %

3. 当行の繰延税金資産については、当事業年度末において5年間の長期収益計画に基づいて計上しております。

(収益認識関係)

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	22,347	192	318 (67)	22,221	12,243	650	9,978
土地	9,811	7	249 (8)	9,569	—	—	9,569
建設仮勘定	[648] 136	144	190	[648] 90	—	—	90
その他の有形固定資産	7,853	631	749 (8)	7,736	6,541	380	1,194
	[3]	[12]	[1]	[14]			
有形固定資産計	40,148	976	1,507 (84)	39,618	18,784	1,031	20,833
	[652]	[12]	[1]	[662]			
無形固定資産							
ソフトウェア	7,466	576	14	8,028	5,290	1,132	2,737
その他の無形固定資産	1,196	1,165	519 (8)	1,842	48	1	1,794
無形固定資産計	8,663	1,741	533 (8)	9,871	5,339	1,133	4,532

(注) 1. 当期減少額欄における ( ) 内は減損損失の計上額 (内書き) であります。

2. 当期首残高欄及び当期末残高欄における [ ] 内は、土地再評価差額 (繰延税金負債控除前) の残高であります。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	3,300	3,329	—	3,300	3,329
個別貸倒引当金	6,695	5,926	2,071	4,623	5,926
賞与引当金	752	720	752	—	720
執行役員退職慰労引当金	49	12	9	—	52
睡眠預金払戻損失引当金	138	16	32	—	121
ポイント引当金	15	15	—	15	15
偶発損失引当金	297	227	—	297	227
計	11,248	10,248	2,865	8,236	10,394

(注) 当期減少額 (その他) 欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・回収及び洗替による取崩額

ポイント引当金・・・洗替による取崩額

偶発損失引当金・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	246	892	736	—	402
未払法人税等	62	251	239	—	74
未払事業税	183	641	496	—	328

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号　みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号　みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	<p>当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、水戸市において発行する茨城新聞および東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>なお、電子公告は当行ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。</p> <p><a href="https://www.tsukubabank.co.jp/">https://www.tsukubabank.co.jp/</a></p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

    会社法第189条第2項各号に掲げる権利

    会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

    株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

    株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

(注) 2. 特別口座に記載されている単元未満株式の買取りにつきましては、日本証券代行株式会社にて取扱います。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第97期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）  
2021年6月24日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月24日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第98期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）  
2021年8月10日関東財務局長に提出。

第98期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）  
2021年11月25日関東財務局長に提出。

第98期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）  
2022年2月7日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2021年6月25日関東財務局長に提出。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2021年6月1日 至 2021年6月30日）  
2021年7月2日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2021年7月1日 至 2021年7月31日）  
2021年8月6日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月15日

株式会社筑波銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 田 世 紀

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轡 田 留 美 子

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

法人顧客（地方公共団体等を除く）の自己査定における債務者区分判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金1,882,596百万円（連結総資産の約63.6%）及び貸倒引当金9,255百万円が計上されており、貸倒引当金は法人顧客向け与信に対するものが大半である。</p> <p>株式会社筑波銀行は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. (5)貸倒引当金の計上基準」及び「重要な会計上の見積り 1. 貸倒引当金」に記載のとおり、貸倒引当金の対象となる債権の債務者について、内部規程として予め定めている自己査定基準に則って信用リスクの程度に応じた債務者区分を決定し、償却・引当基準に則り債務者区分ごとに貸倒引当金を見積っている。</p> <p>法人顧客の債務者区分の判定は、財務指標等の定量要因に加えて、将来の業績見通しやキャッシュ・フローの状況等の定性要因を考慮して総合的に判断される。特に定性要因に基づく判断は、将来に関する予測を伴うため、債務者の財務内容を把握したうえで、その経営状態や債務償還能力、経営改善計画又は経営改善策の内容と進捗状況等を踏まえて総合的に行われる。これらは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含め内外の経営環境の変化の影響を受けることから不確実性があり、経営者の現状認識や判断に依拠するところがある。</p> <p>したがって、当監査法人は貸倒引当金に関する監査を行うにあたって、定量的に判定した債務者区分を定性要因を考慮して変更している貸出先、及び業界動向や業況から信用リスクが高まっている可能性があると考えられる貸出先の債務者区分判定を最も慎重に検討すべき領域と位置付けた。</p> <p>当監査法人は、上記の理由により、株式会社筑波銀行における貸倒引当金の算定に用いるこれらの債務者区分判定の妥当性が、連結財務諸表監査における「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社筑波銀行の債務者区分判定の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>自己査定における債務者区分の判定に関して、主に以下の点に着目して内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己査定に関する諸規程への準拠性</li> <li>・債務者の決算情報が自己査定システムに正確に入力されていることを検証する態勢</li> <li>・定性要因を勘案した債務者区分を適切に判定する態勢</li> </ul> <p>(2) 抽出した債務者における債務者区分の検討</p> <p>定量的に判定した債務者区分を定性要因を考慮して変更している貸出先、及び直近の業績や業界動向等から信用リスクが高まっている可能性があると考えられる貸出先から、金額的重要性を加味して抽出を行い、債務者区分判定の妥当性を検討した。</p> <p>具体的には、抽出した貸出先の債務者区分判定に関する一連の根拠資料を入手・閲覧した他、必要に応じて債務者の状況について担当者への質問を行い、財務指標等の定量要因に加えて、将来の業績見通しなど定性要因も踏まえて債務者区分が判定されているかを主に以下の点に着目して検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者の具体的な事業内容、実態を反映した決算情報</li> <li>・経営改善計画又は経営改善策の実行可能性</li> <li>・債務者の業績見通し及び資金繰りの状況</li> <li>・経営環境の変化が債務者の業況に与える影響</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社筑波銀行の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社筑波銀行が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項につい

て報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2022年6月15日

株式会社筑波銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 田 世 紀

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轡 田 留 美 子

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(法人顧客（地方公共団体等を除く）の自己査定における債務者区分判定の妥当性)

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「法人顧客（地方公共団体等を除く）の自己査定における債務者区分判定の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「法人顧客（地方公共団体等を除く）の自己査定における債務者区分判定の妥当性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。



当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。